

一般廃棄物処理基本計画

令和5年1月

嘉麻市

～ 目 次 ～

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | |
| 第1節 | 計画策定の目的 | 1 |
| 第2節 | 計画期間 | 2 |
| 第3節 | 計画対象廃棄物 | 4 |
| 第2章 | 地域概況 | |
| 第1節 | 自然環境 | 5 |
| 第2節 | 社会環境 | 9 |
| 第3節 | 上位計画 | 14 |
| 第3章 | ごみ処理の現状と課題 | |
| 第1節 | ごみの分別 | 25 |
| 第2節 | ごみ処理の流れ | 28 |
| 第3節 | ごみ処理施設 | 31 |
| 第4節 | ごみ排出量 | 35 |
| 第5節 | ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み | 43 |
| 第6節 | ごみ処理の課題 | 45 |
| 第4章 | ごみ処理基本計画 | |
| 第1節 | ごみ処理の目標 | 49 |
| 第2節 | 目標値の設定 | 51 |
| 第3節 | 目標達成に向けた取組み | 64 |
| 第4節 | 基本施策 | 65 |
| 第5節 | その他 | 74 |
| 第5章 | 生活排水処理の現状と課題 | |
| 第1節 | 生活排水処理の流れ | 76 |
| 第2節 | 生活排水処理施設 | 78 |
| 第3節 | 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率 | 80 |
| 第4節 | し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況 | 83 |
| 第5節 | 生活排水処理の課題 | 84 |
| 第6章 | 生活排水処理基本計画 | |
| 第1節 | 生活排水処理基本計画 | 85 |
| 第2節 | し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 | 89 |
| 第3節 | その他 | 91 |

第1節 計画策定の目的

1-1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確化するものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、本計画については、策定後概ね5年で計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切とされています。

1-2 計画策定の目的

循環型社会の形成に向け、嘉麻市（以下「本市」とします。）では、ごみの減量化及び資源化や生活排水処理の向上に関する各種施策に取り組んでいます。

平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減目標である「パリ協定」が採択され、世界各国は環境施策に対する考え方を大きく転換しています。

同時に、我が国でも平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、地域が有する豊かな自然環境などのポテンシャルを持続可能な形で最大限活用することにより、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地域の活力を最大限に発揮することが提唱されています。

また、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組みに関する将来像が定められました。

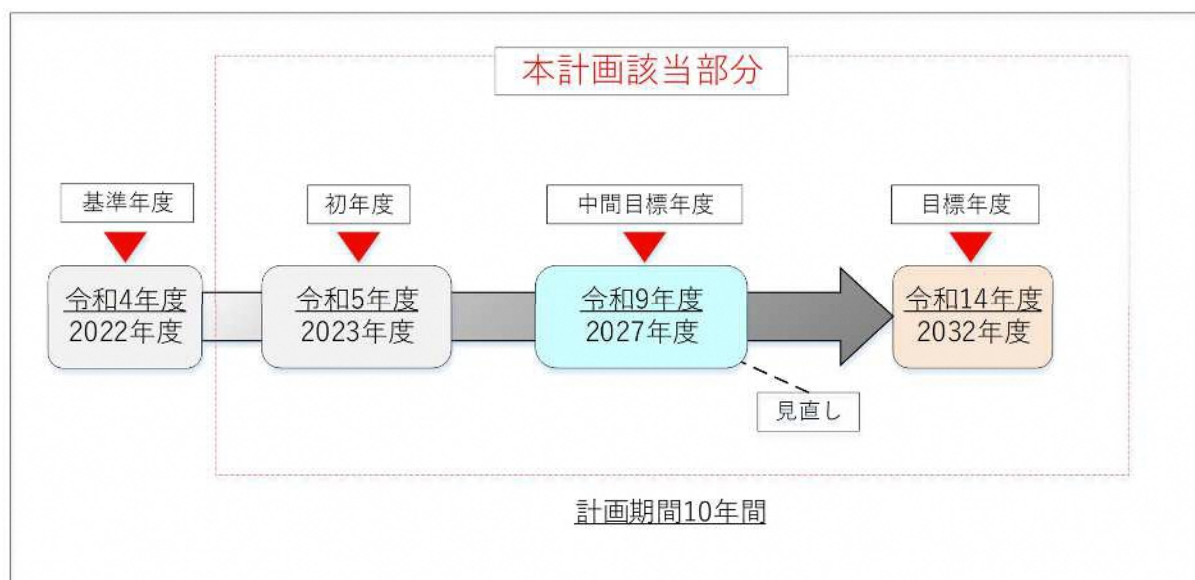
本計画は、前述した国内外の環境に対する社会情勢の変化を踏まえ、今後10年間の長期的な本市の住民・事業者の具体的な取組目標や行政の施策、今後の施設管理の方向性などを示すことを目的として策定します。

第2節 計画期間

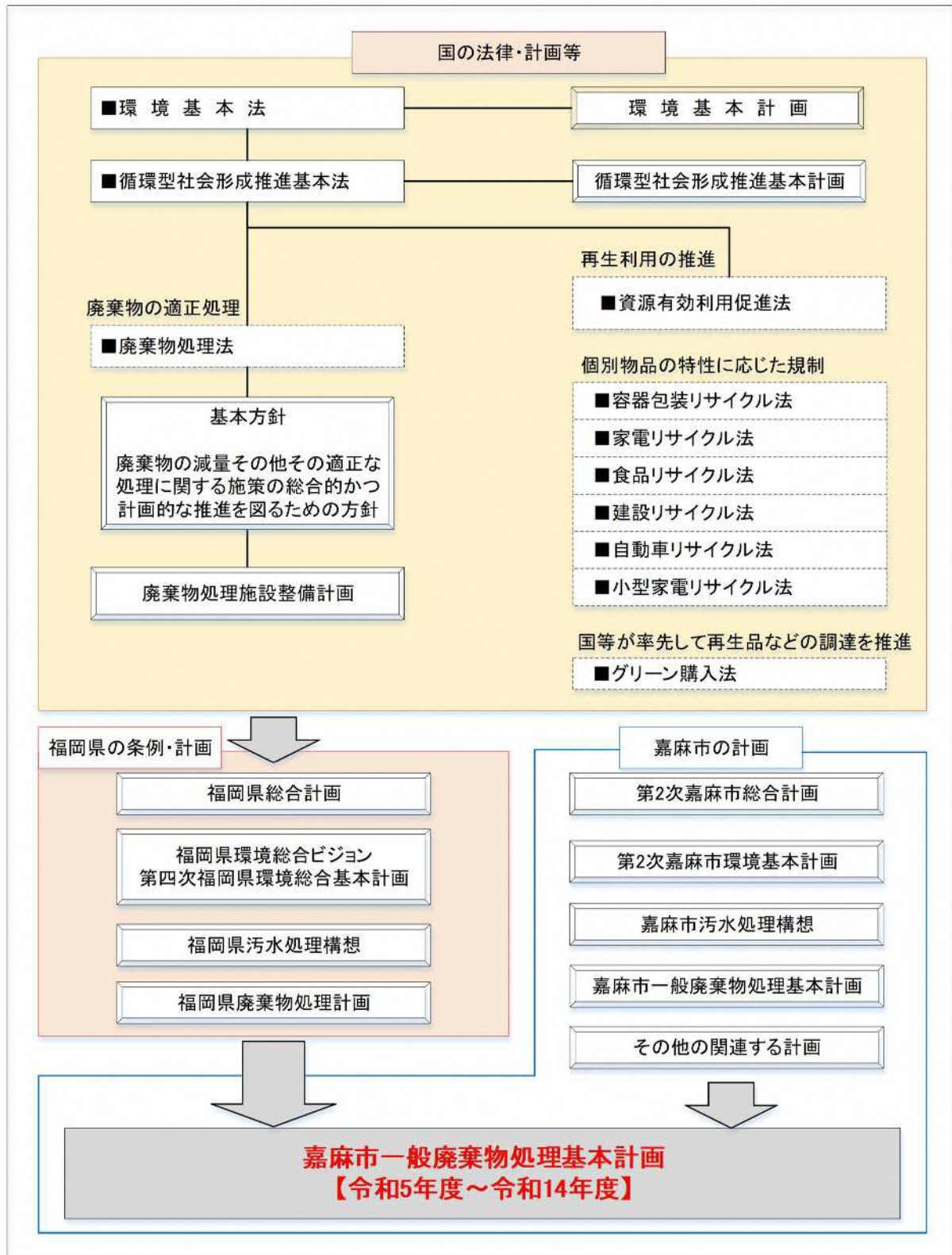
本計画の計画期間は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を計画目標年度とする10年間の計画とします。

また、本計画では5年ごとに中間目標年度を設け、計画の見直しを行うほか、社会情勢等に大きな変動があった場合には適時見直しを行う方針とします。

◆図表 1-1 計画の期間



◆図表 1-2 計画の位置付け

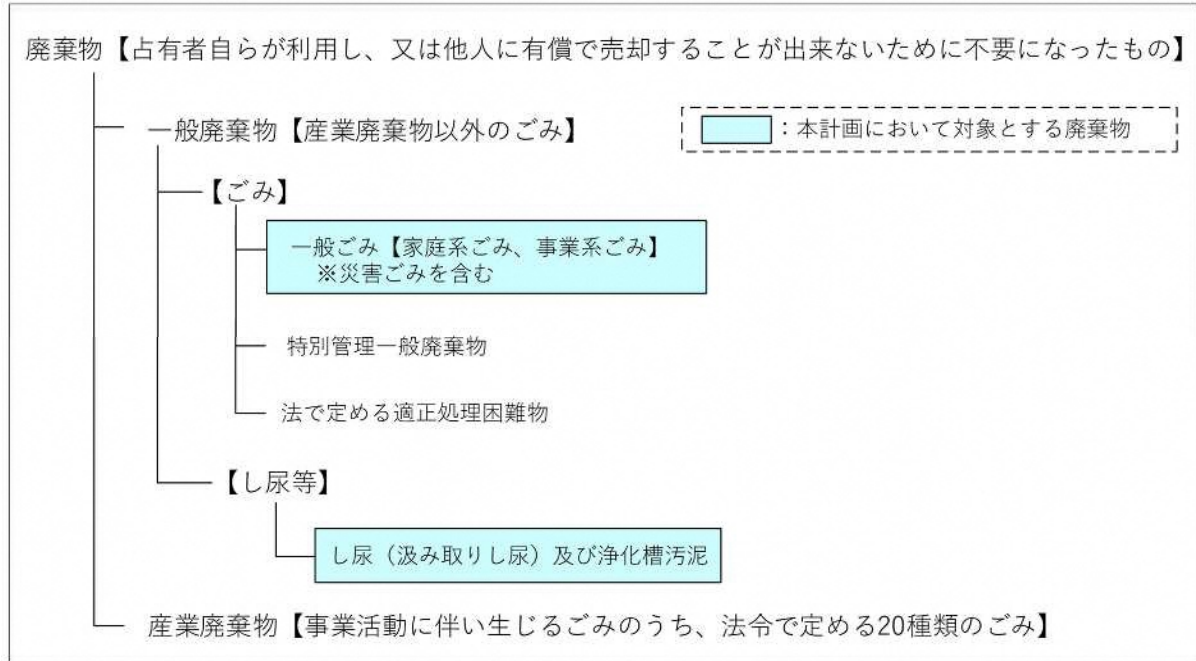


第3節 計画対象廃棄物

本計画が対象とする一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿等」とします。

ただし、廃棄物処理法やリサイクル法などにより処理方法が定められている廃棄物や処理・処分が困難であるものは計画の対象外とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 計画の対象外とするごみの種類

| 区分 | ごみの種類 |
|-------------|---|
| 処理困難物 | 自動車・自動車部品、バイク、スクーター、電動車椅子、バッテリー、農業用機械、農業用ビニール・プラスチック、建築廃材、石膏ボード、FRP、コンクリート、石炭・土砂・灰・石、ドラム缶、瓦、塗料・ペンキ類、廃油・石油・灯油、有害な薬品・農薬、医療廃棄物、園芸肥料、腐葉土、ペットのトイレ砂(可燃性物のものは可) など |
| 家電リサイクル法適用物 | 家電リサイクル法対象機器 (冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン、衣類乾燥機) |
| パソコン | 資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引取・資源化とする |
| その他 | 処理の可能な大きさ、長さを超えるもの |

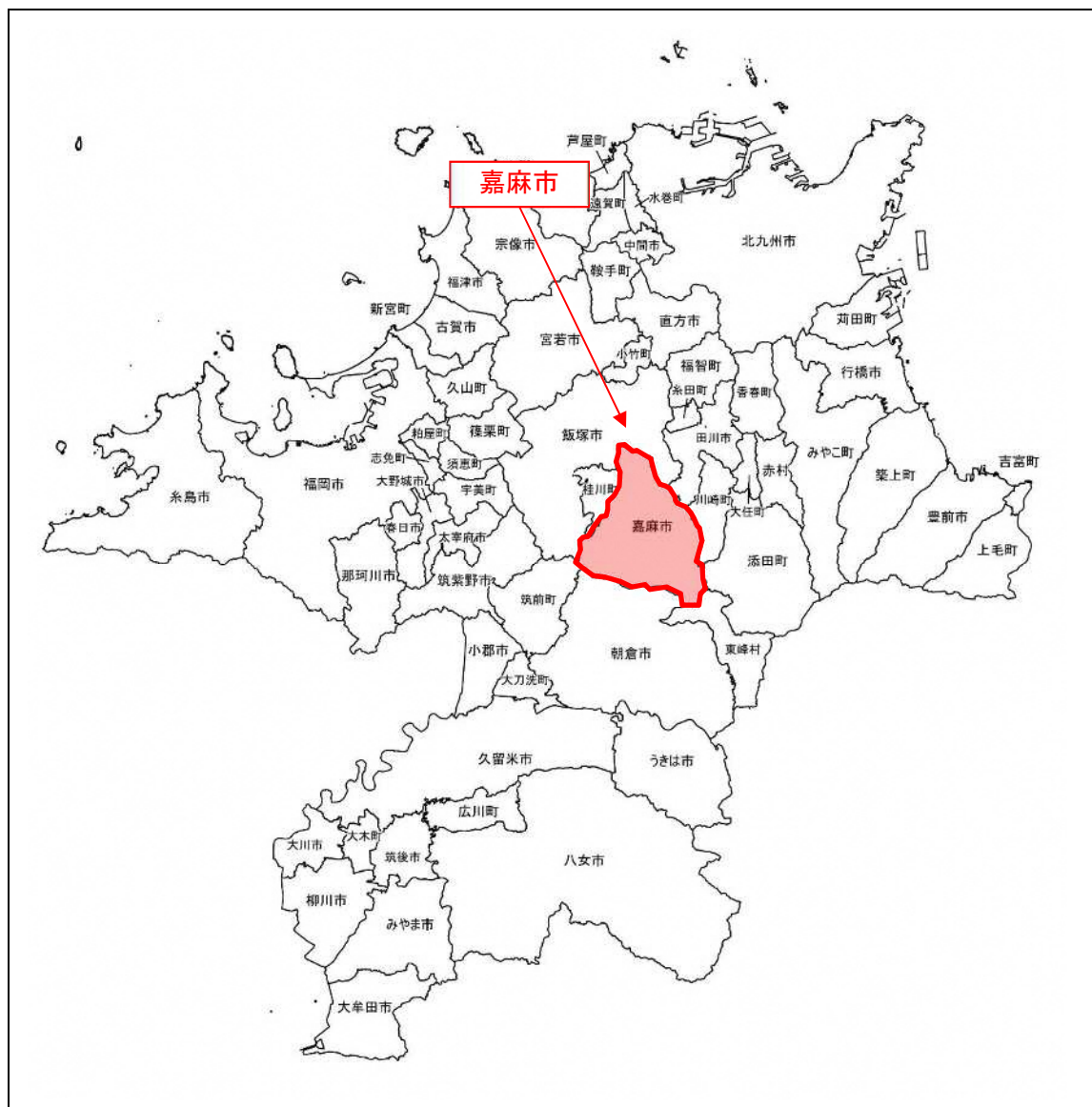
第1節 自然環境

1-1 位置

本市は福岡県のほぼ中央に位置し、東は田川市、川崎町、添田町、西は桂川町、南は朝倉市、東峰村、筑前町、北は飯塚市に隣接しています。

平成18年3月27日に山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町が合併し、総面積135.11km²の面積を有しています。

◆図表 2-1 位置

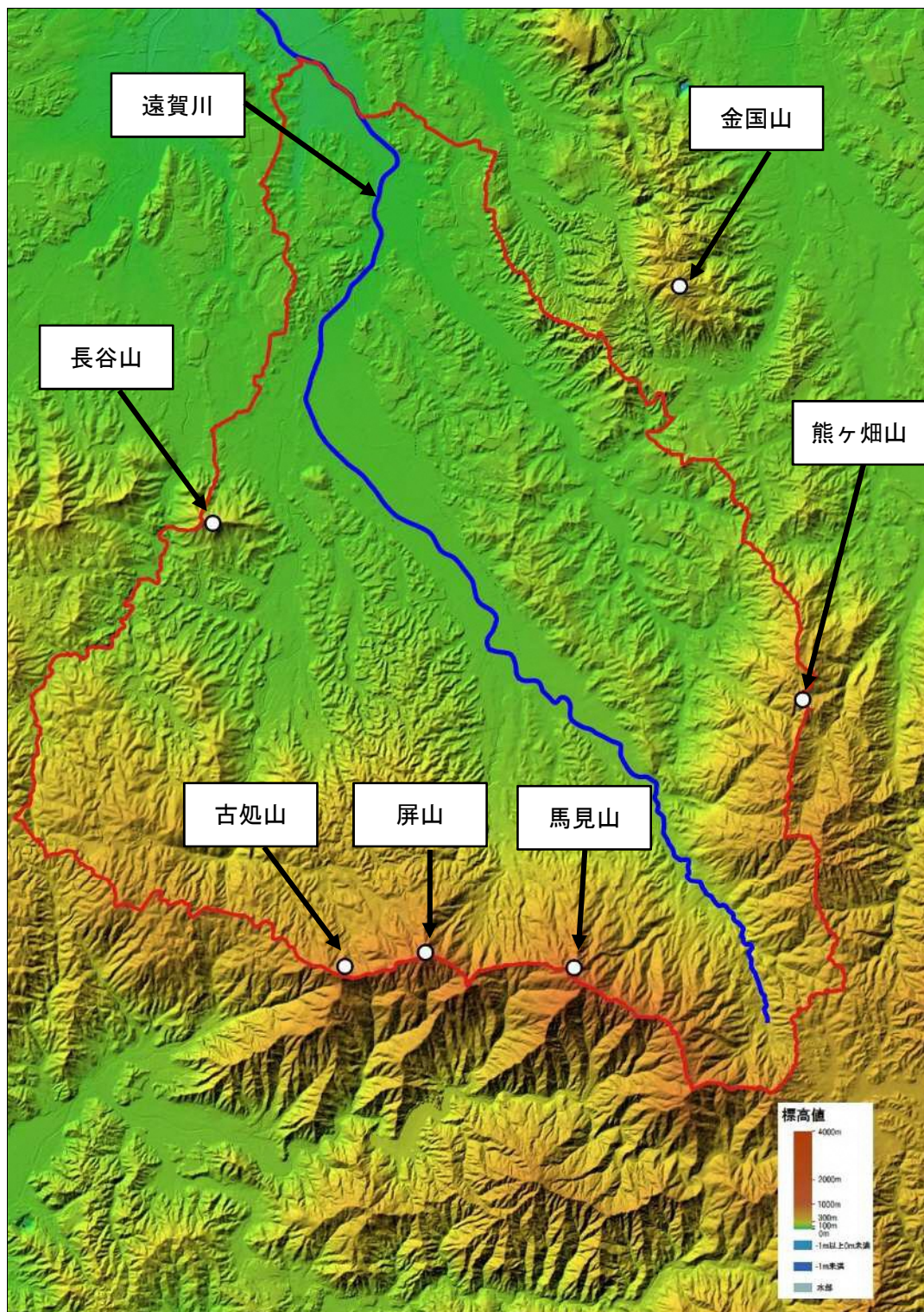


出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調(令和4年1月1日時点)」

1-2 地勢

本市の中央部は一級河川の遠賀川が流れており、北部と北西部には遠賀川流域平野が開けています。また、北東部に金国山(422m)、東部に熊ヶ畑山(533m)、西部に長谷山(311m)、南部に馬見山(978m)、屏山(927m) 古処山(860m)が連なっており、馬見山、屏山、古処山一帯は県立自然公園に指定されているなど豊かな自然に恵まれています。

◆図表 2-2 地勢



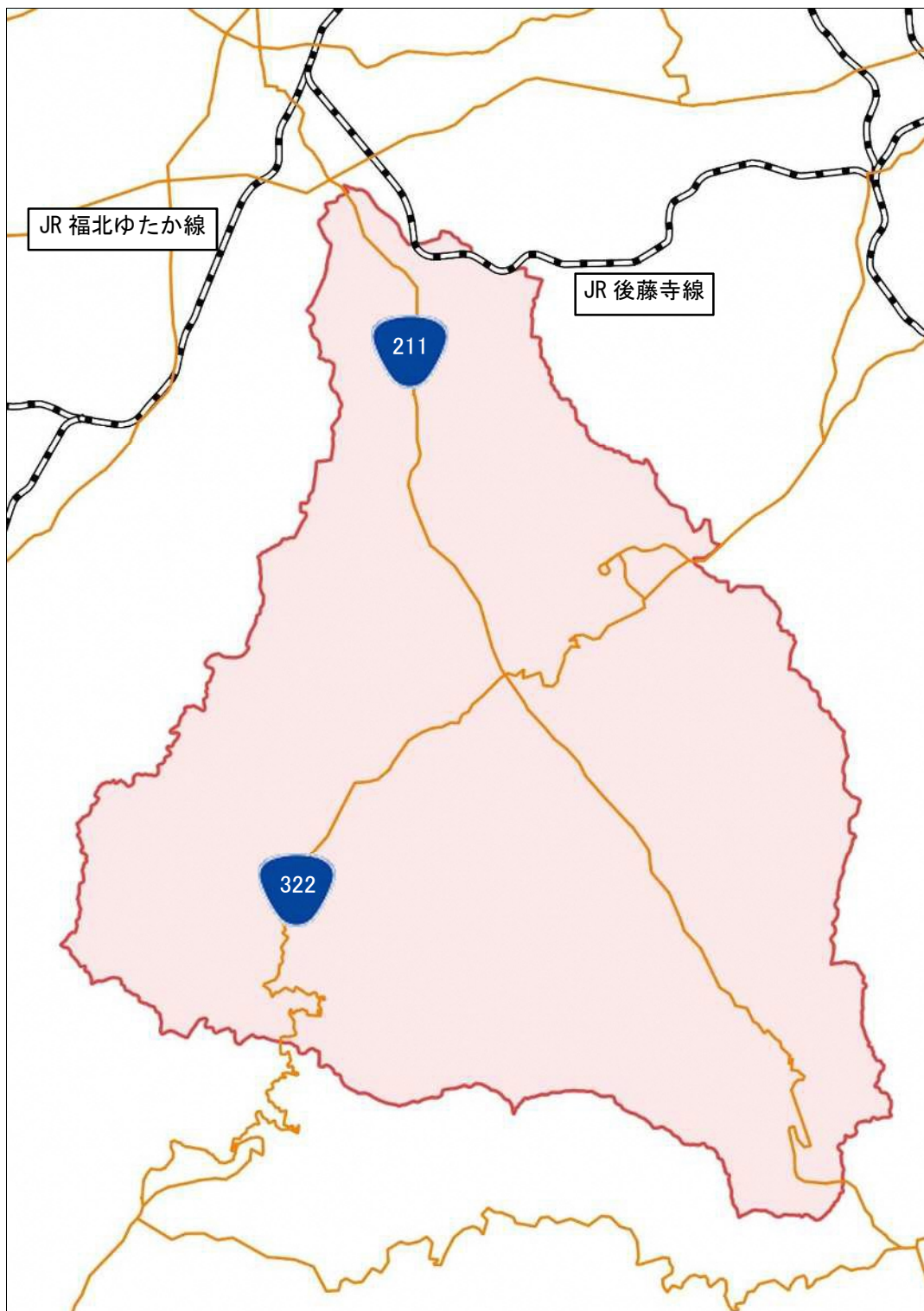
出典：国土地理院

1-3 交通

本市の主要な道路交通網は、北九州市・飯塚市から東峰村・日田市へ結ぶ国道 211 号、北九州市・田川市から朝倉市・久留米市へ結ぶ国道 322 号となっています。

鉄道網としては、市内に田川後藤寺駅と新飯塚駅を結ぶ JR 後藤寺線、近隣に黒崎駅と博多駅を結ぶ JR 福北ゆたか線が通っています。

◆図表 2-3 交通網

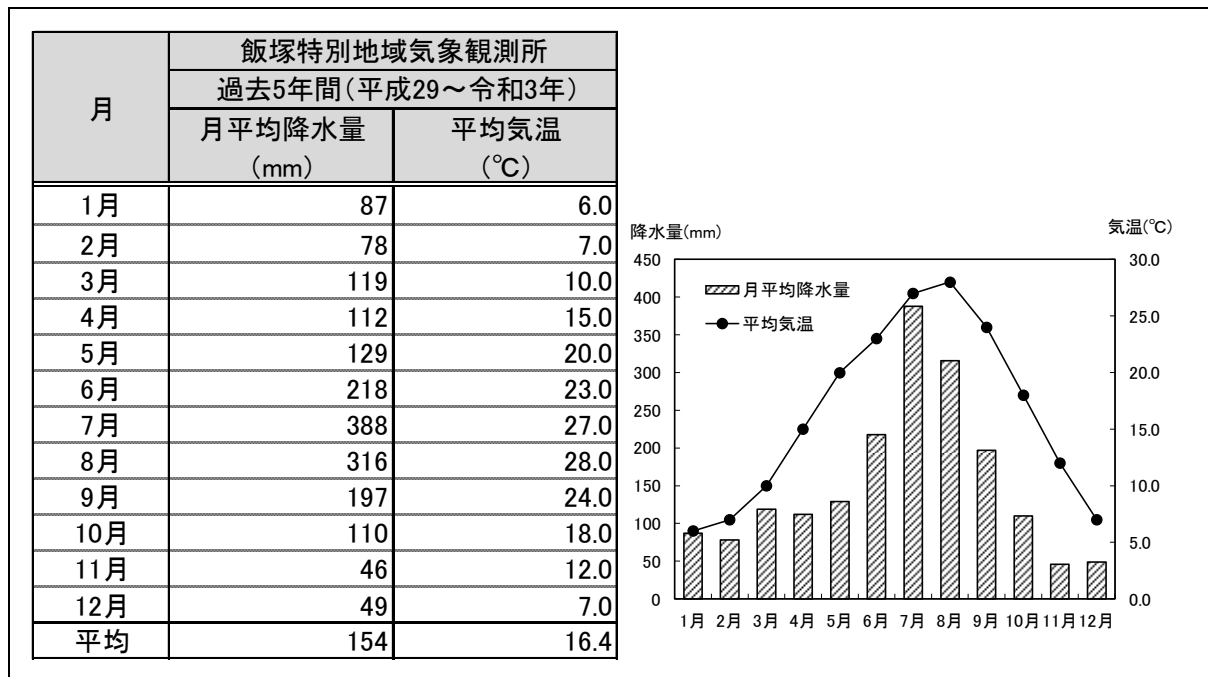


1-4 気候

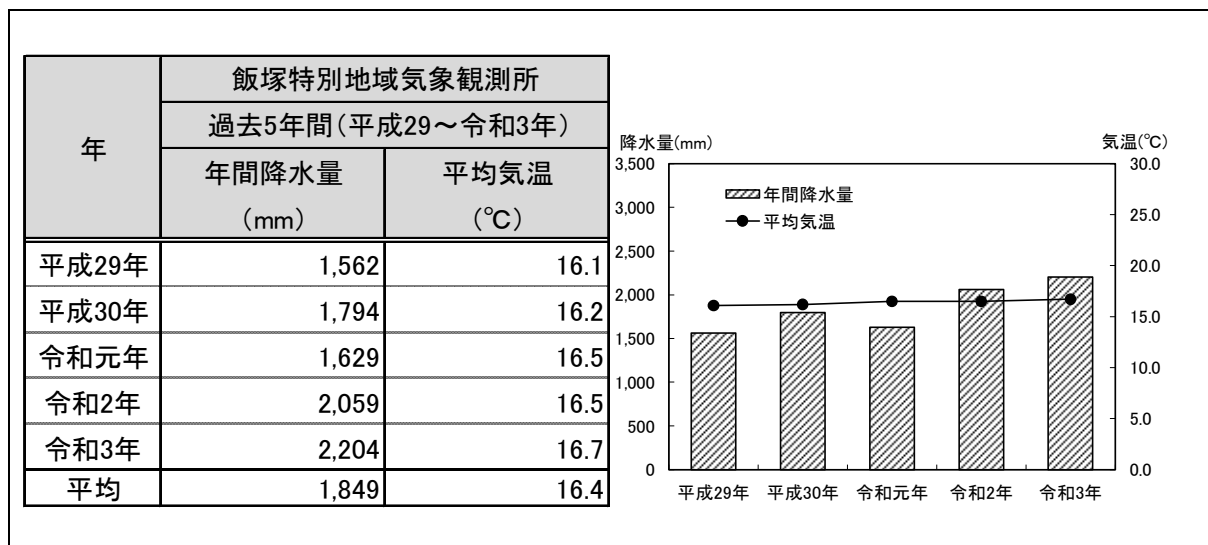
本市は盆地を形成しているため、夏冬と昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。

過去5年間(平成29～令和3年)の月平均降水量は154mm、平均気温は16.4℃、年間平均降水量は1,849mmとなっています。また、過去5年間の年間降水量で最も多い年は令和3年であり、年間降水量は2,204mmとなっています。

◆図表 2-4 月別平均降水量及び平均気温の推移



◆図表 2-5 年間別平均降水量及び平均気温の推移



出典：気象庁「気象統計情報」

第2節 社会環境

2-1 人口及び世帯数

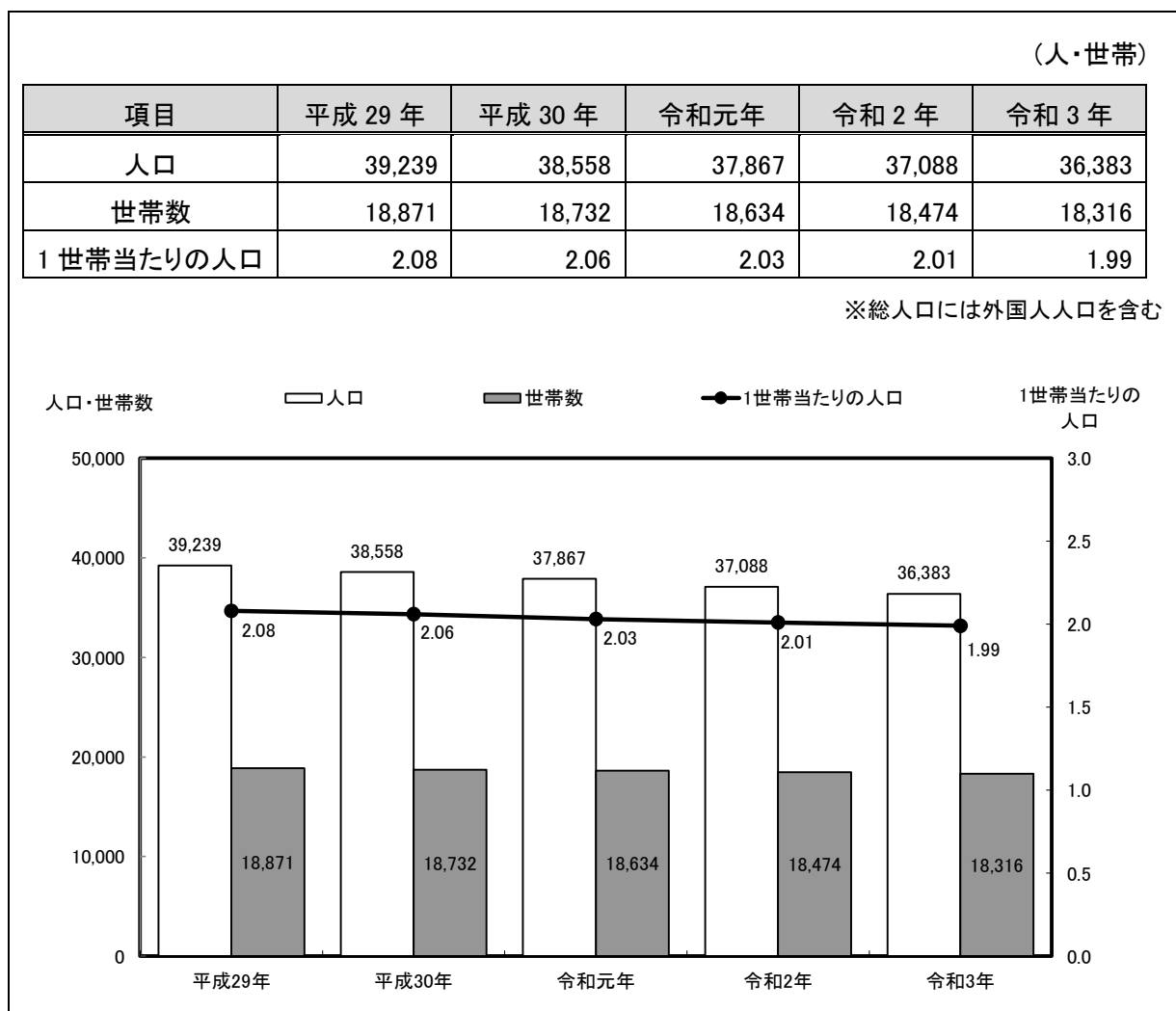
本市の人口は、平成29年の39,239人から令和3年にかけて36,383人まで減少しています。

世帯数は平成29年の18,871世帯と比べ、令和3年では18,316世帯と減少しており、1世帯当たりの人口が平成29年の2.08人から令和3年で1.99人と減少しています。

年齢階層別人口割合は、0～14歳は横ばい、15～64歳は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向となっています。

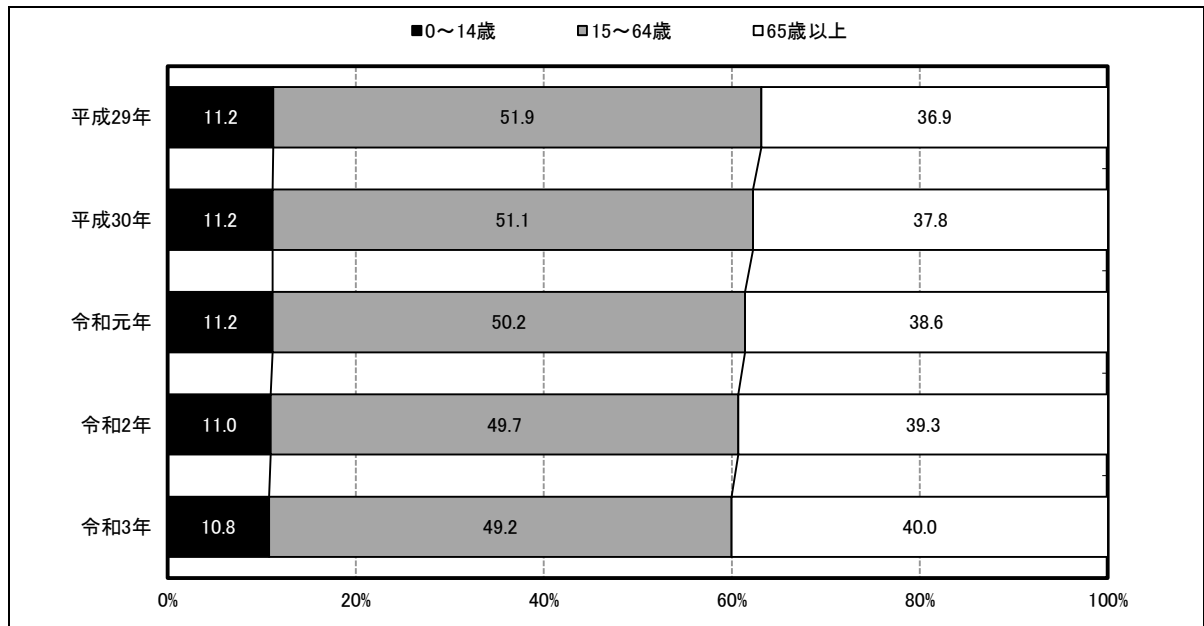
また、人口動態は出生及び死亡数の指標となる自然増減が減少傾向、転入数及び転出数の指標となる社会増減も減少傾向となっており、本市の人口は減少している状態となっています。

◆図表 2-6 人口及び世帯数の推移

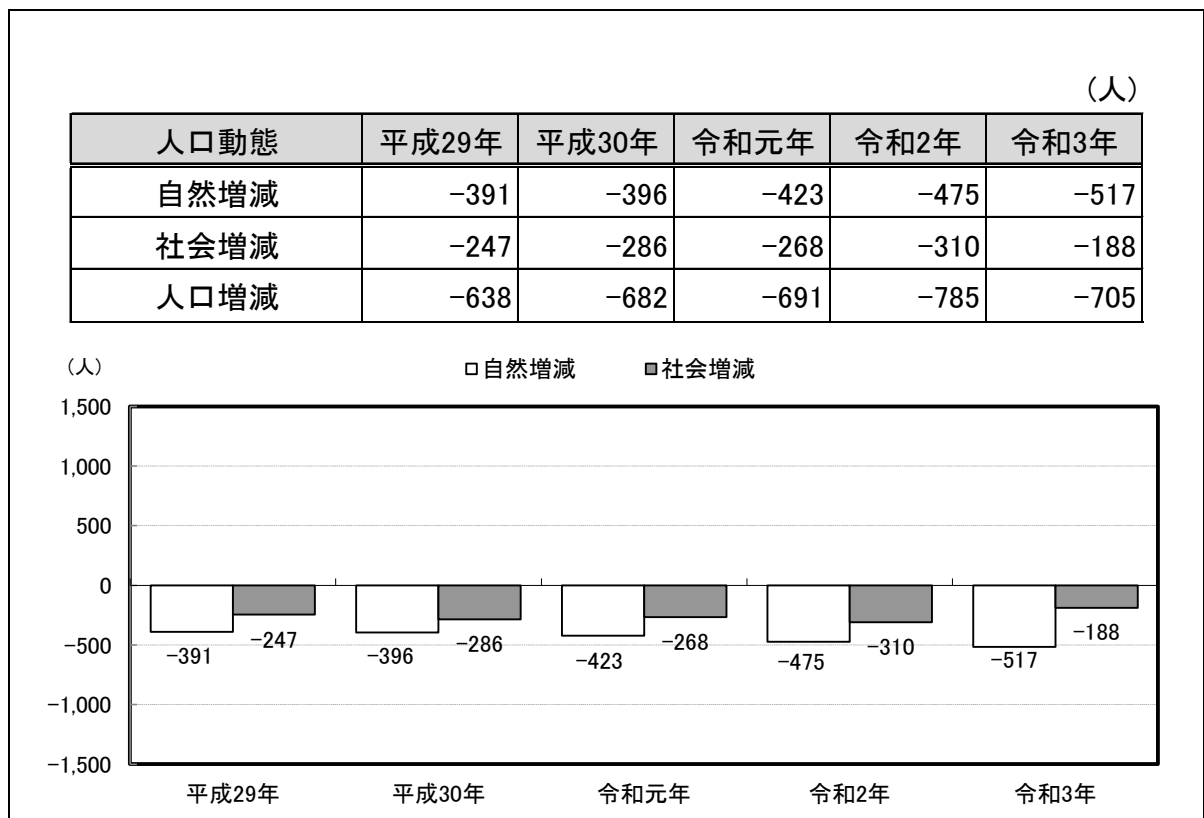


出典：本市統計データ

◆図表 2-7 年齢階層別人口割合の推移



◆図表 2-8 人口動態の推移



出典：本市統計データ

2-2 産業

本市の産業別事業所数は、「卸売業、小売業」が 276 事業所と最も多く、次いで「医療・福祉」が 193 事業所、「建設業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」が 134 事業所の順となっています。

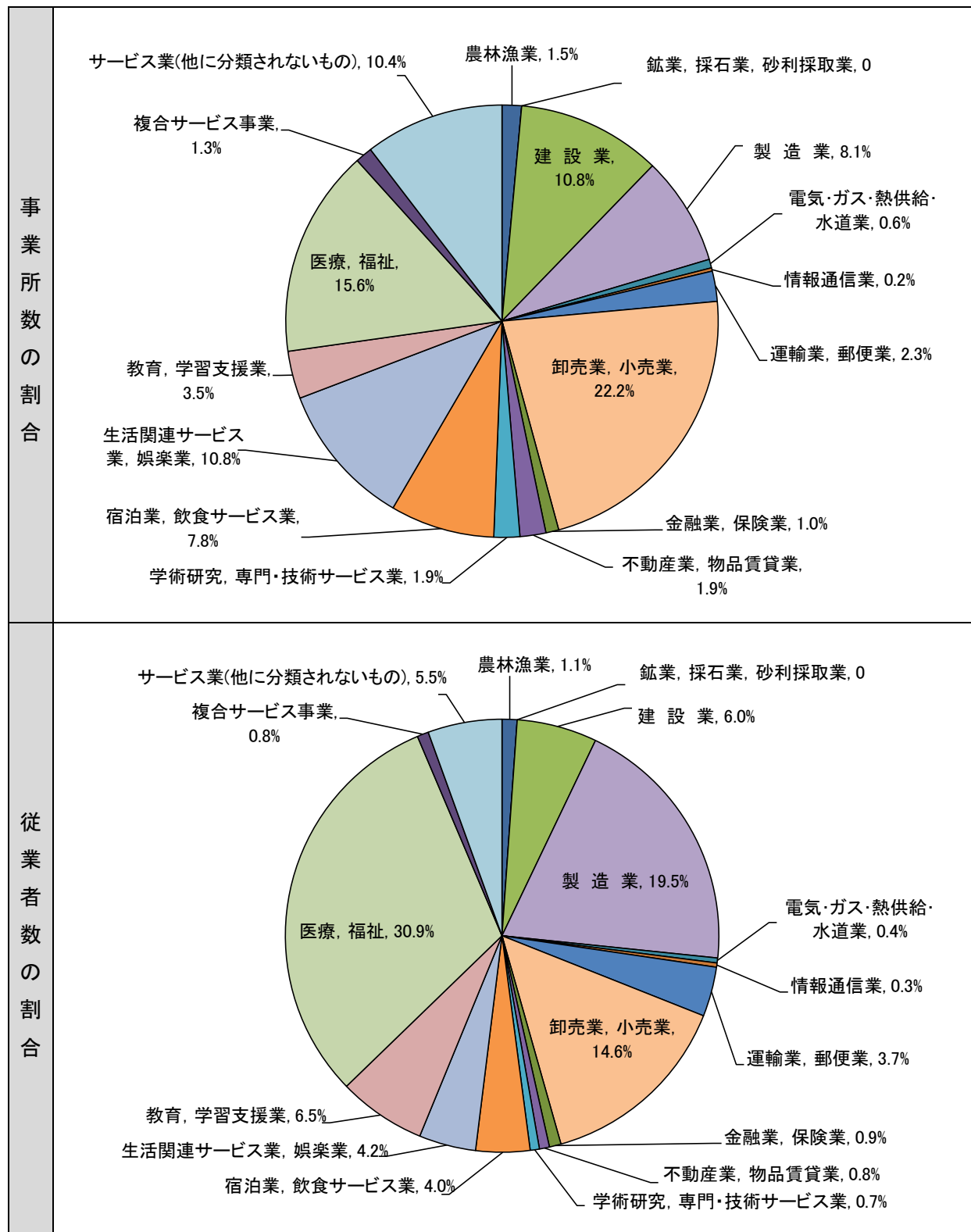
従業者数は「医療、福祉」が 3,451 人と最も多く、次いで「製造業」が 2,184 人、「卸売業、小売業」が 1,631 人の順となっています。

◆図表 2-9 産業別事業所数及び従業員数

| 事業名 | 嘉麻市 | |
|-------------------|---------------|-------------|
| | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) |
| 第一次産業 | 18 | 125 |
| 農林漁業 | 18 | 125 |
| 第二次産業 | 235 | 2,852 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - |
| 建設業 | 134 | 668 |
| 製造業 | 101 | 2,184 |
| 第三次産業 | 988 | 8,199 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 8 | 41 |
| 情報通信業 | 3 | 35 |
| 運輸業、郵便業 | 28 | 414 |
| 卸売業、小売業 | 276 | 1,631 |
| 金融業、保険業 | 12 | 97 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 24 | 85 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 24 | 76 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 97 | 451 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 134 | 474 |
| 教育、学習支援業 | 44 | 732 |
| 医療、福祉 | 193 | 3,451 |
| 複合サービス事業 | 16 | 93 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 129 | 619 |
| 計 | 1,241 | 11,176 |

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(令和3年)

◆図表 2-10 産業別事業所数及び従業員数の割合



2-3 観光

本市の主な観光施設は、足白ボルダリングセンター「K-WALL」や、生産された農産物や加工品などを展示販売する施設である道の駅うすい、カッホー馬古屏などがあります。

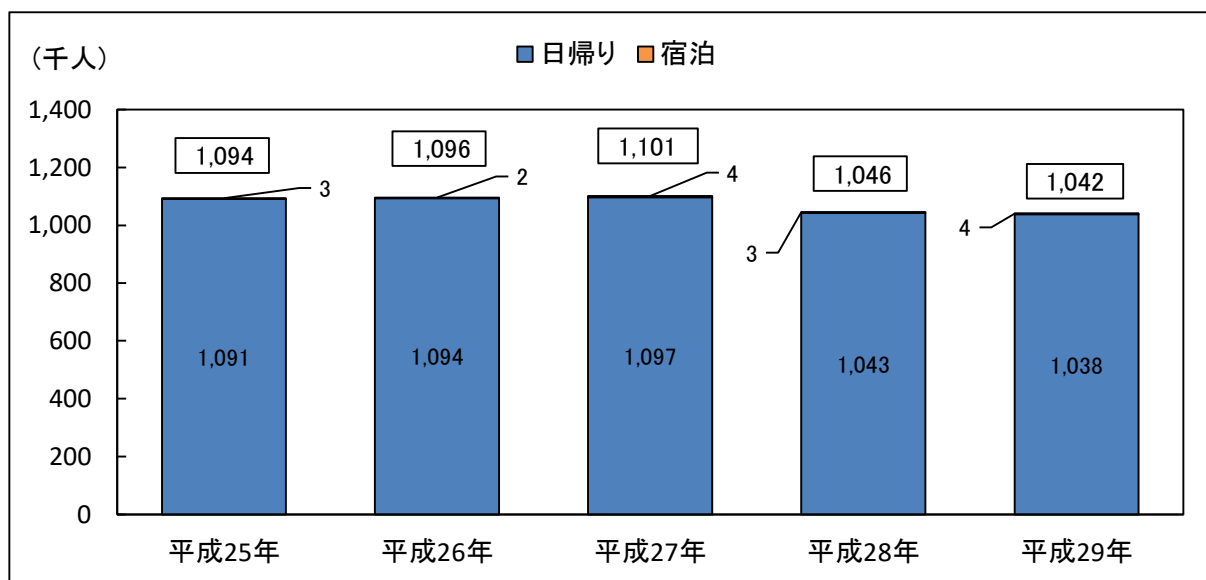
観光行事としては一夜城まつり、献鮭祭、梅林公園観梅会等があります。

観光客数は横ばいとなっています。観光客数の内訳としては、ほとんどが日帰り客となっています。

| 主な観光施設 | |
|-------------------------------------|--|
| 足白ボルダリングセンター「K-WALL」、道の駅うすい、カッホー馬古屏 | |

| 観光行事 | 時期 | 概要 |
|---------|-----|---|
| 一夜城まつり | 10月 | 豊臣秀吉にまつわる一夜城伝説が残る益富城址で、祭前後の約2週間は巨大なパネルで一夜城が再現される |
| 献鮭祭 | 12月 | 氏子流域住民・水産関係者が五穀豊穡や無病息災を祈るとともに、その年の遠賀川流域を遡上してきた鮭を神様の使いとして祀っている |
| 梅林公園観梅会 | 3月 | 約1,000本の梅が咲き誇る嘉麻市梅林公園で行われる催し |

◆図表 2-11 観光客数の推移



出典：福岡県「福岡県観光入込客推計調査」

第3節 上位計画

3-1 嘉麻市の計画

(1) 第2次嘉麻市総合計画

- 【計画名称】 : 第2次嘉麻市総合計画
 【計画の期間】 : 平成29年度～令和8年度
 【策定年】 : 平成28年度
 【将来像】 : いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻
 ～みんなで創る “誇れるふるさと” “未来のふるさと”～

【基本方針及び施策の体系】



※障がいのある人や高齢者がほかの人々と互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

【目標値】

| 指標の名称 | 指標の説明 | 基準値年度 (平成27年度) | 目標値年度 (令和8年度) |
|----------------|--|-------------------|------------------|
| 污水处理人口普及率 | 污水处理施設による整備人口÷人口×100 | 40% | 58% |
| 1人1日あたりのごみ総排出量 | 総ごみ処理量÷人口÷365日 | 880g/日 | 790g/日 |
| 遠賀川におけるBOD | 水中の有機物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量(河川の汚染指標の一つ) | 2mg/L以下 | 2mg/L以下 |

(2) 第2次嘉麻市環境基本計画

- 【計画名称】 : 第2次嘉麻市環境基本計画
【計画の期間】 : 令和3年度～令和12年度
【策定年】 : 令和3年3月
【環境像】 : 豊かな自然と共生する遠賀川源流の心やすらぐまち

【計画の対象範囲】

地球環境→地球温暖化、低炭素社会、循環型社会、交通 など
自然環境→生物多様性、農林業、自然を活用した地域づくり など
生活環境→大気環境、騒音・振動、水環境、地下水・地盤環境 など
人づくり→環境教育、環境学習、環境保全活動 など

【水環境の保全】

●市、市民、事業者の取組み

・市の取組み

- ・河川の水質保全に向け、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発に努めます。また、事業者に対して工場排水の適正処理や処理施設の維持管理の啓発に努めます
- ・森林、水田、水辺の植生の保全など、適切な土地利用の維持により、自然の水質浄化機能及び河川流量の維持、向上に努めます
- ・水源のかん養機能など、森林の有する多面的機能発揮に向け、総合的な展望と方向性を定めた「森林(もり)づくり基本計画」の施策を推進し、森林環境を保全します
- ・施肥や農薬散布の適正化、家畜の排せつ物処理の適正化など、水環境に配慮した農業の推進により、河川、ため池等の水質保全に努めます

・市民の取組み

- ・合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます
- ・家庭でできる生活排水対策を実践します
- ・節水を心がけます
- ・水質汚濁が確認された場合は、市・県等に連絡をします

・事業者の取組み

- ・合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます
- ・工場排水の適正に処理し、処理施設の維持管理に努めます
- ・適切な農薬、肥料の使用に努めます
- ・水質汚濁が確認された場合は、市・県等に連絡し、指示を仰ぐなど、積極的に汚染防止対策に努めます

●指標及び目標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 遠賀川における BOD 測定値 | 1mg/L 以下(※) | 1mg/L 以下 |
| 汚水処理人口普及率 | 46.3% | 73% |
| 荒廃森林整備率 | 92% | 95.2% |

※2019（令和元）年度に実施された遠賀川の BOD 測定における定量下限値。定量下限値とは、ある分析方法で正確に定量できる最低濃度

【循環型社会の形成】

●市、市民、事業者の取組み

| |
|--|
| <p>・市の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の周知徹底や生ごみの減量化・資源化を推進し、ごみの排出抑制とリサイクルに努めるとともに、子ども会や行政区等が行う資源回収活動への支援を推進します ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化・資源化を推進します。3R に関する周知・啓発に努めるとともに、市民・事業者のごみの減量化・資源化に関する取組みを支援します ・分別収集の強化や不法投棄・野焼き防止に関する啓発に努めます。また、不法投棄の巡回パトロールを実施します ・食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発に努めます ・海洋プラスチックごみの問題について理解を深めるとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します |
| <p>・市民の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぐにごみなるようなものは、できるだけ買わないようにします ・マイバックを持参します ・水切りや堆肥化などにより生ごみの減量化に努めます ・リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買います ・バザー・フリーマーケットなどを積極的に活用します ・不法投棄をしないようにします ・使い捨てプラスチック製品の使用を削減します ・食材の使い切りや食べ残しをしないなどの食品ロス削減に向けた取組みを実践します ・ごみを出す際は、市の分別収集のルールを守ることを徹底します |

・事業者の取組み

- ・グリーン購入に努め、廃棄物は適正に処理します
- ・マイバック持参運動や簡易包装の推進に努めます
- ・他業種間のネットワークをつくり、リサイクルを推進します
- ・リユースしやすいように配慮した製品の製造や販売に努めます
- ・不法投棄をしないようにします
- ・製造・販売方法を見直し、食品ロスを削減します

●指標及び目標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和12年度) |
|----------------|----------------|-----------------|
| 1人1日当たりのごみ総排出量 | 839g/人・日 | 755g/人・日 |
| リサイクル率 | 30.3% | 31.2% |

(3) 嘉麻市污水处理構想

【計画名称】 : 嘉麻市污水处理構想
 【計画の期間】 : 平成 28 年度～令和 22 年度
 【策定年】 : 平成 27 年 12 月
 【污水处理人口普及率】

| 項目 | 年度別普及人口 | | | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | 基準年度 | 中間目標年度 | | 最終年度 | |
| | 平成 25 年度 | 令和 7 年度 | 令和 17 年度 | 令和 22 年度 | |
| コミュニティプラント | 579 (1.4%) | 546 (1.5%) | 519 (1.7%) | 507 (1.8%) | |
| 浄化槽 | 個人設置 | 10,693 (25.6%) | 15,192 (43.0%) | 20,416 (67.9%) | 23,500 (84.5%) |
| | 市町村設置 | 3,309 (7.9%) | 3,083 (8.7%) | 2,874 (9.6%) | 2,774 (10.0%) |
| | 民間設置 | 1,031 (2.5%) | 1,031 (2.9%) | 1,031 (3.4%) | 1,031 (3.7%) |
| 計 | 15,612 (37.4%) | 19,852 (56.2%) | 24,840 (82.6%) | 27,812 (100.0%) | |
| 単独浄化槽・汲み取り | 26,123 | 15,489 | 5,247 | 0 | |

※単位：人、()は普及率

【整備手法の設定】

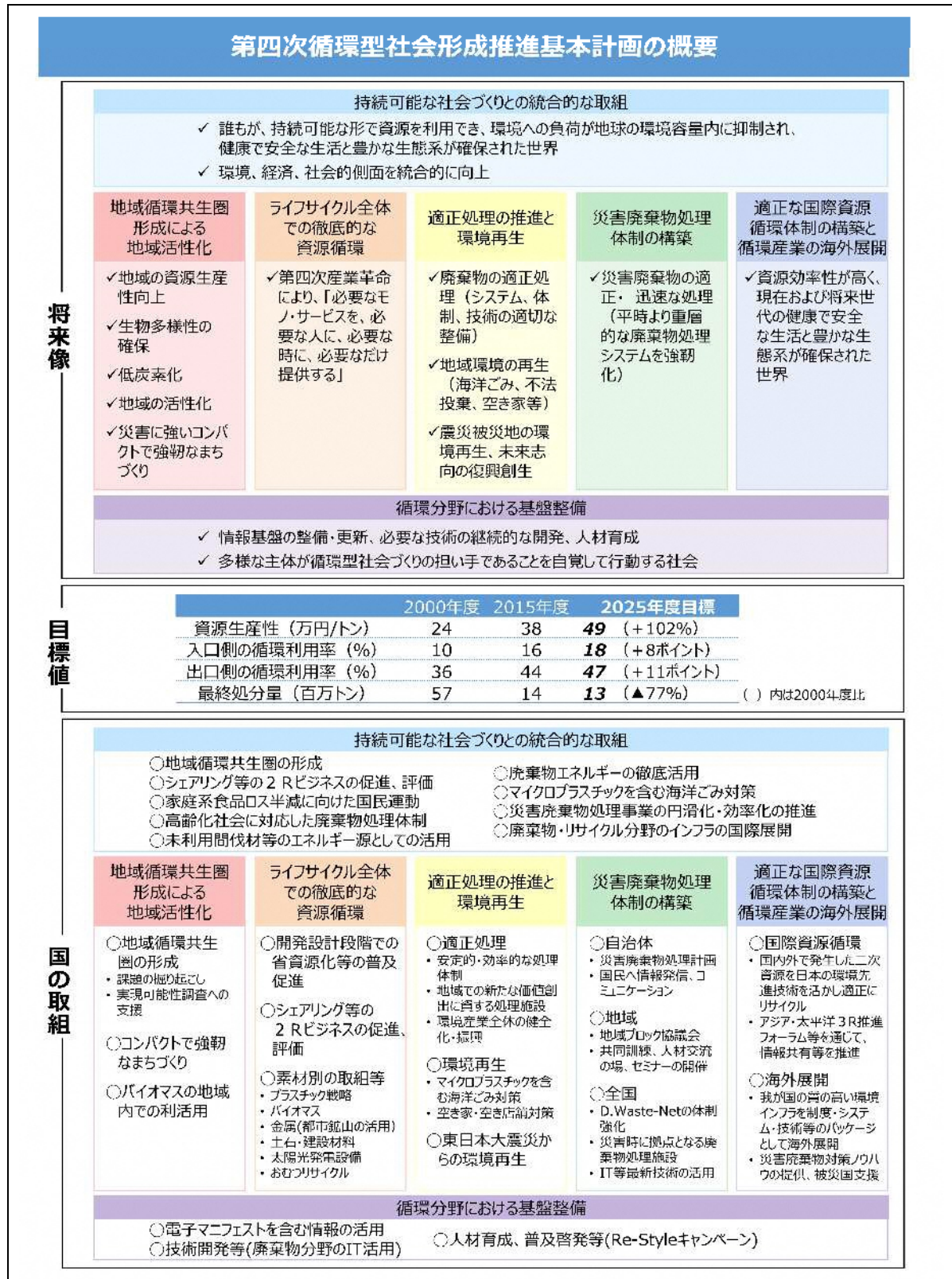
| 項目 | 面積 | 計画人口 | | 整備手法 | 選定理由 | |
|------------|---------|----------|----------|---------------|---------------------|---------|
| | | 令和 17 年 | 令和 22 年 | | | |
| コミュニティプラント | 小富士住宅団地 | 6.3ha | 223 人 | 218 人 | コミュニティプラント | 地域特性による |
| | 鶴谷住宅団地 | 4.2ha | 170 人 | 166 人 | コミュニティプラント | 地域特性による |
| | 望が丘住宅団地 | 3.5ha | 126 人 | 123 人 | コミュニティプラント | 地域特性による |
| その他の地区 | — | 21,447 人 | 24,531 人 | 浄化槽 (個人設置) | 短時間で効率的に 整備できるため | |
| | — | 2,874 人 | 2,774 人 | 浄化槽 (公営住宅) | 整備済み | |

3-2 国の計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されており、概要は以下に示すとおりです。

【第四次循環型社会形成の構成と指標及び目標値】



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

| ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | |
|--|--|
| ・ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 | |
| ・ シェアリング等の2 R ビジネスの促進、評価 | |
| ・ 素材別の取組み | |
| ・ プラスチック 「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進 | |
| ・ バイオマス 食品ロス削減の国民運動、不適正処理対策と食品リサイクルの取組み | |
| ・ 金属 小型家電の回収・再資源化を促進 | |
| ・ 土石・建設材料 建築物の強靱化、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制 | |
| ・ その他製品等 太陽光発電設備のリサイクル制度、おむつリサイクル | |
| <p>ライフサイクル全体での資源循環 出典：環境省</p> | |

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

(2) 国の基本方針

環境省は、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成13年5月に定めており、平成28年1月に平成28年度以降の新たな目標値と、非常災害時に関する事項が追加されています。基本方針には、令和2年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値が示されています。令和2年度以降については第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画等を基とした目標値をを参考に施策を進める方針とされています。

【基本方針に基づく一般廃棄物の目標値】

| 項目 | 令和7年度目標値 | 【前回計画参考】 令和2年度目標値 |
|-------|------------------------------------|---|
| 排出量 | 一般廃棄物：約3800万トン 産業廃棄物：約3億9000万トン | 一般廃棄物：平成24年度比約12%削減 産業廃棄物：平成24年度に対し増加を3%抑制 |
| 再生利用率 | 一般廃棄物：約28%に増加 産業廃棄物：約38%に増加 | 一般廃棄物：約27%に増加 産業廃棄物：約56%に増加 |
| 最終処分量 | 一般廃棄物：約320万トン 産業廃棄物：約1000万トン | 一般廃棄物：平成24年度比約14%削減 産業廃棄物：平成24年度比約1%削減 |
| その他 | 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を440グラムとする。 | 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。 |

【一般廃棄物減量化の取組みと目標】

| 取組み | 令和7年度目標値 |
|---|----------|
| 家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数 | 200市町村以上 |
| 家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合 | 100% |
| 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 | 80% |

【一般廃棄物処理施設の整備の取組みと目標】

| 取組み | 目標値 |
|--|------------|
| 中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組みを推進 | — |
| 発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合 | 令和4年度：約46% |

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。当計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた地域循環共生圏の考え方等を視野に入れ、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図る整備計画が定められています。

当計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や人口減少等の社会構造の変化、東日本大震災以降の災害廃棄物への意識の高まりに加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを特徴としています。また、従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

【一般廃棄物に係る基本理念及び目標】

| 基本理念 | |
|--|----------------------------------|
| ①基本原則に基づいた3Rの推進 ②気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備 | |
| 一般廃棄物に係る目標及び指標 | |
| 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 | ごみのリサイクル率：21%→27% |
| | 最終処分場の残余年数 2017年度の水準（20年分）を維持 |
| 焼却時に効率的な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 | 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21% |
| し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 | 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%→70% |

3-3 福岡県の計画

(1) 福岡県廃棄物処理計画

- 【計画名称】 : 福岡県廃棄物処理計画
【計画の期間】 : 令和3年度～令和7年度
【策定年】 : 令和3年3月
【一般廃棄物の実績と目標値】

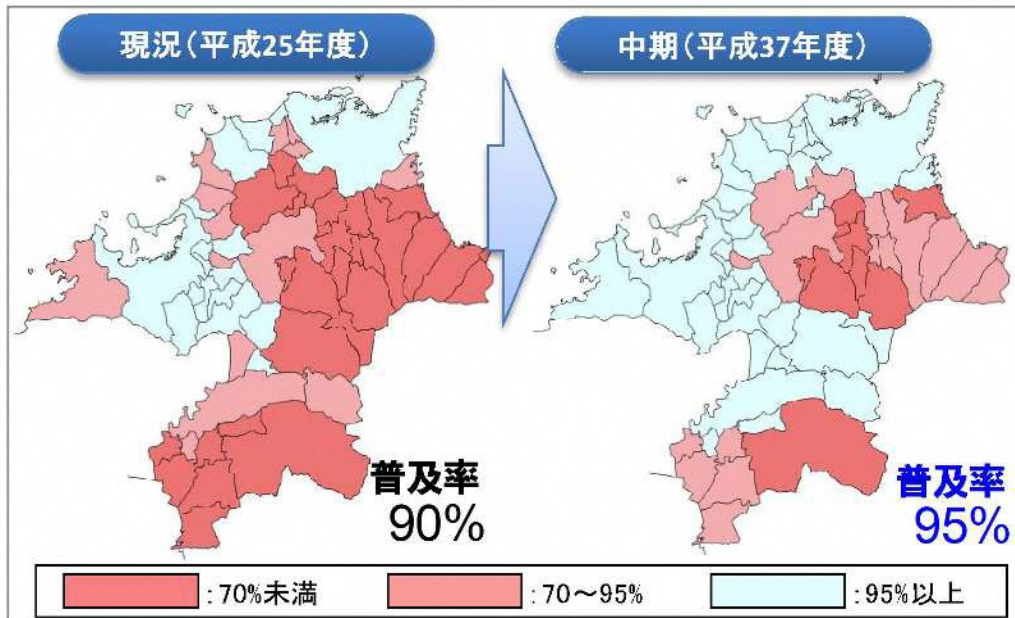
| 区分 | 平成30年度 実績 | 令和7年度目標値 (平30年度比) | 目標値の計算量 |
|---------------------|--------------|----------------------|---------|
| ごみ総排出量 | 1,769千t | -5% | 1,680千t |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 | 528g | -2% | 516g |
| 再生利用率 | 21.6% | 22% | — |
| 最終処分量 | 182千t | -6% | 171千t |

【主要施策】

- 資源の消費抑制
 - ・持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進
 - ・持続可能な社会を実現するための人づくり
- 資源循環利用の推進
 - ・各種リサイクル法に基づく取組みの推進
 - ・リサイクル製品の利用促進
 - ・プラスチック資源循環の促進
 - ・資源循環型まちづくりの推進
 - ・各種バイオマスの利用促進
 - ・福岡県リサイクル総合研究事業化センター
 - ・エコタウン事業
- 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
 - ・一般廃棄物の適正処理の推進
 - ・産業廃棄物の適正処理の確保
 - ・廃棄物の不適正処理の防止
 - ・災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成・リサイクル製品の利用促進

(2) 福岡県汚水処理構想

- 【計画名称】 : 福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～
【計画の期間】 : 平成 29 年度～令和 7 年度
【策定年】 : 平成 29 年 3 月
【目標】 : 汚水処理人口普及率 95% (令和 7 年度)



【現状・課題】

- ① 汚水処理普及状況の地域差
 - ・ 県全体の普及率は、全国平均を上回っているが、生活圏別に見ると格差が生じている
- ② 汚水処理施設の稼働率の低下
 - ・ 汚水処理施設の稼働率低下による収支の悪化が懸念される
- ③ 改築更新費用の増加
 - ・ 今後、汚水処理施設の老朽化による改築更新費用の増加が懸念される

【今後の取組み】

- ① 低コスト整備手法の導入促進
- ② 集合処理計画区域での汚水処理の早期普及を目的に、弾力的な浄化槽の導入
- ③ 運営管理の効率化やコスト縮減を図るため、汚水処理施設立地の適正化の促進
- ④ 県民に対して、汚水処理の普及促進・早期整備に向けた啓発活動
- ⑤ 民間の資金、経営的・技術的能力を活用する官民連携手法の導入

第1節 ごみの分別

1-1 ごみの分別

本市のごみの分別区分は、以下のとおりとなっています。

◆図表 3-1 ごみの分別区分（令和4年度時点）

| 分別区分 | | ごみの例 |
|--------|--------|--|
| もえるごみ | | 生ごみ、皮革製品、紙くず、布くず、紙おむつ、ビニール、ゴム製品、食用油、発泡スチロール、木切れ、ディスク（CDなど）、プラスチック製品・木製品 など |
| もえないごみ | | 油のついたかん、びん、飲料用以外空かん、飲食用以外の空びん、ガラス製品、金属類、陶器類、家電類、空缶詰 など |
| 資源ごみ | かん・びん | 飲料用のあきかん、飲食用のあきびん |
| | ペットボトル | ペットボトル(稲築地区を除く) |
| | 古紙類 | ダンボール、新聞、雑誌類(※1) |
| 有害ごみ | | 食用廃油(※2) |
| | | 蛍光灯、乾電池、小型充電式電池、水銀体温計(※3) |
| 粗大ごみ | | 網戸、衣装ケース、椅子、テーブル、ガスレンジ、鏡台、こたつ、座椅子、自転車、ソファ、タンス など |

出典：家庭ごみの出し方ガイド

※1 古紙類は各庁舎にて無料回収を実施

※2 食用廃油は各庁舎にて無料回収を実施、回収された食用廃油は石鹼として資源化されている

※3 割れていない蛍光灯、乾電池、小型充電式電池、水銀体温計は、各庁舎にて無料回収を実施しており、もえないごみとしても収集されている

※4 上記分別区分については、本市の資料に基づいた名称とするが、4節以降の統計データにおいては、以下の通り示すものとする

- ・「もえるごみ」 → 「可燃ごみ」
- ・「もえないごみ」 → 「不燃ごみ」
- ・「不燃・粗大ごみ」 → 「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」

1-2 収集体制・収集頻度

本市の収集体制・収集頻度は、以下のとおりとなっています。

◆図表 3-2 ごみの収集頻度・排出方法

| 分別区分 | | 収集頻度/収集形態 | 排出方法 | 回収方法 |
|-------------------|--|-----------|-----------------|------------|
| もえるごみ | | 週2回/委託 | 指定袋 | 戸別又はステーション |
| もえないごみ | | 月1回/委託 | 指定袋 | 戸別又はステーション |
| 資源ごみ | かん・びん | 月1回/委託 | 指定袋 | 戸別又はステーション |
| | ペットボトル (稲築地区を除く) | 月1回/委託 | 指定袋 | 戸別又はステーション |
| | 古紙類 | 拠点/自己搬入 | ひもや袋でまとめる | 拠点回収 |
| 有害ごみ | 食用廃油、 蛍光灯・乾電池・ 小型充電式電池・ 水銀体温計 | 拠点/自己搬入 | 食用廃油はペットボトル等の容器 | 拠点回収 |
| 粗大ごみ | | 月1回/委託 | 指定シール | 戸別又はステーション |
| 布団類ごみ (稲築地区のみ) | | 月1回/委託 | 指定袋又は指定シール | 戸別又はステーション |

出典：家庭ごみの出し方ガイド等

1-3 有料指定袋手数料

本市の指定袋等に関する手数料は以下のとおりとなっています。

◆図表 3-3 有料指定袋手数料

| 分別区分 | | 料金 |
|----------|--------|---|
| 家庭系もえるごみ | | 指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚 |
| 事業系もえるごみ | | 指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 |
| もえないごみ | | 指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚 |
| 資源ごみ | かん・びん | 指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 極小(15L)：165 円/10 枚 |
| | ペットボトル | 指定袋 大(50L)：550 円/10 枚 小(30L)：330 円/10 枚 |
| 粗大ごみ | | 専用シール (330 円/枚) |

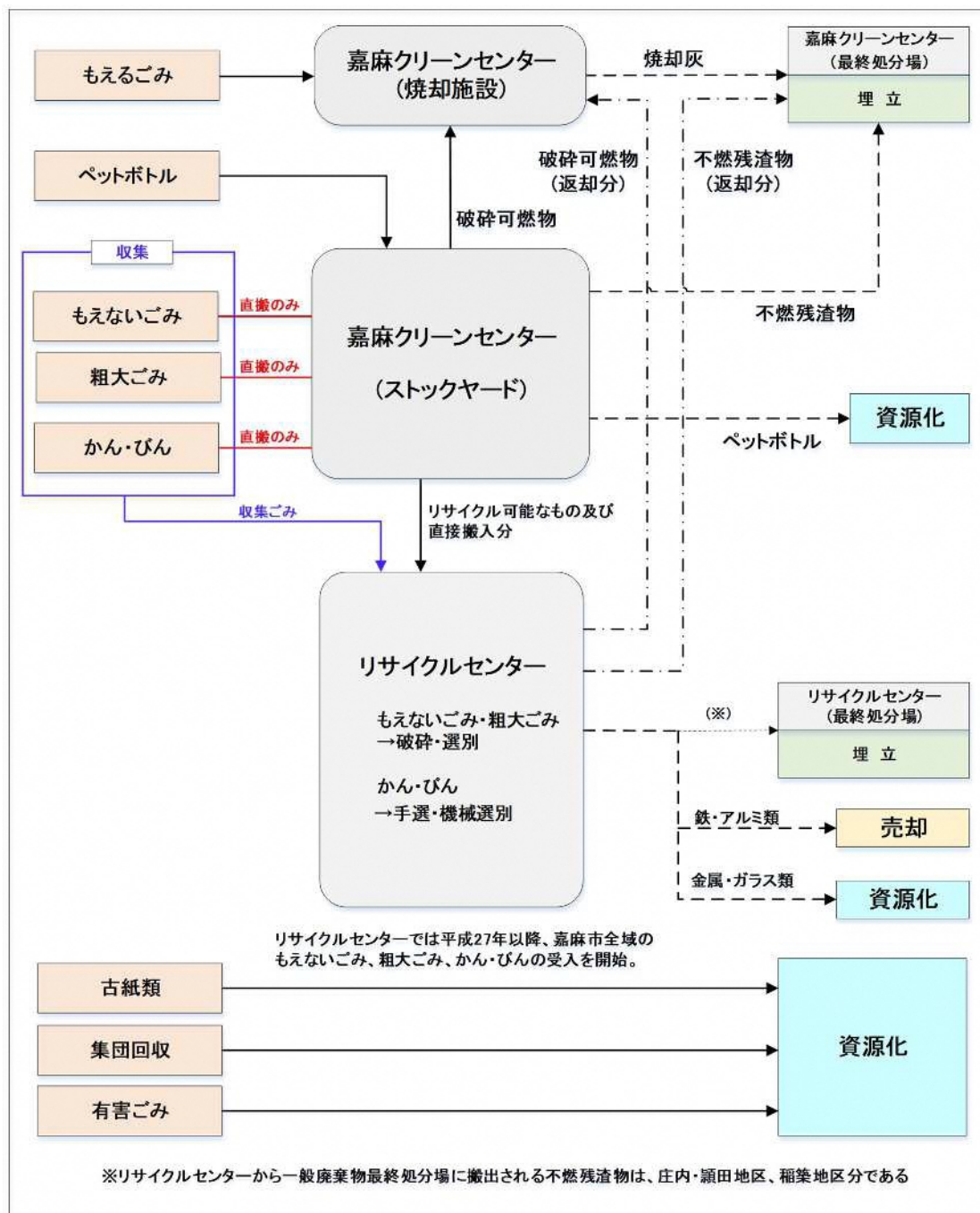
第2節 ごみ処理の流れ

2-1 山田・嘉穂・碓井地区

山田・嘉穂・碓井地区から排出されたもえるごみは、嘉麻クリーンセンターで焼却処理を行い、焼却灰を嘉麻クリーンセンターの最終処分場で埋立処分しています。

収集されたもえないごみ、粗大ごみ、かん・びんは、リサイクルセンターで処理を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化しています。破碎可燃物は嘉麻クリーンセンターにて焼却処理、不燃残渣物は嘉麻クリーンセンターの最終処分場にて埋立処分しています。ペットボトル、古紙類、集団回収物、有害ごみは資源化を行っています。

◆図表 3-4 山田・嘉穂・碓井地区のごみ処理の流れ



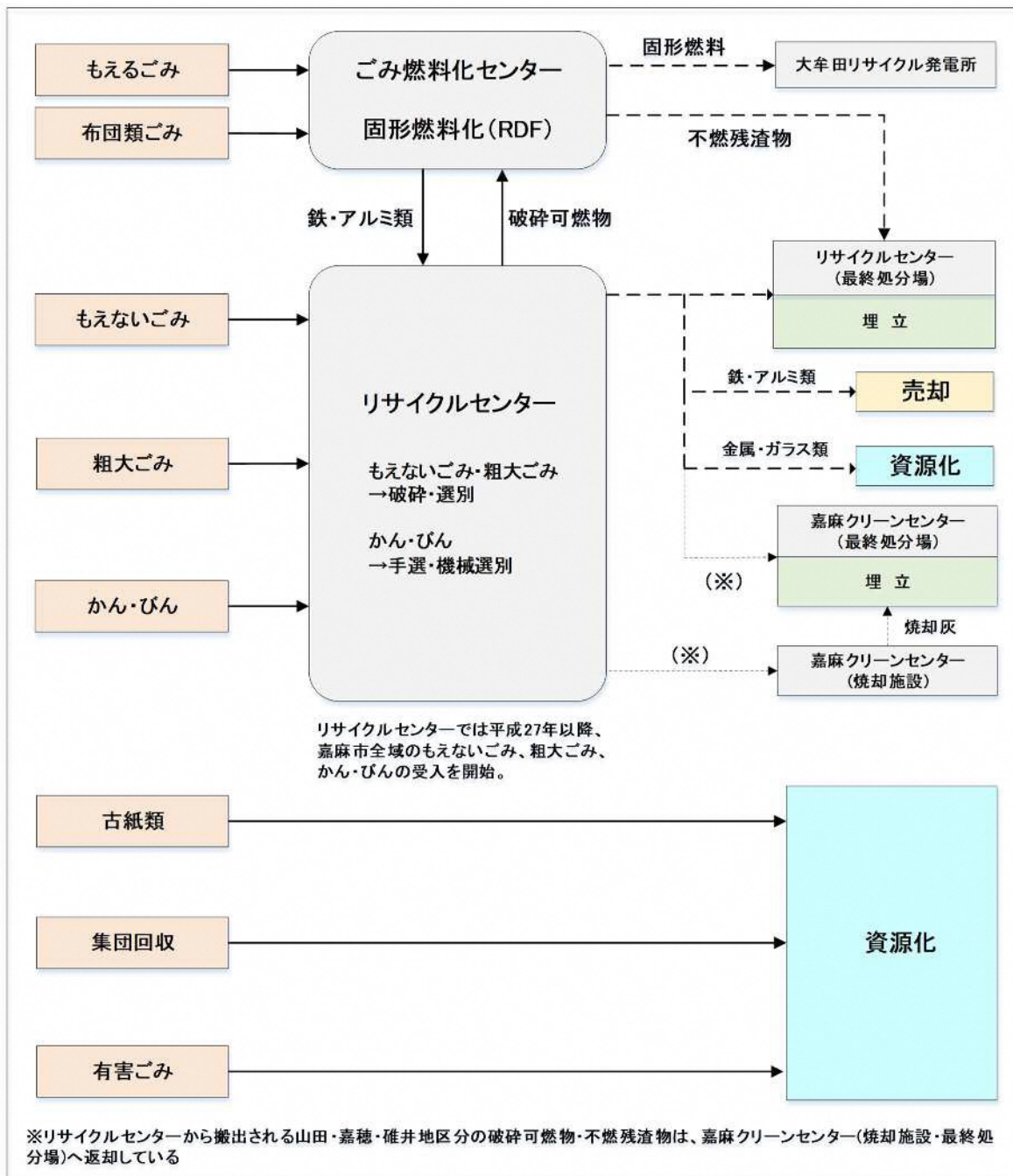
2-2 稲築地区

稲築地区から排出されたもえるごみ及び布団類ごみは、ごみ燃料化センターにおいて固形燃料(RDF)に加工され、大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用されています。製造過程で選別された鉄・アルミ類はリサイクルセンターへ搬出しています。

もえないごみ、粗大ごみ、かん・びんはリサイクルセンターで破碎・選別を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化しています。破碎可燃物はごみ燃料化センターにて固形燃料化、不燃残渣物はリサイクルセンターの最終処分場にて埋立処分しています。

古紙類、集団回収物、有害ごみは資源化を行っています。

◆図表 3-5 稲築地区のごみ処理の流れ



第3節 ごみ処理施設

3-1 ごみ処理施設

本市のごみ処理を行っている施設はふくおか県央環境広域施設組合(以下、「組合」とします。)が管理を行っています。

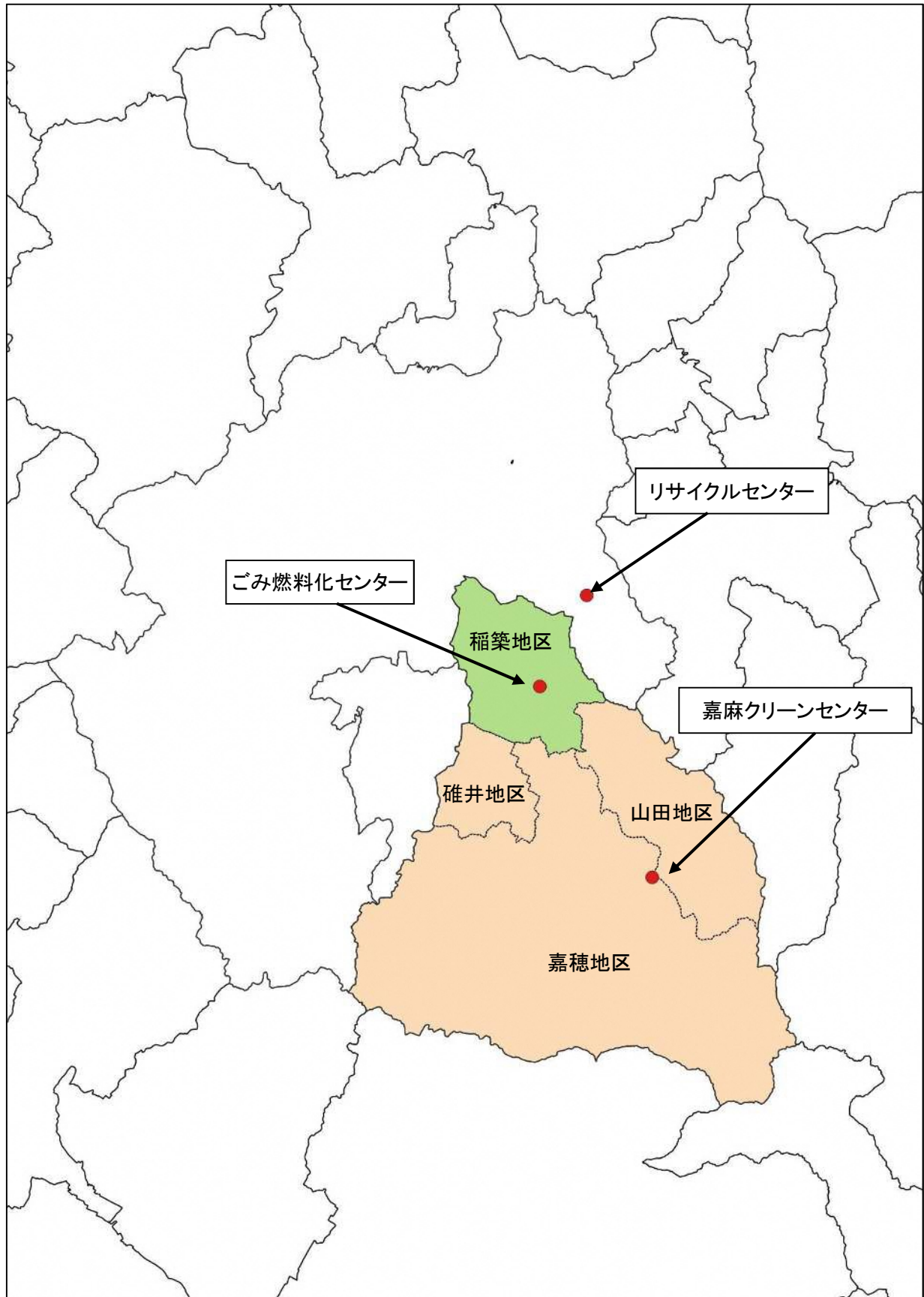
本市は①山田・嘉穂・碓井地区、②稲築地区に分けられており、ごみ処理はごみ燃料化センター、嘉麻クリーンセンター、リサイクルセンターの3施設にて行い、資源化・売却されなかった残渣等は嘉麻クリーンセンター(最終処分場)、リサイクルセンター(最終処分場)にて埋立処分を行っています。

◆図表 3-6 各地区のごみ処理施設

| 地区 | ごみ分別項目 | | | | | | |
|------------|------------|-----------|------|------|--------|-----|------|
| | もえるごみ | もえないごみ | 粗大ごみ | かんびん | ペットボトル | 古紙類 | 有害ごみ |
| 山田・嘉穂・碓井地区 | 嘉麻クリーンセンター | リサイクルセンター | | | 資源化 | | |

| 地区 | ごみ分別項目 | | | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|------|------|-----|------|
| | もえるごみ | 布団類ごみ | もえないごみ | 粗大ごみ | かんびん | 古紙類 | 有害ごみ |
| 稲築地区 | ごみ燃料化センター | | リサイクルセンター | | | 資源化 | |

◆図表 3-7 ごみ処理施設の位置図



3-2 ごみ処理施設の概要

◆図表 3-8 ごみ処理施設の概要

| | |
|--------|---|
| 施設名 | ごみ燃料化センター |
| 所在地 | 嘉麻市岩崎 124 番地 |
| 供用開始年度 | 平成 14 年 |
| 処理能力 | 54t/日 (54 t × 14H × 1 基) |
| 処理方法 | ごみ固形燃料化方式 |
| 外観図 |  |

| | |
|--------|--|
| 施設名 | 嘉麻クリーンセンター |
| 所在地 | 嘉麻市上 815 番地 |
| 供用開始年度 | 昭和 61 年 |
| 処理能力 | 40t/日 (20t/16H × 2 基) |
| 処理方法 | 准連続燃焼方式(階段ストーカ方式) |
| 外観図 |  |

| | | |
|--------|--|--|
| 施設名 | 嘉麻クリーンセンター(最終処分場) | |
| 所在地 | 嘉麻市上 815 番地外 | |
| 供用開始年度 | 平成 13 年 | |
| 埋立容積 | 55,000m ³ | |
| 埋立終了予定 | 令和 16 年 6 月末 | |
| 外観図 |  | |

| | | |
|--------|--|--------|
| 施設名 | リサイクルセンター | |
| 所在地 | 飯塚市入水 757 番地 1 | |
| 供用開始年度 | 平成 11 年 | |
| 処理能力 | 不燃ごみ・粗大ごみ | 10t/日 |
| | かん・びん | 2 t /日 |
| 処理方法 | 不燃ごみ・粗大ごみ：破碎・選別 かん・びん：手選・機械選別 | |
| 外観図 |  | |

| | |
|--------|---|
| 施設名 | リサイクルセンター(最終処分場) |
| 所在地 | 飯塚市入水 757 番地 1 |
| 供用開始年度 | 平成 11 年 |
| 埋立容積 | 40,690m ³ |
| 埋立終了予定 | 令和 32 年度末 |
| 外観図 |  |

第4節 ごみ排出量

4-1 ごみ排出量

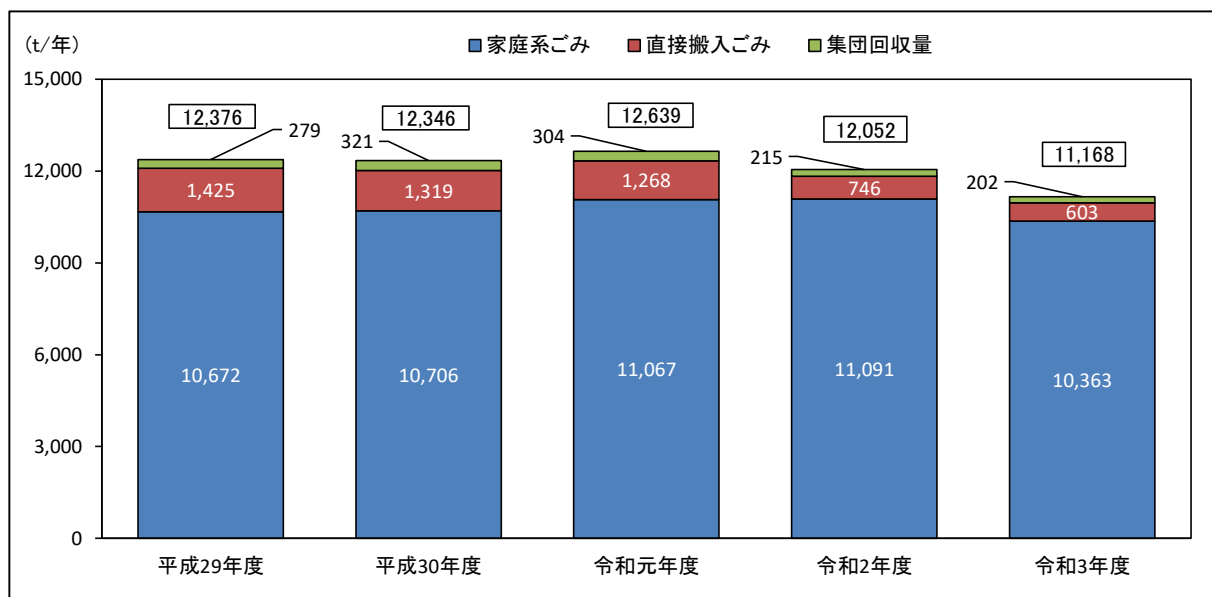
本市のごみ排出量は、平成29年度(12,376t)以降減少傾向となっていました。平成30年度(12,346t)から令和元年度(12,639t)にかけて増加しその後、令和3年度(11,168t)にかけて減少しています。

家庭系ごみは、増減はあるものの横ばい傾向となっています。また、直接搬入ごみは平成29年度(1,425t)から令和3年度(603t)にかけて大きく減少しています。

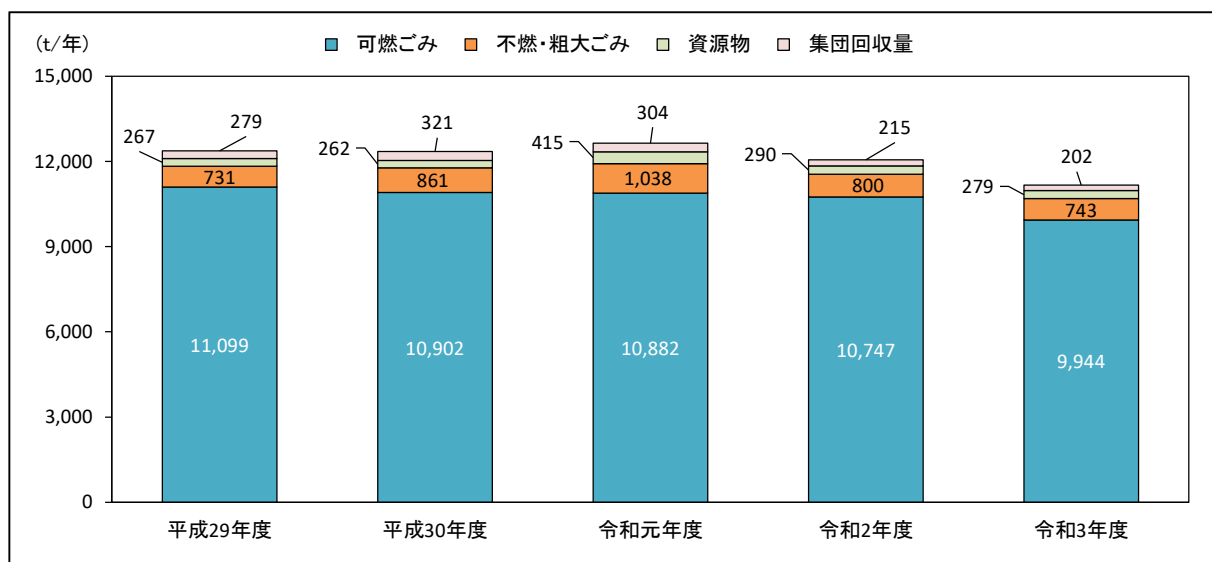
集団回収量は、平成30年度(321t)から令和3年度(202t)にかけて減少傾向となっています。

ごみの種類別にみると可燃ごみは平成29年度から令和3年度にかけて減少傾向となっており、不燃・粗大ごみは令和元年度に増加するものの、令和3年度にかけて減少傾向となっています。

◆図表 3-9 ごみ排出量の推移



◆図表 3-10 ごみ種類別排出量の推移



◆図表 3-11 ごみ排出量の推移

| 項 目 | (t/年) | | | | | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 行政区域内人口(人) | 39,877 | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| 家庭系ごみ | 10,981 | 10,672 | 10,706 | 11,067 | 11,091 | 10,363 |
| 可燃ごみ | 10,164 | 9,936 | 9,879 | 9,799 | 10,092 | 9,421 |
| 不燃・粗大ごみ | 549 | 480 | 572 | 868 | 710 | 665 |
| 資源物 | 268 | 256 | 255 | 400 | 289 | 277 |
| 直接搬入ごみ(家庭系+事業系) | 1,402 | 1,425 | 1,319 | 1,268 | 746 | 603 |
| 可燃ごみ | 1,115 | 1,163 | 1,023 | 1,083 | 655 | 523 |
| 不燃・粗大ごみ | 278 | 251 | 289 | 170 | 90 | 78 |
| 資源物 | 9 | 11 | 7 | 15 | 1 | 2 |
| 集団回収量 | 299 | 279 | 321 | 304 | 215 | 202 |
| 総排出量 | 12,682 | 12,376 | 12,346 | 12,639 | 12,052 | 11,168 |

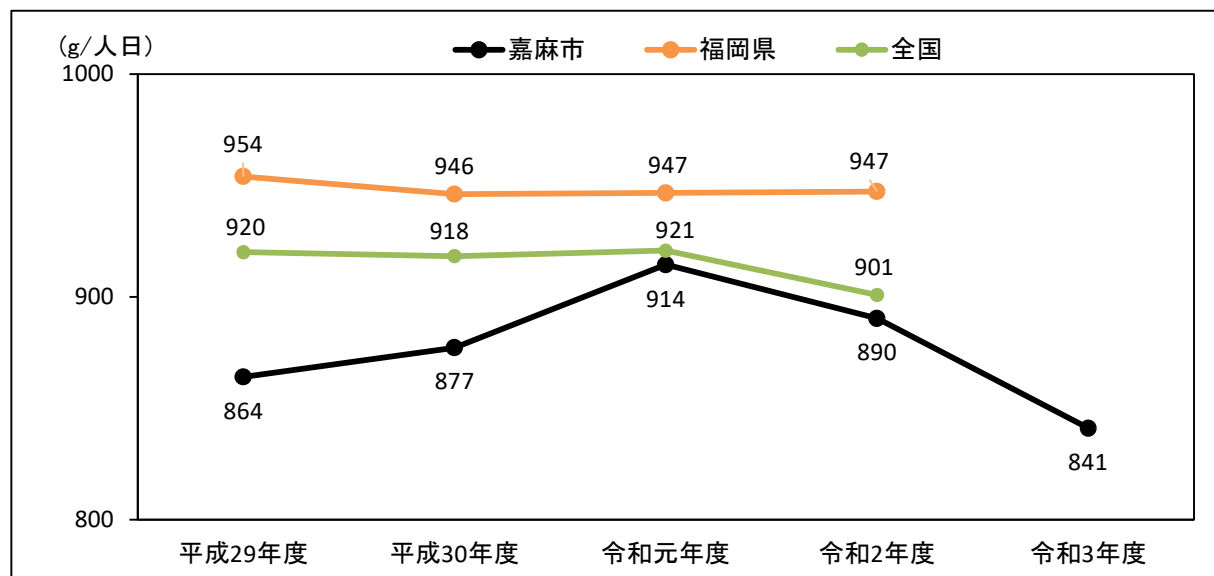
| 項目 | 単位 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | (t/年) | 11,099 | 10,902 | 10,882 | 10,747 | 9,944 |
| 不燃・粗大ごみ | (t/年) | 731 | 861 | 1,038 | 800 | 743 |
| 資源物 | (t/年) | 267 | 262 | 415 | 290 | 279 |
| 集団回収量 | (t/年) | 279 | 321 | 304 | 215 | 202 |
| 合計 | (t/年) | 12,376 | 12,346 | 12,639 | 12,052 | 11,168 |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-2 1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量(家庭系ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)は、平成29年度(864g/人日)から令和元年度(914g/人日)にかけて増加し、その後、令和3年度(841g/人日)にかけて減少しています。令和2年度の実績は全国及び福岡県と比較すると、福岡県が最も多く947g/人日、次いで全国が901g/人日、本市が890g/人日となっています。

◆図表 3-12 1人1日あたりのごみ排出量の推移

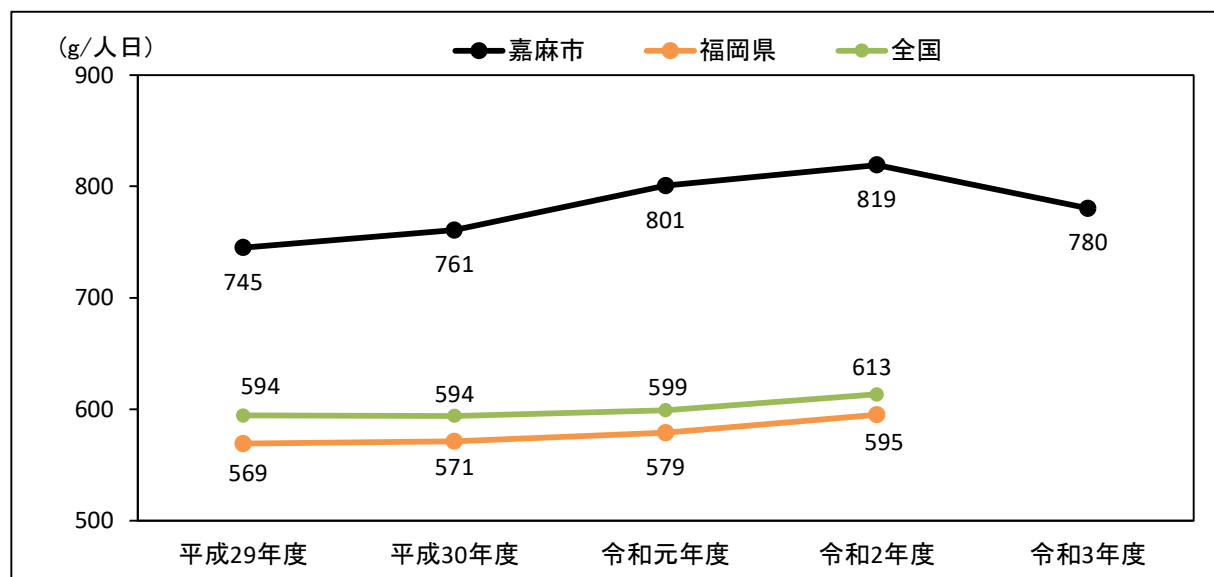


※1人1日あたりの排出量(g/人・日) = 年間あたりの排出量(t/年) × 10⁶ ÷ 人口(人) ÷ 365(日/年)

本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成29年度(745g/人日)から令和2年度(819g/人日)にかけて増加し、その後、令和3年度(780g/人日)にかけて減少しています。

令和2年度の実績は全国及び福岡県と比較すると、本市が最も多く819g/人日、次いで全国が613g/人日、福岡県が595g/人日となっています。

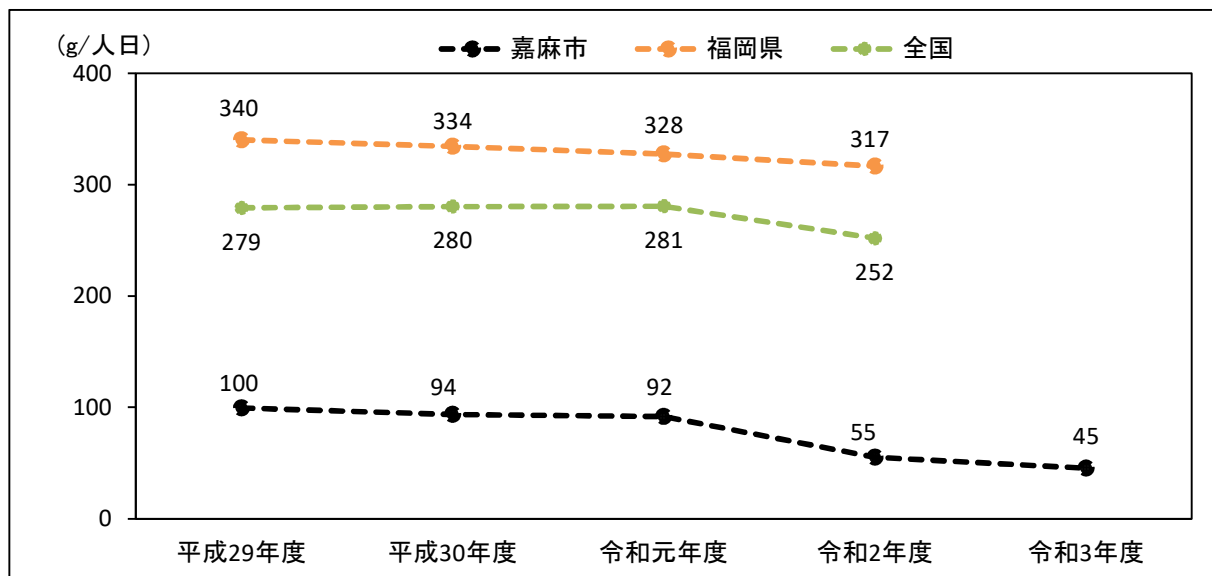
◆図表 3-13 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移



本市の1人1日あたりの直接搬入系ごみ排出量は、平成29年度（100g/人日）から令和元年度（92g/人日）にかけて増減はあるものの、横ばいの傾向となっていますが、令和3年度（45g/人日）にかけて減少しています。

令和2年度の実績は全国及び福岡県と比較すると、福岡県が最も多く317g/人日、次いで全国が252g/人日、本市が55g/人日となっています。

◆図表 3-14 1人1日あたりの直接搬入系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-3 資源化率と最終処分率

本市の令和2年度の資源化率は、本市が最も高く、次いで福岡県、全国となっています。

また、最終処分率は本市と福岡県が最も高く、次いで全国となっています。

本要因としては、ごみ燃料化センターにおける固形燃料化が影響しているものと考えられます。

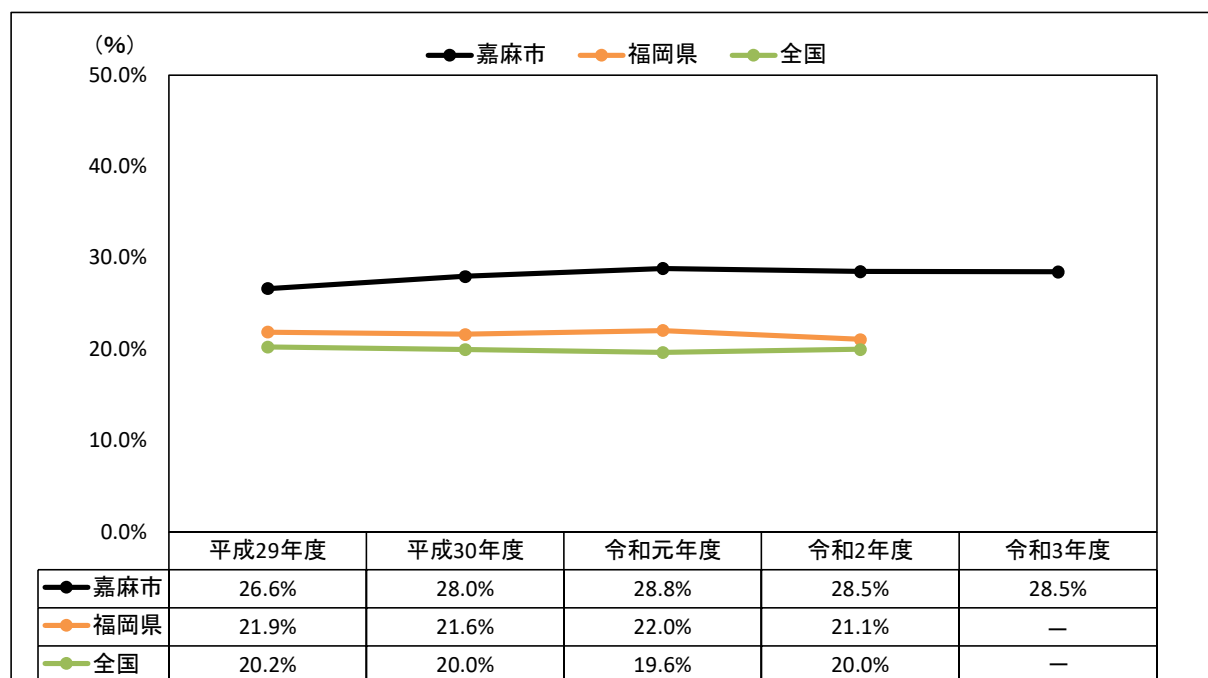
◆図表 3-15 資源化量及び埋立量の内訳

| 項目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|--------|-----------|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| ごみ総排出量 | | 12,376 | 12,346 | 12,639 | 12,052 | 11,168 | |
| 資源化量 | 直接資源化量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 処理後再生利用量 | ごみ燃料化センター | 3,017 | 3,132 | 3,340 | 3,219 | 2,978 |
| | | 鉄・アルミ類 | 33 | 30 | 30 | 28 | 27 |
| | | 固形燃料 | 2,558 | 2,674 | 2,866 | 2,693 | 2,640 |
| | リサイクルセンター | 426 | 428 | 444 | 498 | 311 | |
| | 資源化物 | | | | | | |
| 集団回収量 | 279 | 321 | 304 | 215 | 202 | | |
| 合計 | 3,296 | 3,453 | 3,644 | 3,434 | 3,180 | | |
| 埋立 | 処理後最終処分量 | 嘉麻クリーンセンター(最終処分場) | 1,026 | 967 | 967 | 923 | 966 |
| | | リサイクルセンター(最終処分場) | 322 | 226 | 223 | 270 | 170 |
| | 合計 | 1,348 | 1,192 | 1,190 | 1,193 | 1,136 | |

◆図表 3-16 資源化率及び最終処分率の推移

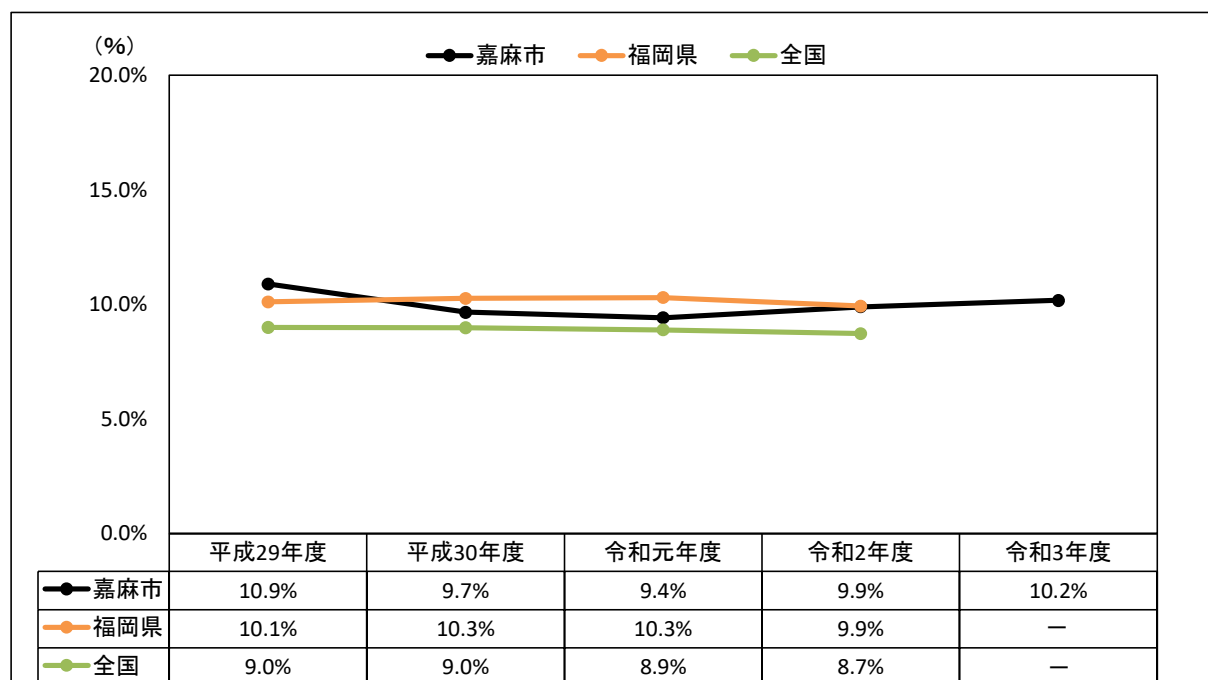
| 項目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|-----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 資源化率 | 嘉麻市 | 26.6% | 28.0% | 28.8% | 28.5% | 28.5% |
| | 福岡県 | 21.9% | 21.6% | 22.0% | 21.1% | - |
| | 全国 | 20.2% | 20.0% | 19.6% | 20.0% | - |
| 最終処分率 | 嘉麻市 | 10.9% | 9.7% | 9.4% | 9.9% | 10.2% |
| | 福岡県 | 10.1% | 10.3% | 10.3% | 9.9% | - |
| | 全国 | 9.0% | 9.0% | 8.9% | 8.7% | - |

◆図表 3-17 資源化率



※資源化率= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ ごみ排出量 × 100

◆図表 3-18 最終処分率



※最終処分率=最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-4 ごみ処理年間経費

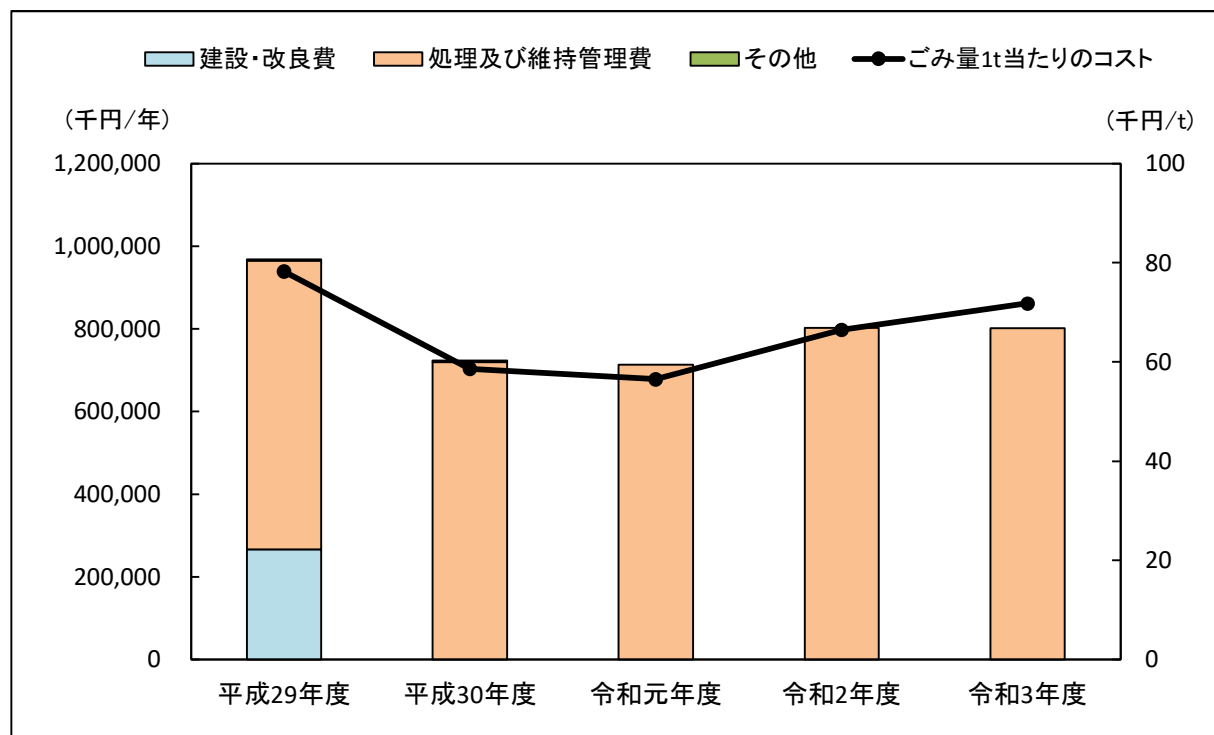
本市のごみ処理年間経費及びごみ量 1t 当たりの処理コストの推移は平成 28 年度から令和元年度にかけて減少傾向とありますが、令和元年度以降は増加傾向とあります。

なお、平成 29 年度は嘉麻クリーンセンターの延命化工事等(平成 27 年度～平成 29 年度)を実施し、建設・改良費分に費用が計上されているため、ごみ処理経費及び処理コストが高く推移しています。

◆図表 3-19 本市のごみ処理年間経費

| 項目 | 記号 | 単位 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ量 | ① | t/年 | 12,376 | 12,346 | 12,639 | 12,052 | 11,168 |
| 建設・改良費 | ② | 千円/年 | 266,177 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理及び維持管理費 | ③+④ | 千円/年 | 698,684 | 719,522 | 713,860 | 802,055 | 801,469 |
| 組合分担金 | ③ | 千円/年 | 249,650 | 228,599 | 409,533 | 504,737 | 508,284 |
| 組合分担金以外 | ④ | 千円/年 | 449,034 | 490,923 | 304,327 | 297,318 | 293,185 |
| その他 | ⑤ | 千円/年 | 3,083 | 3,667 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | ⑥ | 千円/年 | 967,944 | 723,189 | 713,860 | 802,055 | 801,469 |
| ごみ量1t当たりのコスト | ⑥÷① | 千円/t | 78.2 | 58.6 | 56.5 | 66.5 | 71.8 |

◆図表 3-20 本市の年間経費及びごみ量 1t 当たりのコスト



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-5 ごみ処理の評価

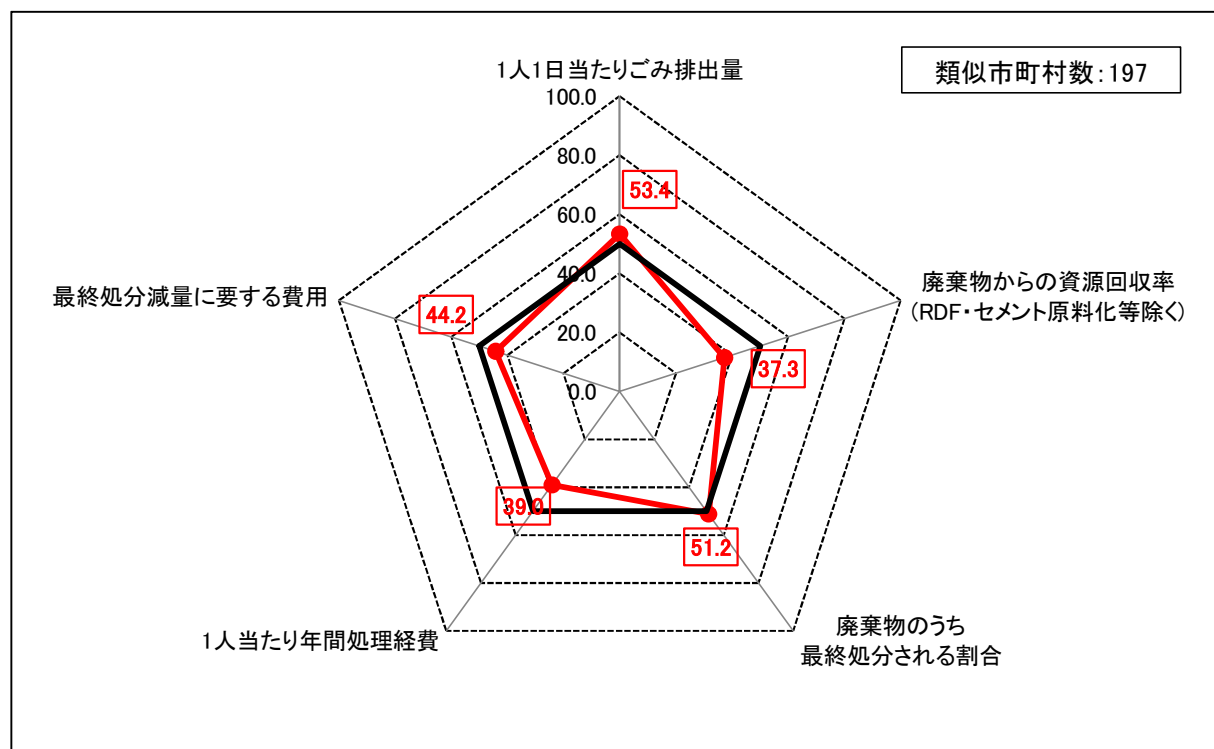
本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、同規模の人口の自治体と比較評価した結果は、以下に示すとおりとなっています。本評価は、標準偏差 50 を上回れば類似自治体と比較して良好な状態として判断するものとなっています。

◆図表 3-21 ごみ処理の評価項目

| 指標 | | 指標の見方 |
|---------|---------------------------------|-----------------------------|
| 循環型社会形成 | 人口1人1日当たりごみ総排出量 | 指数が大きいほど、ごみ搬出量は少なくなる |
| | 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) | 指数が大きいほど、資源回収率は高くなる |
| | 廃棄物のうち最終処分される割合 | 指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる |
| 経済性 | 1人当たり年間処理経費 | 指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる |
| | 最終処分減量に要する費用(※) | 指数が大きいほど、費用対効果は高くなる |

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用
(収集運搬、中間処理に要した費用)

◆図表 3-22 ごみ処理の評価



出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実績版)」

第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み

5-1 集団回収量の推移

本市では、ごみの減量及び再資源化のための取組みとして、施設へ搬入する資源ごみとは別に、独自で古紙類の集団回収に補助金を交付しています。

本市の集団回収量は、平成29年度から平成30年度にかけて増加していますが、平成30年度以降、減少傾向となっています。

本要因としては、電子書籍や民間による古紙回収拠点の普及、新型コロナウイルスの感染拡大などが影響しているものと考えられます。

◆図表 3-23 集団回収量の推移

(t/年)

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 新聞紙 | 129 | 134 | 120 | 71 | 62 |
| 段ボール | 78 | 87 | 83 | 65 | 63 |
| 雑誌等古紙 | 69 | 96 | 95 | 78 | 75 |
| 古布 | 3 | 5 | 6 | 1 | 2 |
| 合計 | 279 | 321 | 304 | 215 | 202 |

出典：本市統計データ

5-2 ごみ処理に関する補助制度

(1) リサイクル活動団体に対する奨励補助

【対象】

- ・嘉麻市に居住する住民で構成され、市が登録認定した地域団体等(自治会、子供会、PTA等)

【対象品目及び補助金額】

| 対象品目 | 補助金額 |
|-------|-------------|
| 新聞紙 | 1kg 当たり 8 円 |
| 段ボール | |
| 雑誌等古紙 | |
| 古布 | |

(2) 生ごみ処理容器等の購入者に対する補助

【対象】

- ・嘉麻市に居住する世帯(事業所を除く)で、新規に未使用の生ごみ処理容器等を購入して使用する住民

【補助金額】

- ・生ごみ処理容器、電動式又は手動式生ごみ処理機、ダンボールコンポスト

【ごみ収集器具設置補助件数】

| 対象容器等 | 補助金額 | 補助対象数 |
|-------------------|-------------------------|------------------------|
| 生ごみ処理容器 | 購入額の 1/2 (上限額 3,000 円) | 1 年間につき 2 個 |
| 電動又は手動式 生ごみ処理機 | 購入額の 1/2 (上限額 25,000 円) | 5 年間につき 1 台 |
| ダンボールコンポスト | 購入額の 1/2 (上限額 1,500 円) | 1 年間につき 4 個 (基材を含む) |

第6節 ごみ処理の課題

6-1 ごみの排出抑制

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、図表3-12に示すとおり、平成29年度以降増加しており、令和元年度以降は全国の数値と近い値となっています。

本市のごみ排出量の特徴は、表3-13に示すとおり、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は745～819g/人・日となっており、平成29年度から令和2年度にかけて全国及び福岡県平均を上回っています。このため、特に家庭系ごみの減量化に重点を置いた施策を展開する必要がありますと考えられます。

6-2 資源化の推進

本市の資源化率は、図表3-17に示すとおり、平成29年度から令和3年度にかけて26.6～28.8%前後で推移しており、資源化率は横ばいの傾向となっています。また、本市の資源化率は全国及び福岡県平均と比較すると、高い数値となっています。

本市の資源化率は、ごみ燃料化センターにおける固形燃料化が資源化率を上昇させていますが、令和4年度末にごみ燃料化センターを廃止、嘉麻クリーンセンターは休止する方針となっており、桂苑にて処理を行うことから資源化率の変動が見込まれます。

このため、資源化を推進するための啓発活動等や施策を展開する必要があります。

6-3 高齢化社会に伴うごみの収集と適正処理

高齢化が発展するにつれて在宅医療や在宅介護に伴う在宅医療廃棄物の排出が問題となっています。医療関係のごみの中には、血液の付着した注射器など、感染に注意が必要な有害ごみが含まれており、収集等に従事する作業員への安全性が危惧されることから適正な処理を行うように啓発を行う必要があります。

また、高齢者の中にはごみの集積場所までごみ袋を運ぶことが重労働となる場合があります。現在、環境省では高齢化社会に対応したごみ出しの支援に関するモデル事業を実施しており、今後は高齢化社会に対応したごみ出し支援制度が求められます。

6-4 ごみ処理施設の集約化に伴う分別・収集の調整

本市から排出される可燃ごみは、令和4年度末まで2つのごみ処理施設にて処理を行っていますが、いずれの施設も稼働から約20年以上が経過していることから、機械設備及び建物等において老朽化・劣化が確認されています。

図表3-4、5に示すとおり、山田・嘉穂・碓井地区の可燃ごみは嘉麻クリーンセンター、稲築地区の可燃ごみはごみ燃料化センターでそれぞれ処理を行っています。

当該施設を管理する組合では、ごみ処理施設の集約化を行い、令和4年度末にごみ燃料化センターを廃止、嘉麻クリーンセンターは休止する方針となっています。

このため、両地区の可燃ごみは桂苑（焼却施設）で処理することから市民等に対し、新たな分別区分も含めて広報等を行う必要があります。

あわせて、本市では収集ごみの運搬先等を変更する必要性もあることから、関係者との調整を行っています。

◆図表3-24 ごみ処理施設の稼働年数

| 施設名称 | 処理方法 | 供用開始年度 | 稼働年数 |
|----------------------|-----------------------|--------|------|
| 嘉麻クリーンセンター (焼却施設) | 准連続燃焼方式 (階段ストーカ方式) | 昭和61年 | 35年 |
| ごみ燃料化センター | ごみ固形燃料化方式 | 平成14年 | 20年 |

6-5 中間処理計画

前述したとおり、令和5年度から本市の可燃ごみ処理施設が桂苑に変更する方針となっており、桂苑の処理能力に合わせた適正な分別を行うことで施設への負荷を軽減する必要があります。

6-6 災害廃棄物の処理体制

近年、大規模な自然災害が各地で頻繁に発生しており、大量の災害廃棄物が発生することから、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な対応が不可欠となっています。

令和元年度の台風15号(房総半島台風)、19号(東日本台風)の被害報告では千葉県内のごみ処理施設の被災(停電)、収集運搬体制の確保、仮置場の設置・管理・運営、広域処理を含む処理先の確保など様々な課題が浮き彫りになりました。

国は災害廃棄物の対策として、関連機関とのさらなる連携の強化・円滑化に向けて、意見交換や連携マニュアルを作成しており、円滑で迅速な災害廃棄物処理体制の構築を目指しています。また、令和7年度までに災害廃棄物処理計画の策定率を60%にするという数値目標を掲げています。福岡県内の令和3年度末時点での災害廃棄物処理計画の策定状況は、全60自治体のうち、41の自治体が策定しています。

本市では災害廃棄物処理計画を策定済であるものの、組合や近隣自治体及び一般廃棄物処理業者(許可業者)と災害時の対応・対策について協議を行い、災害廃棄物の処理を円滑に進めるための連携を促進することが重要です。



出典：環境省ホームページ

6-7 プラスチックに関する動向について

環境省では、「2050年にCO₂（二酸化炭素）の排出を実質ゼロにする」ゼロカーボンシティを表明しており、都道府県及び市町村においても脱炭素化や温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組みを実施するように努めるものとされています。

また、海洋プラスチック問題などを契機に、令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製容器包装廃棄物(以下、「容リプラ」とします。)以外のプラスチック製品廃棄物(以下、「製品プラ」とします。)についても回収し、リサイクルする方針が示されました。

よって、本市においても上記の法制度への対応を検討する必要があります。

なお、組合では令和12年度以降に新清掃工場の稼働に向けて計画を策定中であり、プラスチックごみの分別は、施設整備の必須条件となっているため、本市においても分別に向けた協力体制を構築する必要があります。

◆図表 3-25 福岡県内におけるゼロカーボンシティ表明自治体

| 自治体 | 表明日 |
|------|-------------|
| 大木町 | 2019年12月12日 |
| 福岡市 | 2020年2月21日 |
| 北九州市 | 2020年10月29日 |
| 久留米市 | 2021年2月22日 |
| 大野城市 | 2021年2月22日 |
| 鞍手町 | 2021年3月3日 |
| 小竹町 | 2021年6月24日 |
| 太宰府市 | 2021年6月25日 |
| みやま市 | 2021年8月26日 |
| 篠栗町 | 2021年9月8日 |
| 宗像市 | 2021年10月8日 |
| 古賀市 | 2021年11月30日 |
| みやこ町 | 2021年12月6日 |
| 吉富町 | 2022年1月17日 |
| 中間市 | 2022年1月25日 |
| うきは市 | 2022年1月31日 |
| 朝倉市 | 2022年1月31日 |
| 新宮町 | 2022年2月1日 |
| 直方市 | 2022年2月26日 |
| 那珂川市 | 2022年2月28日 |
| 須恵町 | 2022年3月2日 |
| 粕屋町 | 2022年3月18日 |
| 福岡県 | 2022年3月28日 |
| 久山町 | 2022年3月30日 |
| 飯塚市 | 2022年4月1日 |
| 宇美町 | 2022年6月3日 |
| 苅田町 | 2022年6月3日 |
| 志免町 | 2022年6月3日 |
| 豊前市 | 2022年6月20日 |
| 春日市 | 2022年7月1日 |
| 宮若市 | 2022年8月19日 |

出典：環境省ホームページ

第1節 ごみ処理の目標

1-1 基本理念

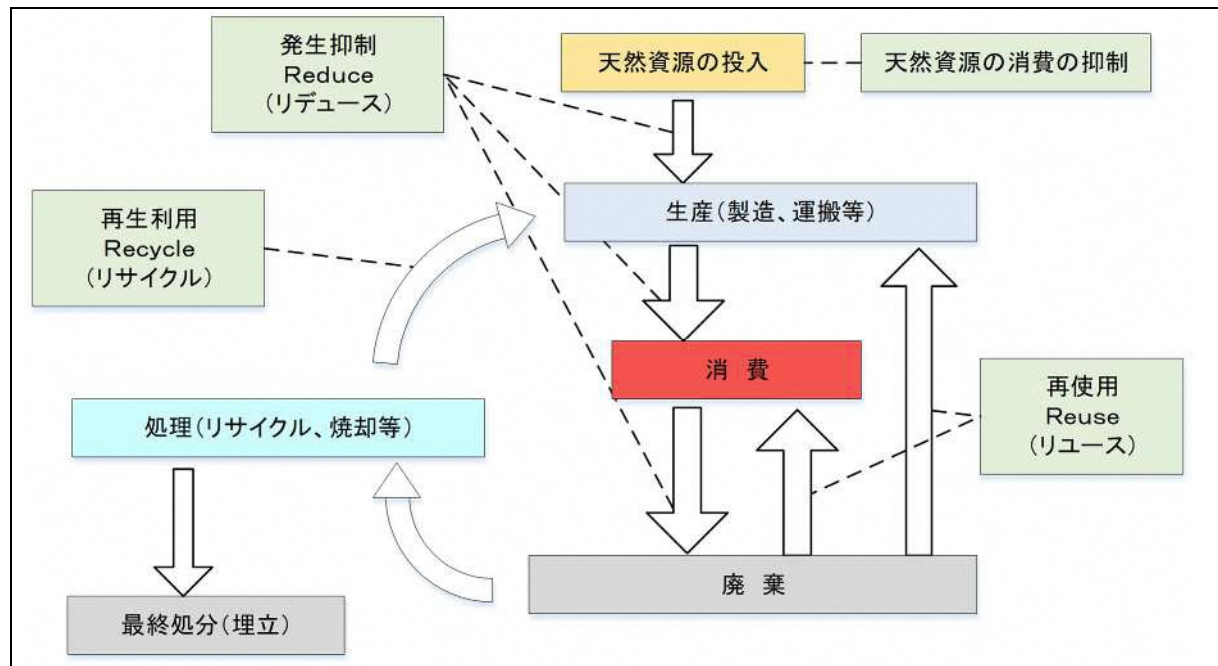
環境省は循環型社会形成推進基本法において「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会と提示しています。

以上のことから、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた優先順位（図表 4-1）を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R 活動を推進することにより、限りある資源の活用とエネルギーの削減を促進していくものとします。

本市では循環型社会の構築に向けて、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの発生抑制に取り組むことを基本理念として掲げ、実行します。

基本理念：ごみの発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築

◆図表 4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位

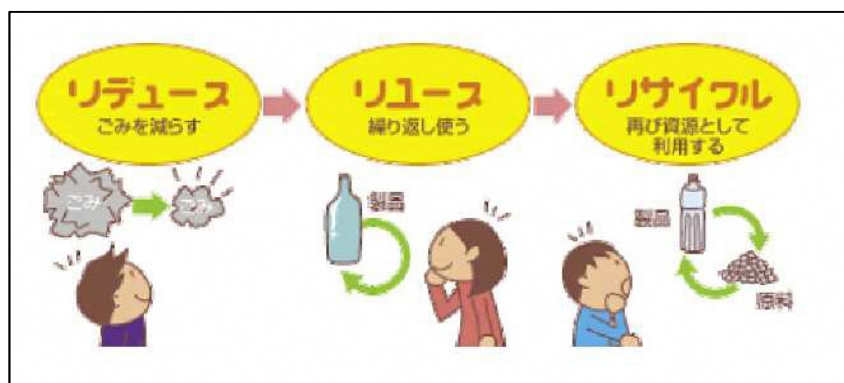


1-2 基本方針

本計画における基本理念のもと、本市のごみ処理における基本方針は、住民・事業者・行政の三者が協働し、基本理念の実現に向けた基本的な方針を「住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進」「再生利用・再資源化の推進」「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」の3つとします。

基本方針1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、循環型社会の構築を目指す方針とします。



基本方針2：再生利用・再資源化の推進

ごみの減量化を目的とした施策の推進及び事業系ごみを対象とした施策等を拡充することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図ります。

基本方針3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

高齢化の進行に伴って在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物の排出が予想されています。これらの医療系廃棄物は、一般廃棄物として処理を行う必要があるため、医療関係機関などと連携して適正な収集・処理を行う必要があります。

住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら環境に配慮した安全・安心で効率的なごみの適正処理を行う方針とします。

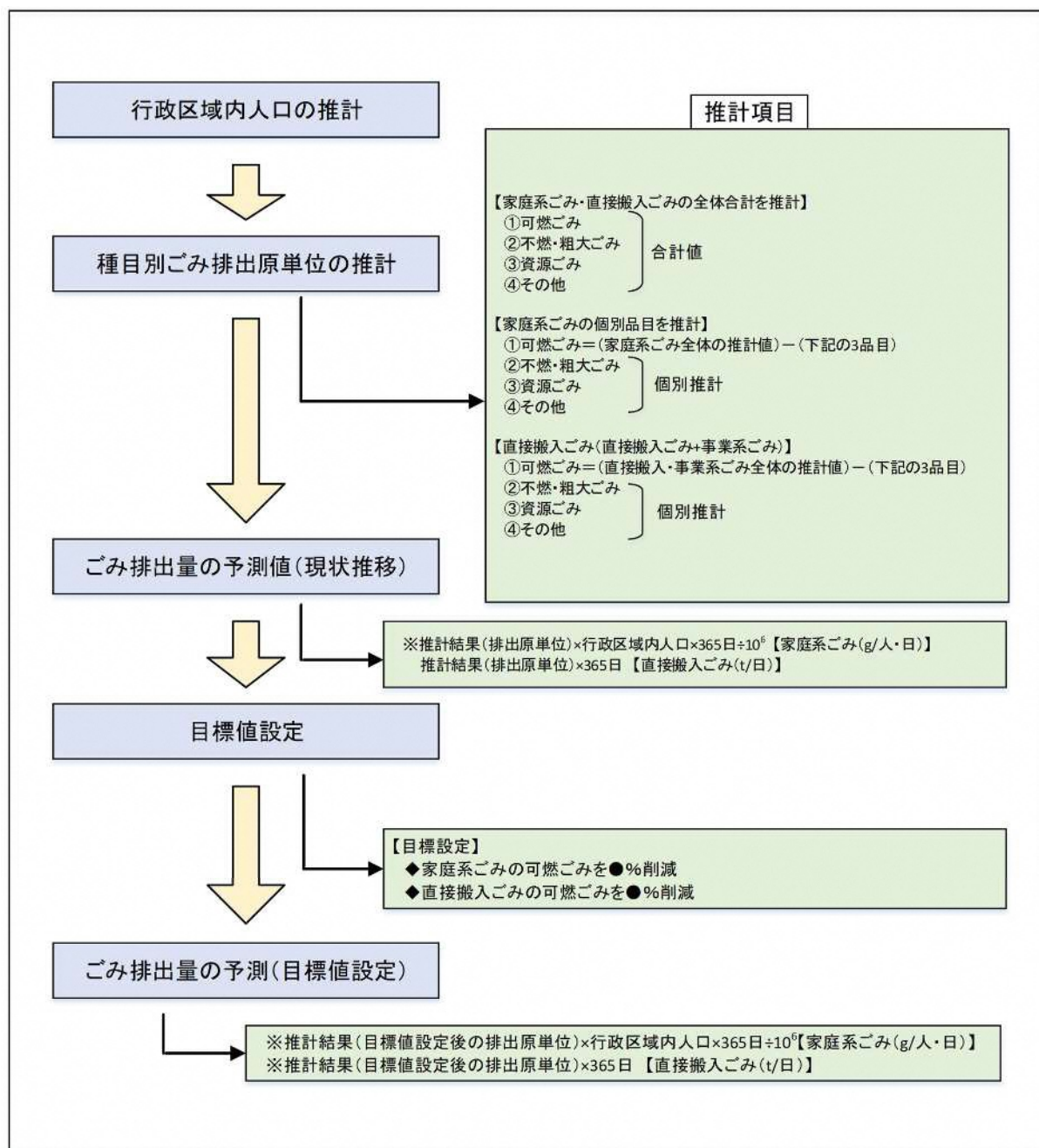
第2節 目標値の設定

2-1 推計方法の概要

ごみ排出量の将来の推計は、本市の過去5年間の実績値をもとに推計しています。ごみ排出量の推計方法は以下に示すとおりです。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、令和2～3年度のごみ排出量の実績は例年と異なるため、令和元年度までの実績をもとに、推計を行いました。

◆図表 4-2 ごみ排出量の推計方法



2-2 人口推計

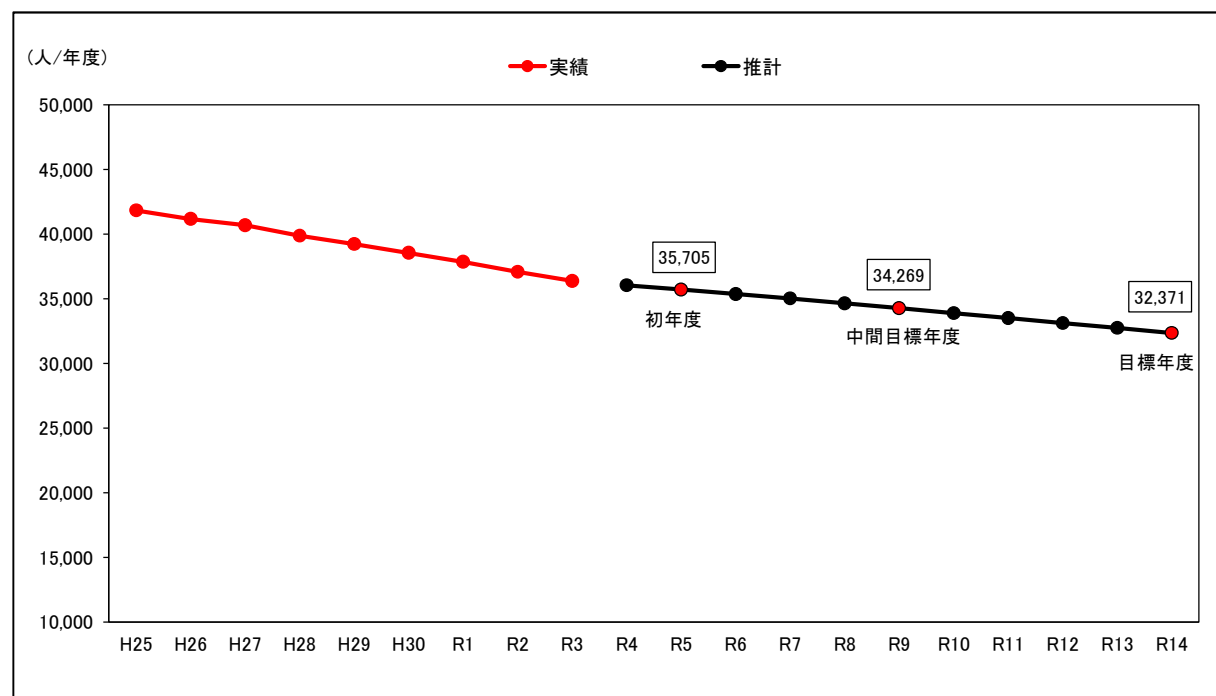
本市の上位計画では、人口の推計値が5年間隔で予測結果が示されていることから、各年度の数値は等差的に補間させる推計値としました。

◆図表 4-3 人口推計の出典

| 出典 | |
|-------------------------------|--|
| まち・ひと・しごと創生 嘉麻市人口ビジョン 第2期総合戦略 | |

◆図表 4-4 人口推計

| 年度 | 実績値 | | | | | 初年度 | 中間目標年度 | 目標年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和9年度 | 令和14年度 |
| 人口 | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 | 35,705 | 34,269 | 32,371 |

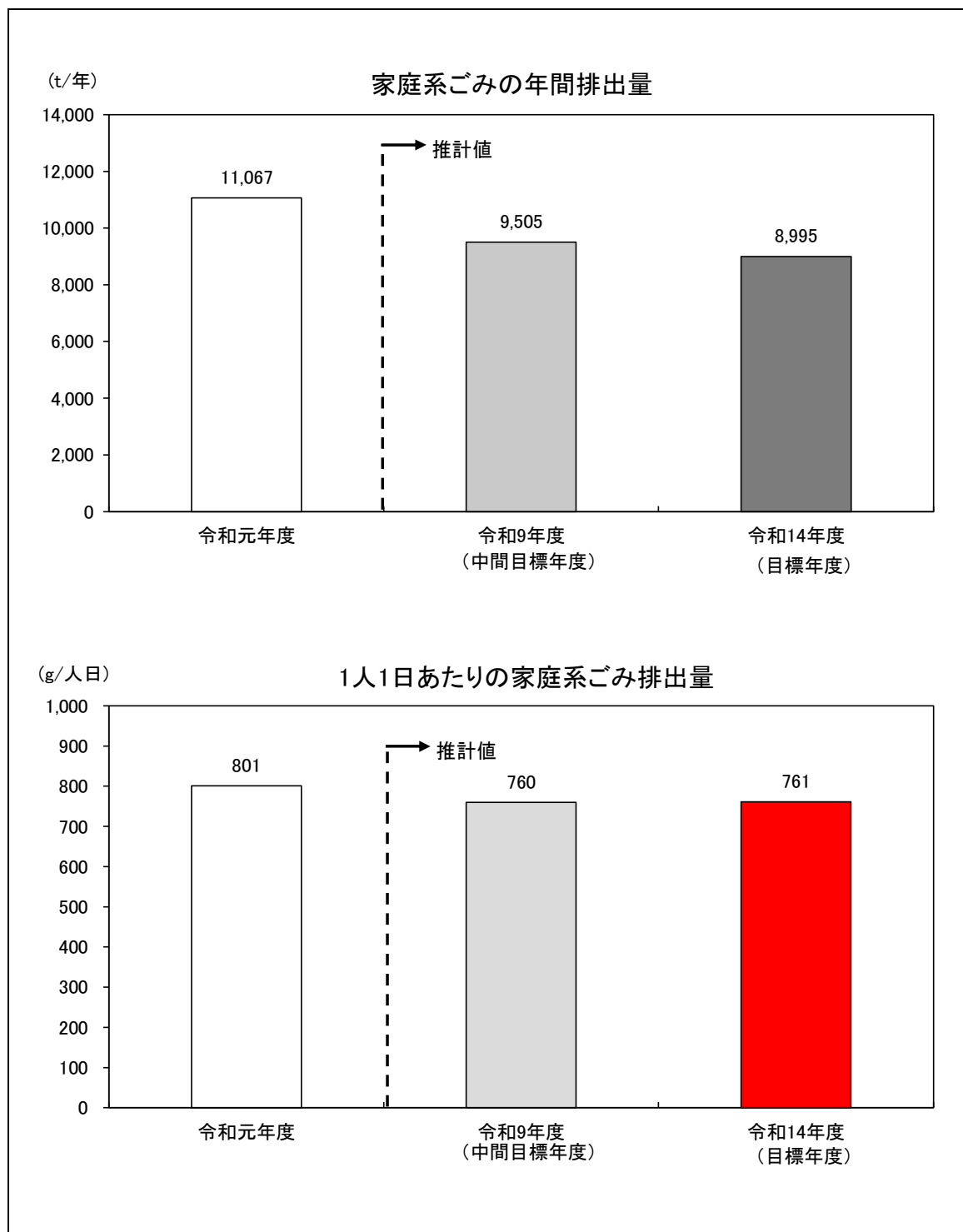


2-3 ごみ排出量の将来推計

(1) 家庭系ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

家庭系ごみの年間排出量は、将来人口の減少により減少傾向となっています。また、1人1日あたりのごみ排出量は、令和元年度の801g/人日から令和14年度にかけて760g/人日に減少し、令和9年度以降は横ばいの傾向になると予測されます。

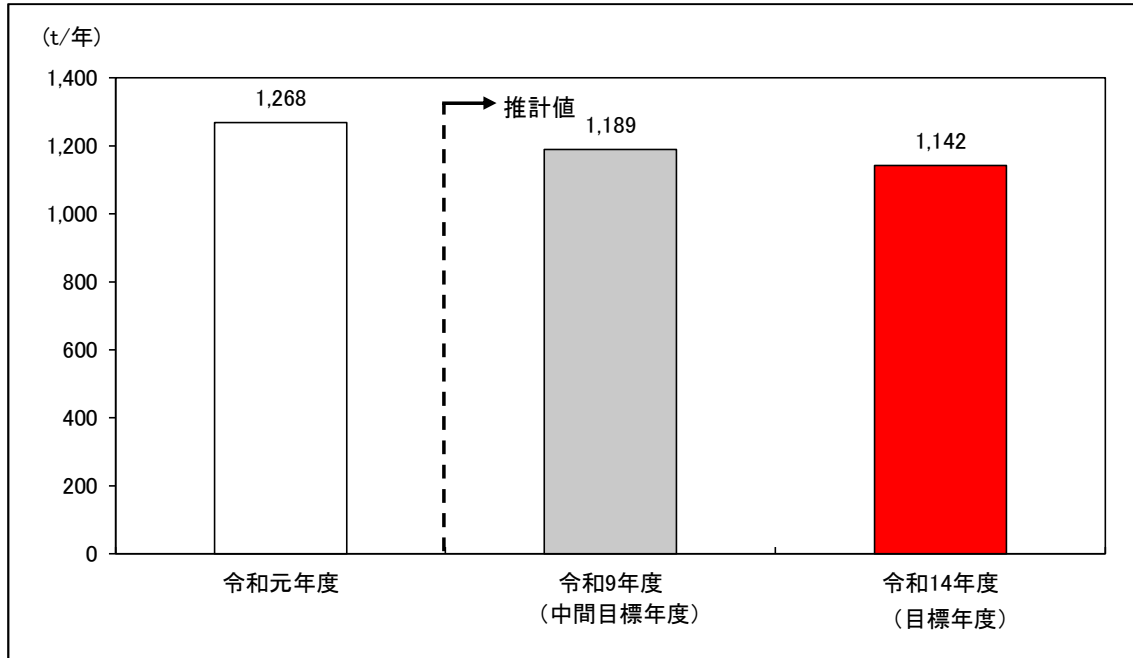
◆図表 4-5 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(2) 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

直接搬入ごみの年間排出量は、令和元年度の 1,268t/年から令和 14 年度にかけて 1,142t/年と減少傾向になると予測されます。

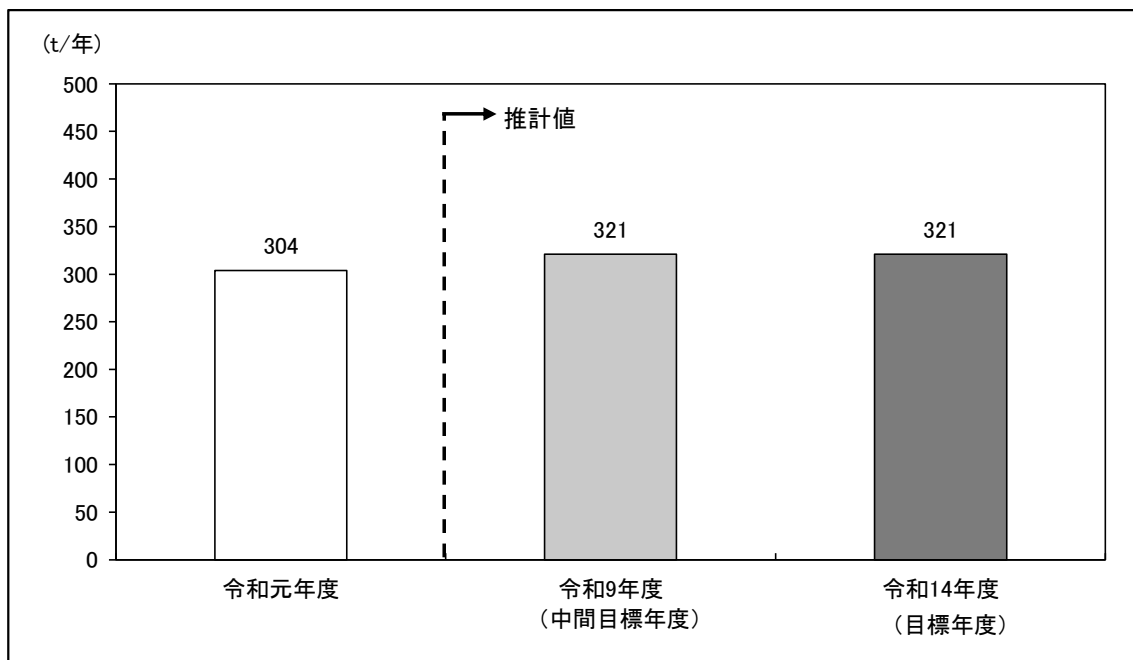
◆図表 4-6 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(3) 集団回収量の将来見込み(現状推計)

集団回収量の年間排出量は、令和元年度の 304t/年から令和 8 年度にかけて 321t/年と増加し、令和 9 年度以降は横ばいの傾向になると予測されます。

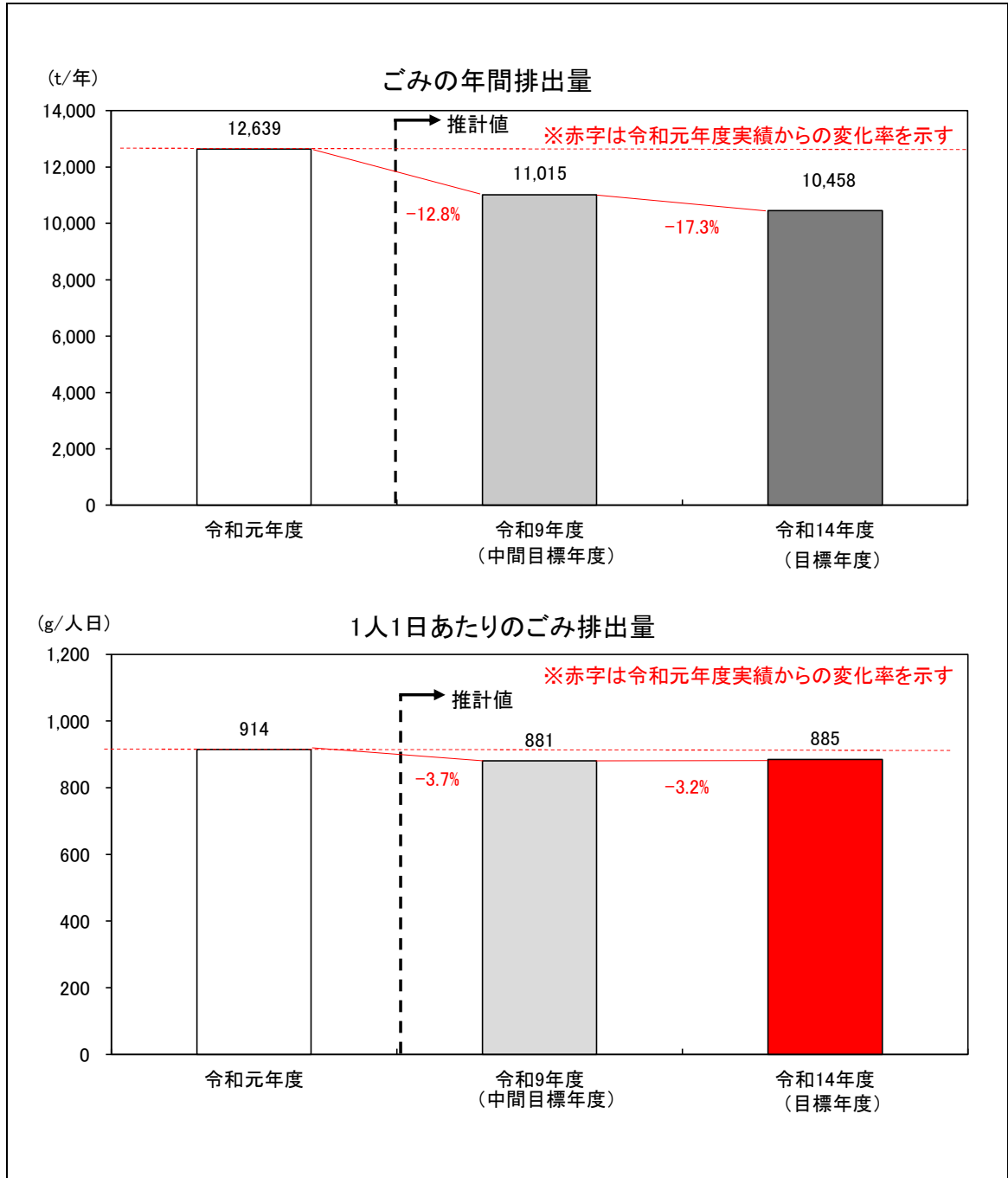
◆図表 4-7 集団回収量の将来見込み(現状推計)



(4) ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

年間のごみ排出量は、令和元年度の12,639t/年から令和14年度にかけて10,458t/年と減少傾向になると予測されます。また、1人1日あたりのごみ排出量は、令和元年度の914g/人日から令和14年度にかけて885g/人日と減少傾向になると予測されます。

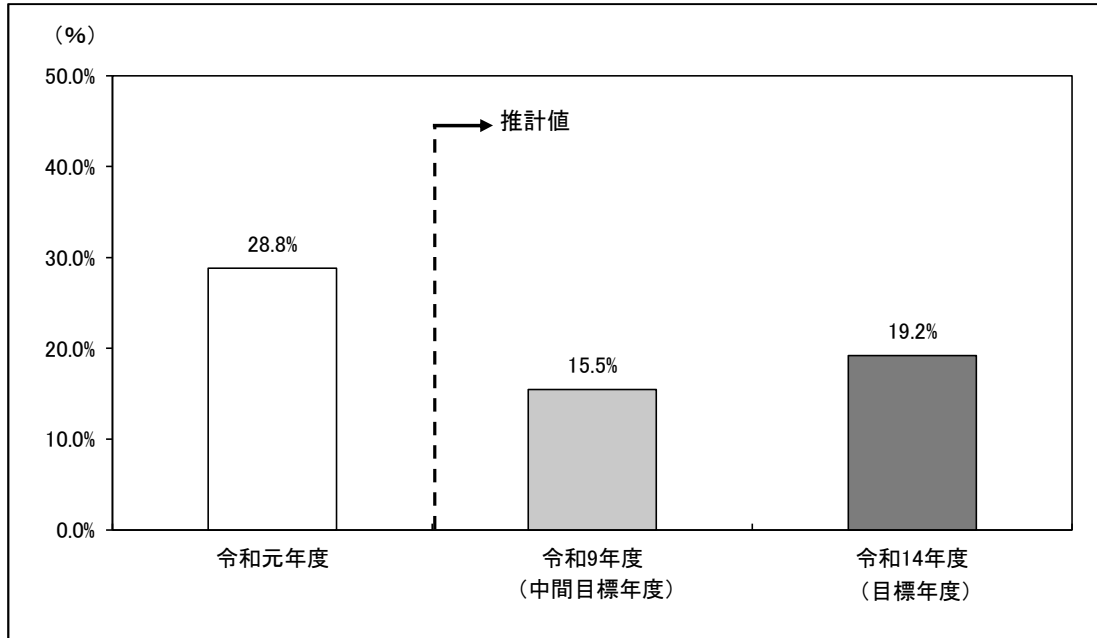
◆図表 4-8 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



(5) 資源化率の将来見込み（現状推計）

資源化率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 28.8%から令和 14 年度にかけて 19.2%に推移すると予測されます。

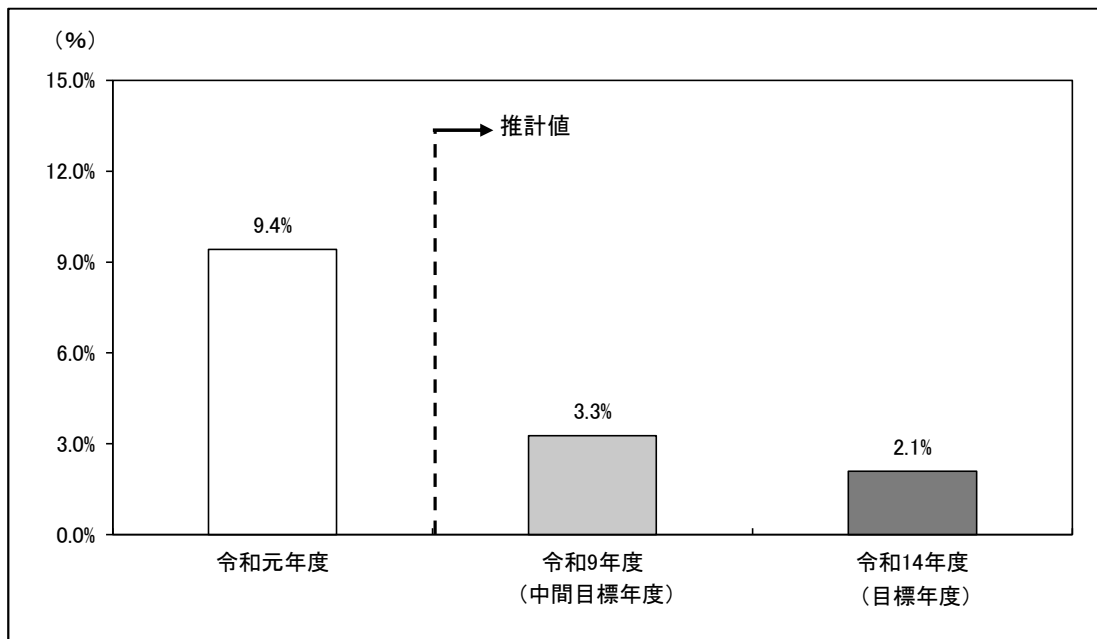
◆図表 4-9 資源化率の将来見込み(現状推計)



(6) 最終処分率の将来見込み（現状推計）

最終処分率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の 9.4%から令和 14 年度にかけて 2.1%と減少傾向になると予測されます。

◆図表 4-10 最終処分率の将来見込み（現状推計）



2-4 目標値の設定

(1) 福岡県平均との比較

令和元年度実績における各種原単位について、本市と福岡県平均値を比較した表を以下に示します。

図表 4-11 より、本市の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみは福岡県平均と比較すると、高い数値（801g/人日）であることから、家庭ごみを対象とする必要があると考えられます。

◆図表 4-11 各種原単位の比較(令和元年度実績)

| 原単位項目 | 福岡県平均 | 本市 | 備考 |
|--------|---------|---------|----------|
| 総排出量 | 947g/人日 | 914g/人日 | 県平均値より低い |
| 家庭系ごみ | 579g/人日 | 801g/人日 | 県平均値より高い |
| 可燃ごみ | 496g/人日 | 709g/人日 | 県平均値より高い |
| 直接搬入ごみ | 328g/人日 | 92g/人日 | 県平均値より低い |
| 可燃ごみ | 298g/人日 | 78g/人日 | 県平均値より低い |
| 集団回収量 | 40g/人日 | 22g/人日 | 県平均値より低い |

(2) 減量目標の対象区分

家庭系ごみの原単位が県平均より高い値となっていることから、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに減量目標を設定する対象としました。

一方で、直接搬入ごみについては県平均より低い値となっているものの、一定の減量目標は必要であることから、減量目標を設定する対象としました。

◆図表 4-12 減量目標を行う項目

| 大項目 | 減量目標を行う項目 |
|--------|------------|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ |
| | 不燃ごみ及び粗大ごみ |
| 直接搬入ごみ | 可燃ごみ |

(3) 減量目標値の設定

1) 家庭系ごみ(可燃ごみ)

家庭系の可燃ごみの減量目標として、近年全国的にも問題視されている食品廃棄物等の発生抑制や、これまでも継続している水切り対策に取り組むこととしました。

まず、食品廃棄物の潜在量や水分量を設定するために、令和元年度のごみ処理施設のごみ組成結果から、本市のごみ組成結果を想定しました。

本市は嘉麻クリーンセンターとごみ燃料化センターの2施設で処理されていることから、可燃ごみ中の厨芥類及び三成分の構成比は、各施設の処理内訳で加重平均した値を、本市全体のごみ組成として設定しました。

以下にごみ組成結果を示します。

◆図表 4-13 ごみ処理施設組成割合(令和元年度実績)

| 項目 | | 嘉麻市クリーンセンター | ごみ燃料化センター | 加重 平均値 |
|-------|-----------------|-------------|-----------|-----------|
| ごみ処理量 | | 6,060 | 8,831 | 14,892 |
| 構成比 | | 40.7% | 59.3% | 100.0% |
| 組成 | 紙・布類 | 21.4 | 27.4 | 48.8 |
| | ビニル、合成樹脂、ゴム、皮革類 | 6.9 | 19.7 | 26.6 |
| | 木、竹、わら類 | 3.2 | 4.2 | 7.4 |
| | 厨芥類 | 8.0 | 5.5 | 13.5 |
| | 不燃物類 | 0.2 | 0.9 | 1.1 |
| | その他 | 1.0 | 1.5 | 2.5 |
| 三成分 | 水分 | 21.4 | 25.6 | 47.0 |
| | 可燃分 | 17.4 | 30.1 | 47.5 |
| | 灰分 | 1.9 | 3.5 | 5.4 |

① 食品ロスに対する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、図表 4-13 で試算した厨芥類の構成比を掛け、厨芥類の潜在量として、以下に示す食品ロスを削減する目標を掲げました。

●令和 2 年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組
に係る実態調査報告書

→家庭から排出される食品ロスの割合は食品廃棄物の 33.5% を占めている

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

→2030 年までに世界全体の食料の廃棄を 半減 させると謳っている



本計画の食ロスに対する目標値

令和 12 年度までに 50%削減する

② 水切り施策に関する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、図表 4-13 に示した水分の構成比を掛け、可燃ごみ中の水分量を潜在量として、削減目標を掲げました。

水切り施策は、一般的なごみ減量施策として広く認知されていますが、効果が明確に見えない取組みとなることから、目標年度までに水分の潜在量から約 7.4%削減する目標値を設定しました。

水切り施策に対する目標値

令和 14 年度までに 7.4%削減する

③ 努力目標値の設定

具体的な目標設定として、食品ロス対策及び水切り施策を計上しましたが、その他ごみとなるものを発生させない取組みも重要なごみ減量施策の一環となることから、リデュースの推進を図る目的で努力目標を設定しました。

努力目標値は、目標年度までに施策を行わなかった場合の将来予測値に対し、3.6%削減する目標値として設定しました。

努力目標値

令和 14 年度までに 3.6%削減する

2) 家庭系ごみ(不燃ごみ及び粗大ごみ)

家庭系ごみのうち、不燃ごみ及び粗大ごみは、近年増加傾向にあるため、将来予測結果についても、右肩上がりの数値となっています。

不燃ごみ及び粗大ごみの減量に向けて、可能な限り長く使う、リサイクルショップを活用するなどのリユース及びリサイクルに関する啓発を行い、7.4%削減する目標値を設定しました。

| |
|-----------------------------|
| 家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値 |
| 令和 14 年度までに 7.4%削減する |

3) 直接搬入ごみ(可燃ごみ)

直接搬入ごみのうち、約 95%を占める可燃ごみについて削減目標を設定しました。

直接搬入ごみは事業系ごみも含まれるため、事業活動を制約するほどの大幅な削減目標を掲げることは困難であると考えられます。

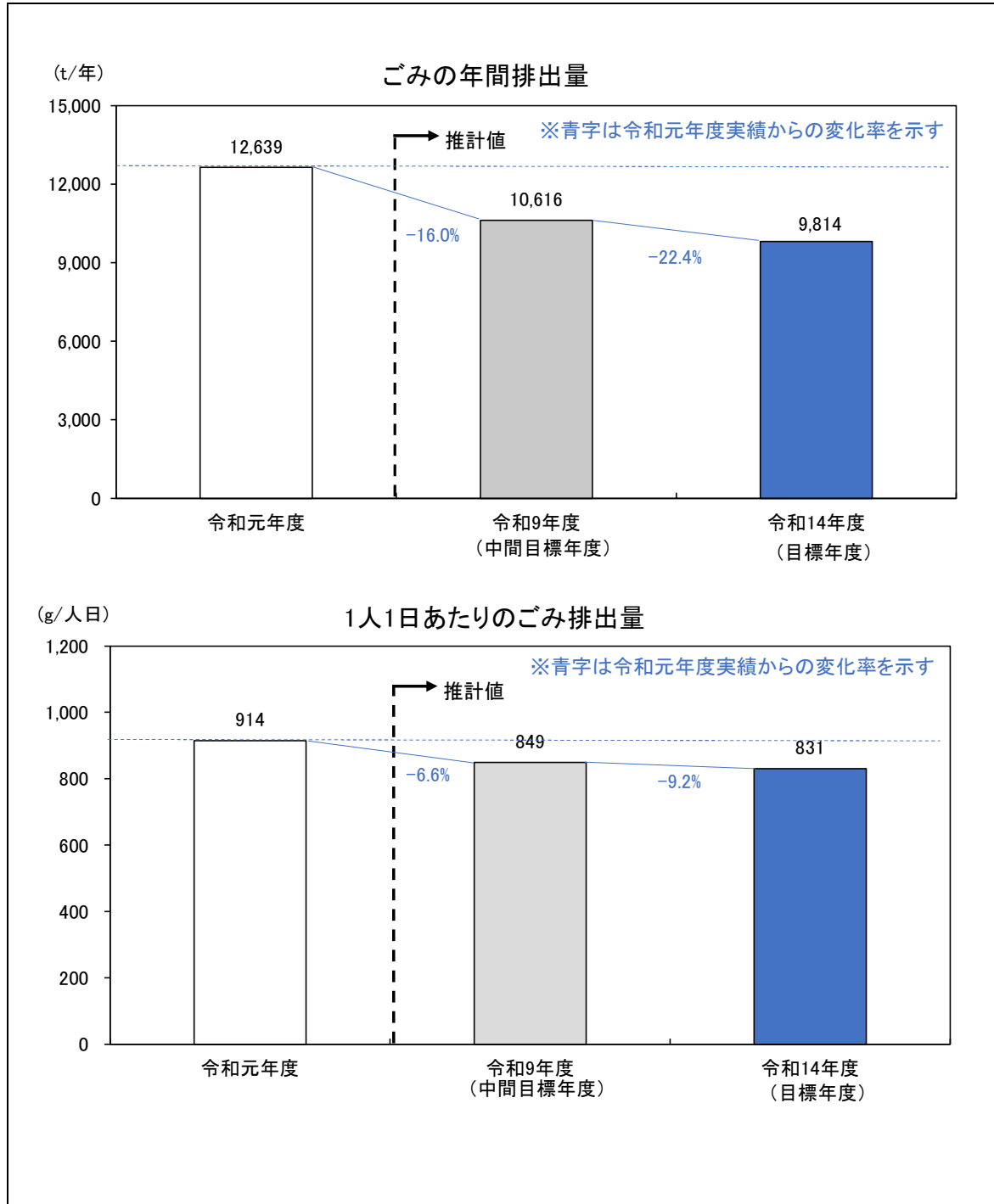
本計画では、書類のペーパーレス化、古紙のリサイクルの推進、飲食店における食べ切り運動に関する広報支援などを推進することにより、7.4%削減する目標値を設定しました。

| |
|------------------------------|
| 直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値 |
| 令和 14 年度までに 11.0%削減する |

目標 1：ごみ排出量を約 9.2%削減

本市の可燃ごみを中心に、食品ロス対策、水切り施策や各種広報活動を行うことにより、目標年度（令和 14 年度）において、令和元年度のごみ排出量に対し、約 22.4%削減、1 人 1 日あたりのごみ排出量においては約 9.2%削減します。

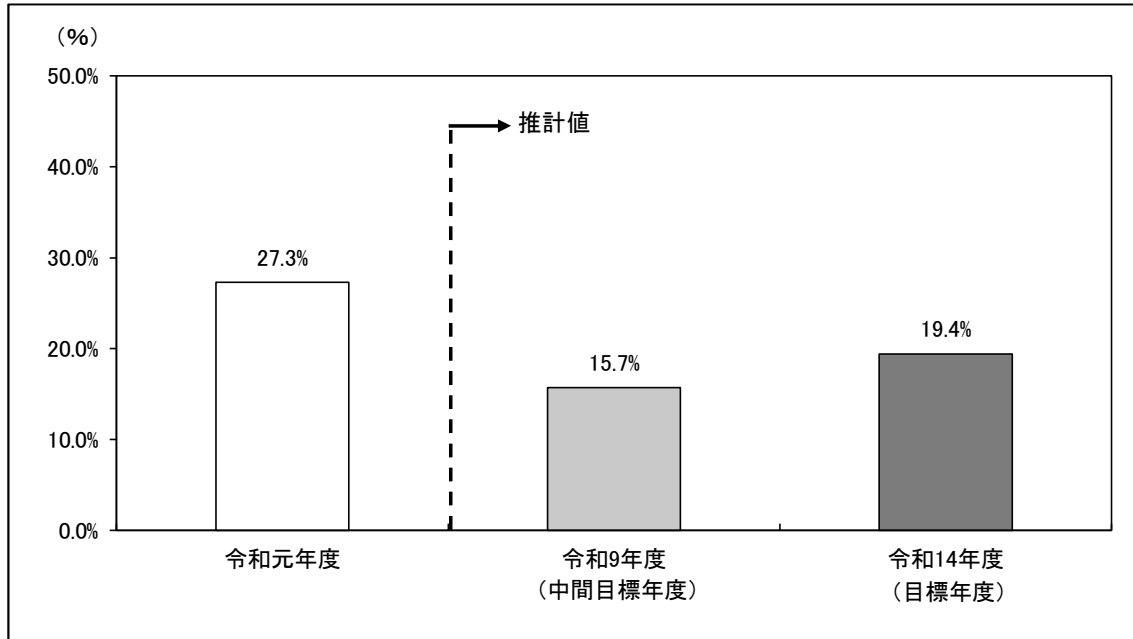
◆図表 4-14 ごみ排出量の目標値



目標 2：資源化率の目標値は 19.4%

本市では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、適正分別の継続やごみ減量化を進めることにより、目標年度（令和 14 年度）の資源化率を約 19.4%とします。

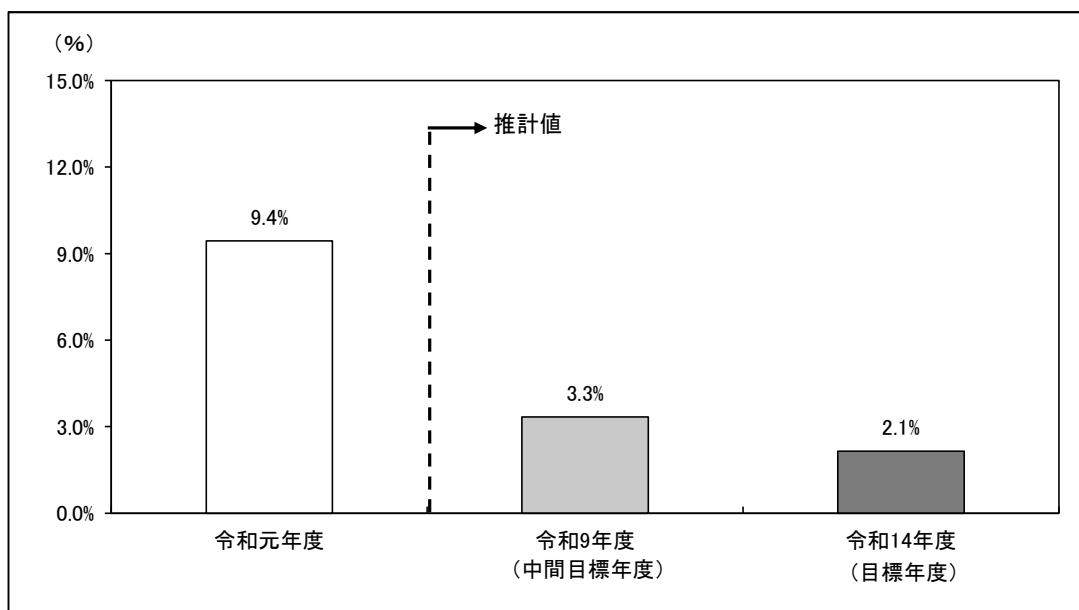
◆図表 4-15 資源化率の目標値



目標 3：最終処分率を 2.1%まで削減

本市では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、目標年度（令和 14 年度）の最終処分率を 2.1%とします。

◆図表 4-16 最終処分率の目標値



◆図表 4-17 目標値のまとめ

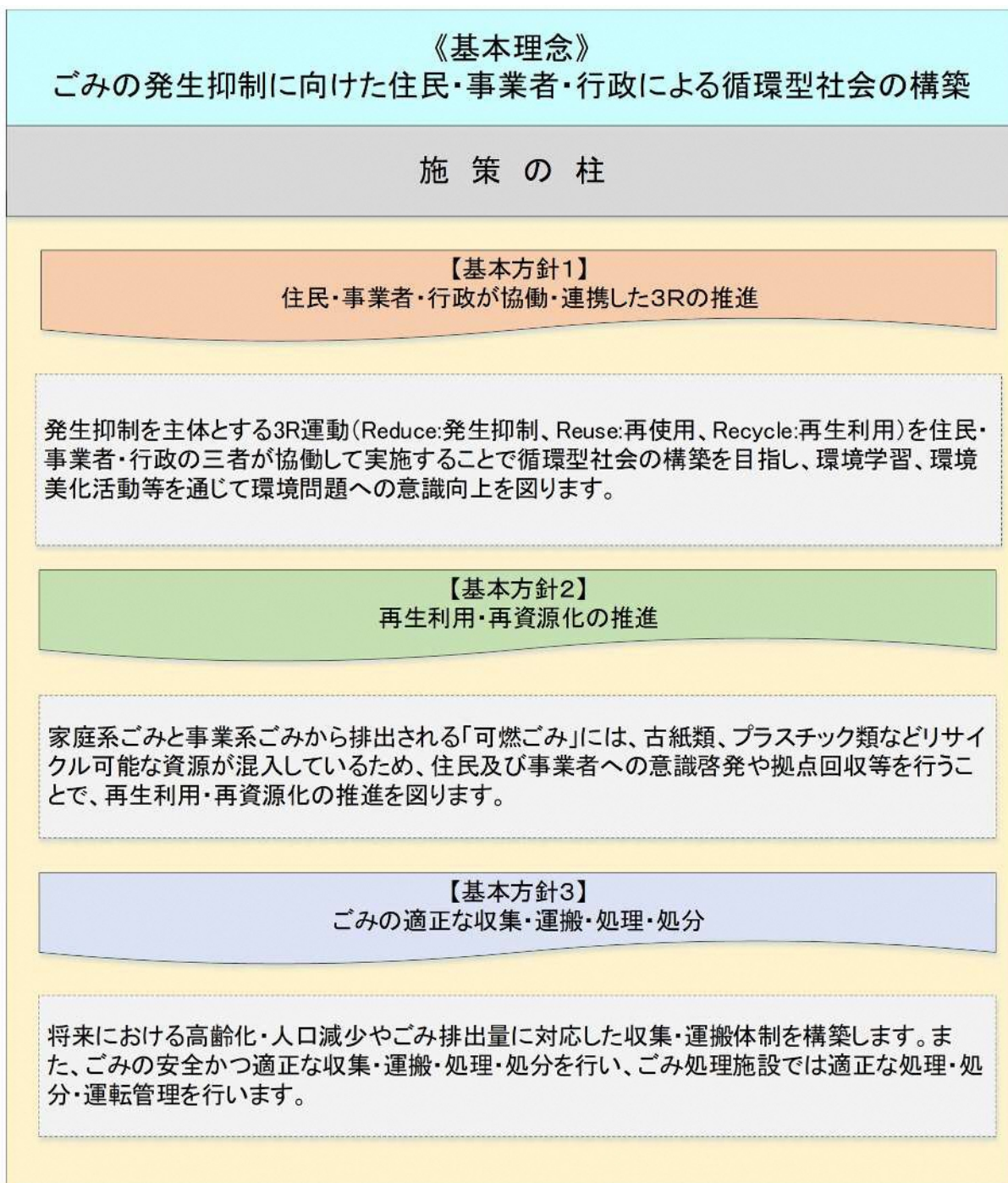
| 項目 | 令和元年度 | 令和 9 年度 (中間目標年度) | 令和 14 年度 (目標年度) |
|-----------------|--------|---------------------|--------------------|
| 家庭系ごみ (t/年) | 11,067 | 9,161 | 8,446 |
| 直接搬入ごみ (t/年) | 1,268 | 1,134 | 1,047 |
| 集団回収量 (t/年) | 304 | 321 | 321 |
| ごみ排出量 (t/年) | 12,639 | 10,616 | 9,814 |
| 資源化率 (%) | 27.3 | 15.7 | 19.4 |
| 最終処分率 (%) | 9.4 | 3.3 | 2.1 |

第3節 目標達成に向けた取組み

3-1 施策の体系

本市のごみ減量化に向けての施策の体系は以下の通りとなっています。

◆図表 4-18 施策の体系



第4節 基本施策

基本方針1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

前節に示すごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくために、消費者である住民は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、また事業者は、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、そして行政は、様々な角度から住民、事業者の取組みを支援する行動を、三者協働により実行していかなければなりません。

具体的な協働の形態として、環境問題の啓発などに取り組む NPO 団体の活動をはじめ、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収、また三者が一体となり環境についての協議や活動を行うパートナーシップなどの取組みがあります。

今後においては更に、住民・事業者・行政が、ごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それぞれができることから具体的な取組みをしていくことが必要です。

以下に示すごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策を推進するものとし、住民・事業者への 3R の啓発を実施し浸透を図ります。

施策1 ごみの減量化の普及啓発

(1) 施策の内容と方向

ごみの分別の徹底を図るための啓発活動を行います。また、ごみ発生量の多くは家庭系ごみであるため、住民一人ひとりのごみの減量化に対する意識向上やごみを出さないライフスタイルを定着させるため広報誌や HP、啓発冊子、SNS など様々な方法で情報の発信を行います。本市では、これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めるとともに、更なる減量化の拡充を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|----------|---|
| 【住民・事業者】 | ・住民や事業者が率先してごみの減量化や資源化に向けた取組みを行う。 |
| 【行政】 | ・住民や事業者が行うごみの減量化や資源化に向けた提案や取組みに対してサポートを行う。 ・効果的なごみの減量化に関する取組みに関して積極的に啓発し、普及に努める。 ・広報やごみカレンダー等を使用した啓発・情報発信を行う。 ・先進的な取組みを実施している事業者や他都市事例に関する情報収集を行う。 |

施策2 レジ袋、過剰包装の削減

(1) 施策の内容と方向

令和2年7月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。買い物に際して、マイバックの持参の普及啓発を行います。また、事業者に対しては過剰な包装を控えるなどの協力を依頼します。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|-------|---|
| 【住民】 | ・ 買い物の際はマイバックを持参し、レジ袋の削減に努める。 ・ 過剰包装を断る。 |
| 【事業者】 | ・ 過剰包装を可能な限り控えた取組みを行う。 ・ 商品の製造に関して、再生利用できる容器やリサイクルしやすい素材を使い、梱包材の減量、再生利用に努める。 |
| 【行政】 | ・ 事業者及び店舗等に対してレジ袋の削減などの協力依頼を行う。 |

施策3 3切り運動

(1) 施策の内容と方向

住民及び事業者は食材の使い切り、食べきり、水切りに取り組むことで、ごみの減量化を進めることができるため、積極的に普及・啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|----------|------------------------------|
| 【住民・事業者】 | ・ 食材の使い切り、食べ切り、水切りに積極的に取り組む。 |
| 【行政】 | ・ 3切り運動について普及啓発を行う。 |

施策4 生ごみ処理容器等の購入費補助金交付制度

(1) 施策の内容と方向

コンポスト容器、密閉型発酵容器、電動又は手動式生ごみ処理機の購入者へ補助を行うことで、生ごみの自家処理を奨励し、生ごみの減量化を推進するため住民への周知と普及を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|------|--|
| 【住民】 | ・ 補助制度を利用して処理機を購入し、生ごみを堆肥化して家庭菜園やプランター栽培に利用するなど、生ごみのリサイクルに努める。 |
| 【行政】 | ・ 生ごみ処理機の補助制度と堆肥の有効活用方法を広報やHP等で住民にPRする。 |

施策5 食品廃棄物・食品ロス

(1) 施策の内容と方向

食品廃棄物及び食品ロス問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットとなっており、削減目標が定められるなど注目されています。

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。多量に食品廃棄物を排出する飲食店や食料販売店等の事業所に対し、食品ロスへの取組みや食品廃棄物を飼料や堆肥化などによる再生利用に関する情報の提供や啓発活動を実施し「食品ロス」の削減を推進します。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|-------|--|
| 【住民】 | <ul style="list-style-type: none">調理くずや食べ残しを出来るだけ出さないように、調理方法や食べ方の工夫を行う。必要な分だけ購入し、賞味期限切れによる食品廃棄物を出さない。 |
| 【事業者】 | <ul style="list-style-type: none">食品廃棄物が多量に排出される宴会などでは、利用者と食事量の調整を行うことで、食べ残しを減らす。また、持ち帰りを行うことで食品ロスの削減に繋げる。宴会時の食べ残しを減らすため 3010 運動の呼びかけを行う。 |
| 【行政】 | <ul style="list-style-type: none">市内での食品廃棄物削減の取組み状況を広報する。宴会などが多い時期は、食ロス削減の呼びかけ等を行う。 |

福岡県はごみの減量化に向けた食品ロス削減に取り組んでおり、県内の各市町村が実施する施策については「九州食品ロス削減施策バンク」「食べもの余らせん隊」「九州食べきり協力店制度」等を行っています。

施策6 ごみの分別区分・品目の周知徹底

(1) 施策の内容と方向

ごみが分別不徹底であると、施設の維持管理に係る費用が増加し、資源化が困難になるなど適正処理に支障が出る恐れがあります。今後、住民ならびに事業者分別協力を得るため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

また、市外からの転入者にごみの出し方等や正しいごみの分別について啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|-------|--|
| 【住民】 | <ul style="list-style-type: none">適正なごみの分別を行う。 |
| 【事業者】 | <ul style="list-style-type: none">事業所全体の問題として分別の徹底に取り組む、従業員に対して分別を徹底するよう呼びかけを行う。 |
| 【行政】 | <ul style="list-style-type: none">住民、事業者に対してごみの分別徹底の啓発を行う。 |

施策7 環境教育の充実

(1) 施策の内容と方向

循環型社会形成に向けて、住民が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化の取組みを実践していく必要があります。このため、ごみの減量化やリサイクルについて情報を発信し関心を深めます。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|------|----------------------------------|
| 【住民】 | ・積極的に情報収集を行い、ごみ減量化やリサイクルに取り組む。 |
| 【行政】 | ・ごみ問題や地球環境問題を身近に感じられるような啓発活動を行う。 |

施策8 ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験

(1) 施策の内容と方向

ごみ問題は見ても聞いても触れて、体験・学習することが早期の意識向上に繋がるため、小学校においてごみ処理施設の見学会を行い、ごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|------|---|
| 【住民】 | ・環境問題に対する意識を高め、ライフスタイルを見直す。 |
| 【行政】 | ・環境教育の一環として、市内の小学生を対象にごみ処理施設の見学を通じた参加型の環境教育の充実に積極的に勤める。 |

施策9 環境美化活動の推進

(1) 施策の内容と方向

環境美化と清掃活動の普及啓発を行います。また、市内全域でボランティア活動の一環として実施します。

住民や事業者が行う清掃活動等に対して、ボランティア用ごみ袋の配布、ごみの回収等の支援を行います。

(2) 各主体での施策取組み

| | |
|----------|--|
| 【住民・事業者】 | ・地域の清掃活動等のボランティア活動に積極的に参加する。 |
| 【行政】 | ・住民や事業者が行う環境美化活動に対して支援を行う。 ・住民に対して環境美化活動の参加・協力を広報等で呼びかける。 |

基本方針 2：再生利用・再資源化の推進

リサイクルの推進は入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再資源の利用先の確保）が必要であることから、リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入などの呼びかけ、積極的に資源回収を行います。

また、リサイクル製品の購入や拠点回収を積極的に行うよう広報・啓発することでリユースの推進を図ります。

施策 1 リユースの推進

（1）施策の内容と方向

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことが、ごみの排出削減に繋がるため、使用された家具や衣類等の再使用を推進します。

リサイクル製品の購入の呼びかけについても積極的に行います。

（2）各主体での施策取組み

| | |
|-------|--|
| 【住民】 | <ul style="list-style-type: none">・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。・不用品を希望者に譲ることでリユースの推進を行う。・詰め替え商品やバラ売り商品を購入する。 |
| 【事業者】 | <ul style="list-style-type: none">・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。 |
| 【行政】 | <ul style="list-style-type: none">・フリーマーケット等の場所の提供や情報の発信を行う。・リサイクル製品や詰め替え用商品を積極的に購入するように啓発を行う。 |

施策 2 拠点回収

（1）施策の内容と方向

蛍光管、乾電池、小型充電式電池、食用廃油、古紙などの拠点回収を実施します。また、新たな拠点回収の項目を検討し、利用拡大に努めます。

（2）各主体での施策取組み

| | |
|------|--|
| 【住民】 | <ul style="list-style-type: none">・拠点回収に協力する。 |
| 【行政】 | <ul style="list-style-type: none">・拠点回収の周知を行う。・拠点回収の拡大の検討を行う。・新しい拠点回収の項目の追加の検討を行う。 |

基本方針 3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

4-1 収集・運搬計画

本計画では、今後も適正なごみの収集・運搬体制を維持すると共に、住民・事業者のごみの適正な分別を図ることで収集作業時の安全確保を図ります。また、高齢化社会に伴い在宅医療の拡大が予想されることから、社会状況に応じた収集・運搬を検討します。

以下に、収集運搬に関する方針を示します。

- 効率的な収集・運搬体制の構築
- 高齢者対応の収集サービス
- 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

施策 1 効率的な収集・運搬体制の構築

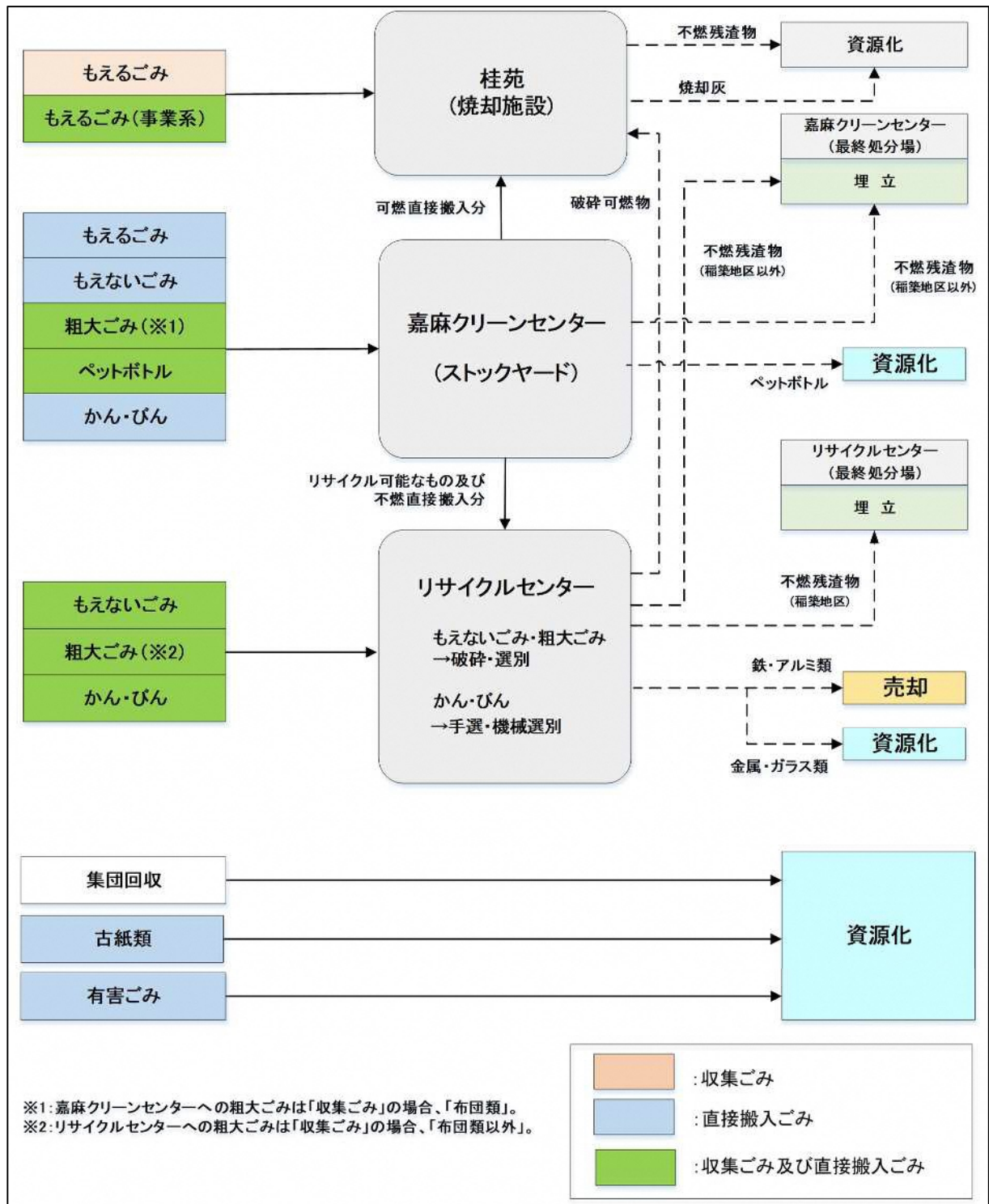
令和 4 年度末に嘉麻クリーンセンターは休止、ごみ燃料化センターは廃止され、令和 5 年度以降、桂苑(焼却施設)の 1 施設でもえるごみの処理を行う(図表 4-19 参照)ことから、収集・運搬体制については、ごみ発生状況やごみ処理のシステムに合わせた最適な収集・運搬体制の構築を図ります。

また、収集車両が侵入できない狭い道路における収集方法等においても調査・対策を行います。

あわせて、一般廃棄物処理業(ごみ)の許可については、収集・運搬業は委託も含め、現在の許可業者数で当該許可区域内を効率的かつ安定的に業務を遂行する人員及び車両台数が確保されています。また、処理業(刈草・木くずのリサイクルのみ)についても、業者数及び処理能力が十分に確保されています。

よって、排出量の著しい変化により本計画に定める処理に支障をきたす可能性がある場合や、新規の許可を与えることにより、ごみの減量・資源化が促進されるなど、本市にとって有益と判断される場合など特殊な事情が認められる場合を除き、原則として新規の許可は認めない方針とします。

◆図表 4-19 令和 5 年度以降のごみ処理の流れ



施策2 高齢者対応の収集サービス

高齢化の進行に伴い核家族化や1人暮らしをする高齢者世帯の増加が見込まれることから、日常生活に支援が必要な高齢者・障がい者が増加することが予想されます。ごみ出しに関するサービスの在り方について継続的に調査・検討を行い、住民の実情に合った支援制度を調査・研究します。

施策3 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うよう徹底を図ります。

施策4 新たにごみ分別項目の周知徹底

本市から排出される一般廃棄物は、組合が管轄するごみ処理施設で処理を行っています。組合では現在、ごみ処理施設の再編整備を進めており、令和5年度以降は本市から排出される可燃ごみの処理施設を変更する方針としています。このため、本市全域で搬入先のごみ処理施設に合わせたごみの分別項目を市民や関係者へ周知徹底するものとします。

◆図表 4-20 再編整備に伴う可燃ごみ処理施設の変更

| 令和2年度 | | ⇒ | 令和5年度 |
|------------|-----------|---|-------|
| 山田・嘉穂・碓井地区 | 稲築地区 | | 嘉麻市 |
| 嘉麻クリーンセンター | ごみ燃料化センター | | 桂苑 |

4-2 中間処理計画

一般廃棄物の中間処理計画及び最終処分計画については、組合の一般廃棄物処理基本計画で定めた事項や方針について、下記に示します。

(1) ごみ処理施設の適正な処理

組合が管轄するごみ処理施設は、経年劣化や老朽化が進んでいる施設であるため、適正な維持管理を継続する方針とします。

(2) 広域処理施設の整備

組合管内における広域処理施設の整備について、検討を進めるものとします。

4-3 最終処分計画

(1) 既存の最終処分場の適正な維持管理

組合が管轄する最終処分場は、今後これまで以上にごみの減量化・資源化を積極的に推進し、最終処分量の減量化を図ります。

また、最終処分場の浸出水処理施設についても適正な維持管理の継続を行います。

第5節 その他

5-1 災害廃棄物への対応

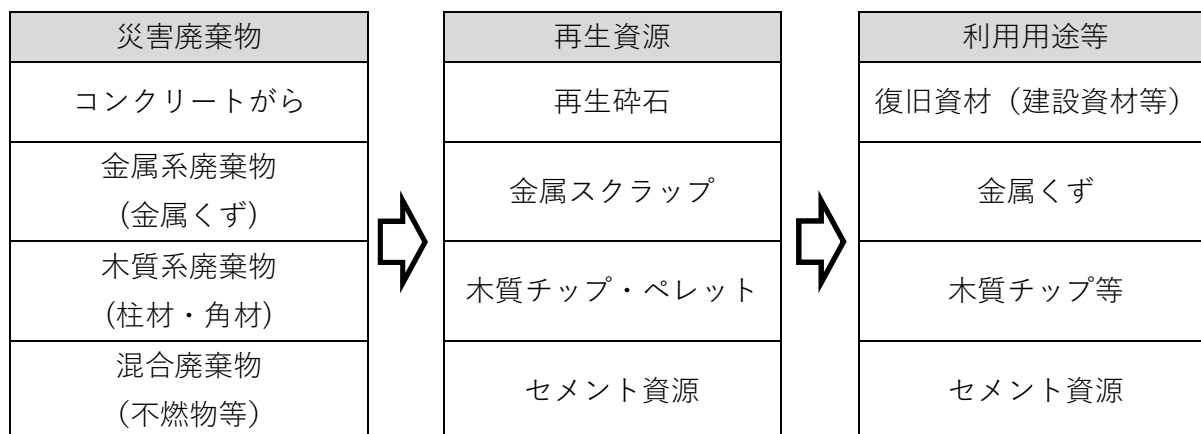
災害時に多量に排出される廃棄物は各所で至る所に散在し、人命救助や支援物の輸送などの妨げになることから、早急な撤去が求められています。そのため、県、組合、組合構成市町及び近隣自治体との連携を行い、災害廃棄物の処理を図る必要があります。

また、環境省の「廃棄物処理法基本方針」において、市町村は「非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する」とされており、組合においても災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理を行う必要があることから、令和4年3月に災害廃棄物処理計画を策定しています。

災害廃棄物の中には再生利用や再資源化が可能なものも多く含まれるため、福岡県災害廃棄物処理基本計画では、再生利用可能なものは極力活用し、使用できないものに対しては焼却処理または埋立処理する方針としています。組合及び組合構成市町においても災害廃棄物の種類に応じて再生利用や再資源化の推進を図る必要があります。

本市では、下記の計画で対応を行っています。

◆図表 4-21 福岡県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の資源化に関して



出典：福岡県災害廃棄物処理計画(令和3年)

◆図表 4-22 本市における災害時の計画





| 災害時に対応する計画 |
|------------------------|
| 嘉麻市災害廃棄物処理計画（令和5年1月改訂） |

5-2 行政で処理できないものの周知

(1) 特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）

特定家庭用機器再生商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は自治体での処理が困難であり、廃棄された際の減量及び再生が十分に行われていなかったため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成13年4月に法律が施行されました。本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくため、引き取りは販売業者または家電リサイクル協力店が実施することとし、その啓発に努めます。対象は、一般の家庭で通常使用される機器のうち、以下に掲げるものとなります。

◆図表 4-23 一般の家庭で使用されている機器の例

| エアコン (室外機含む) | テレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機 衣類乾燥機 |
|---|--|---|--|
|  |  |  |  |

出典：経済産業省

(2) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。この制度は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を前払い方式で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負うことになっています。前払い方式が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。一方で、制度開始以前に購入されたPCリサイクルマークが付いていないパソコンについても、リサイクル制度等を活用した処理を啓発する方針とします。

5-3 不法投棄への対応

本市では、現在、不法投棄対策として関係機関と連携を取りながら、監視パトロールなどを実施しています。

今後も、不法投棄の取り締まりをさらに強化する方針とします。また、不法投棄の撲滅に向けて、より効果的な不法投棄の取り締まりなど、今後の不法投棄対策のあり方について、調査・研究します。

第1節 生活排水処理の流れ

1-1 生活排水処理の体系

本市の収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設である汚泥再生処理センター、嘉麻浄化センターの2施設で処理を行っています。

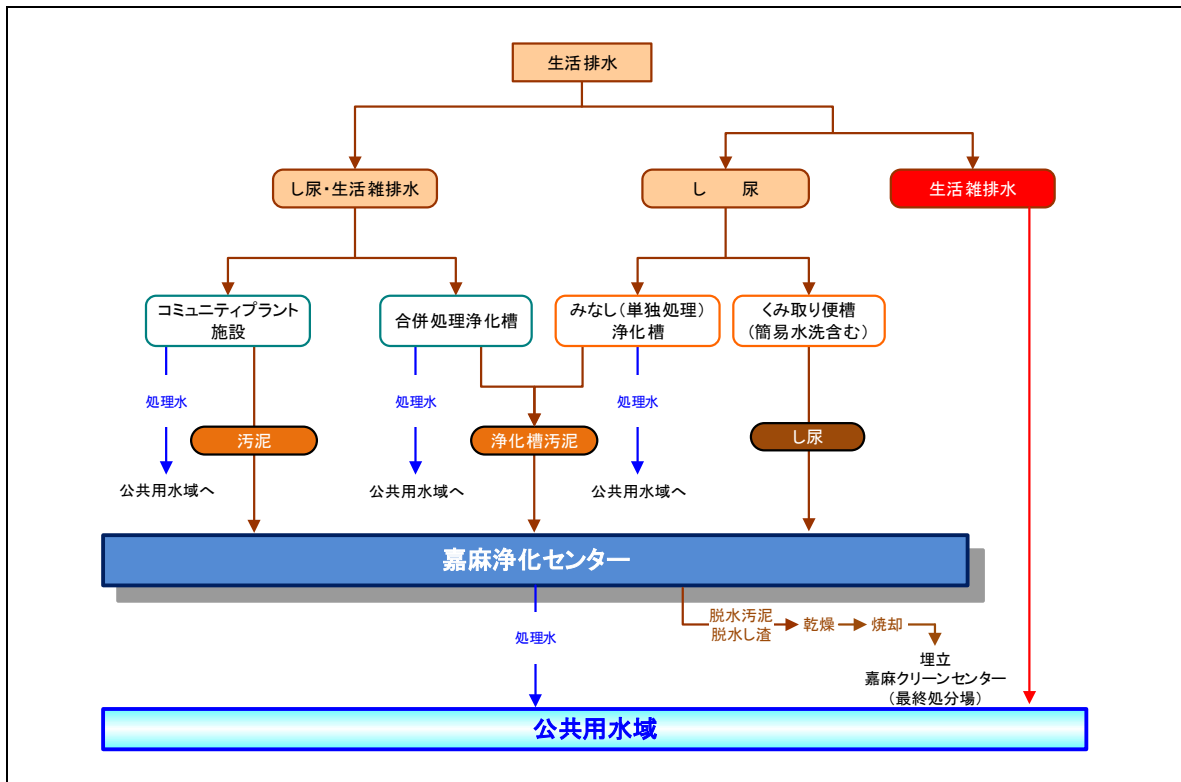
1-2 嘉麻市の生活排水処理の流れ

(1) 山田・嘉穂・碓井地区

山田・嘉穂・碓井地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

コミュニティプラント施設、浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、嘉麻浄化センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣は施設内で乾燥・焼却処理され、嘉麻クリーンセンター(最終処分場)で埋立処分しています。

◆図表 5-1 山田・嘉穂・碓井地区の生活排水処理の流れ



(2) 稲築地区

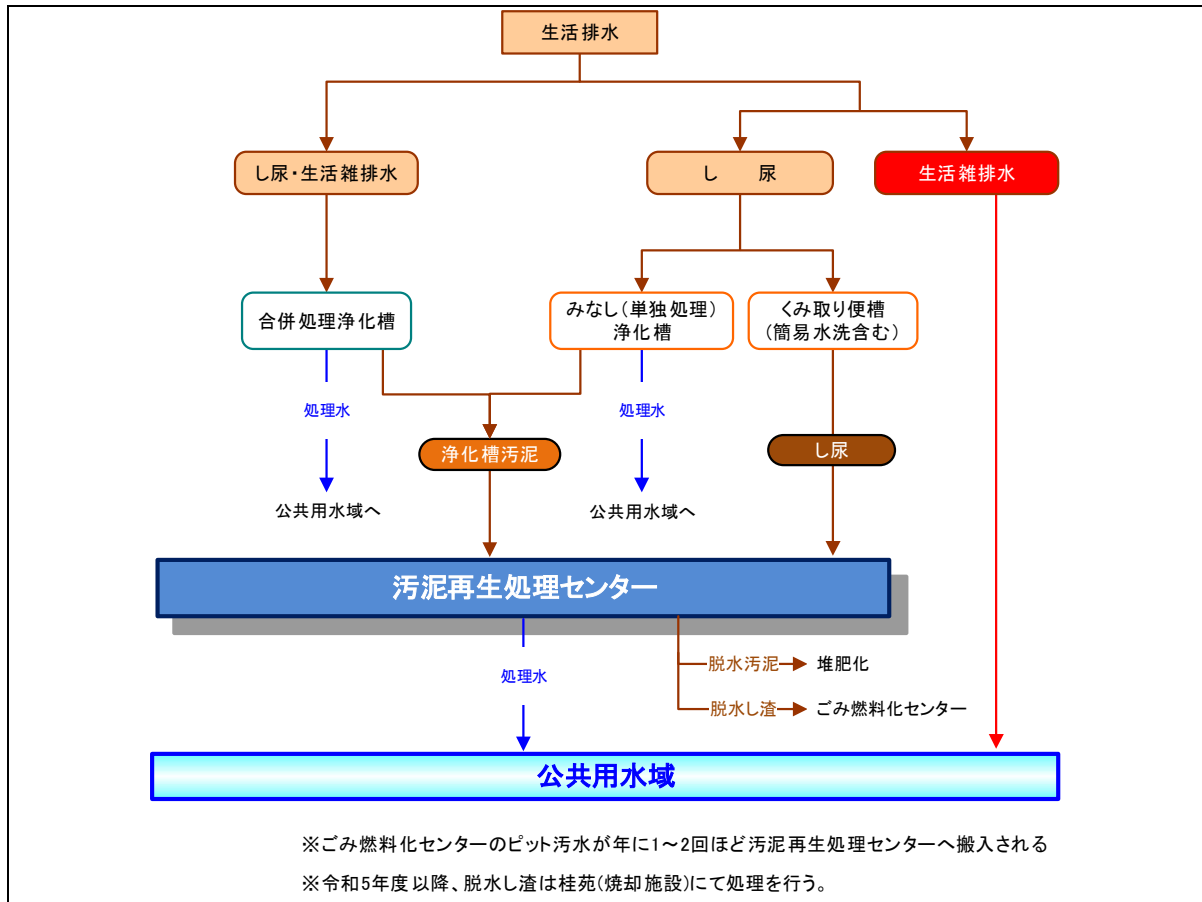
稲築地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、く

み取り便槽により処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

浄化槽（合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽）の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥及は堆肥化し、脱水し渣はごみ燃料化センターで固形燃料化しています。

なお、令和4年度末にごみ燃料化センターは廃止する方針であり、令和5年度以降、脱水し渣は桂苑で焼却処理を行います。

◆図表 5-2 稲築地区の生活排水処理の流れ

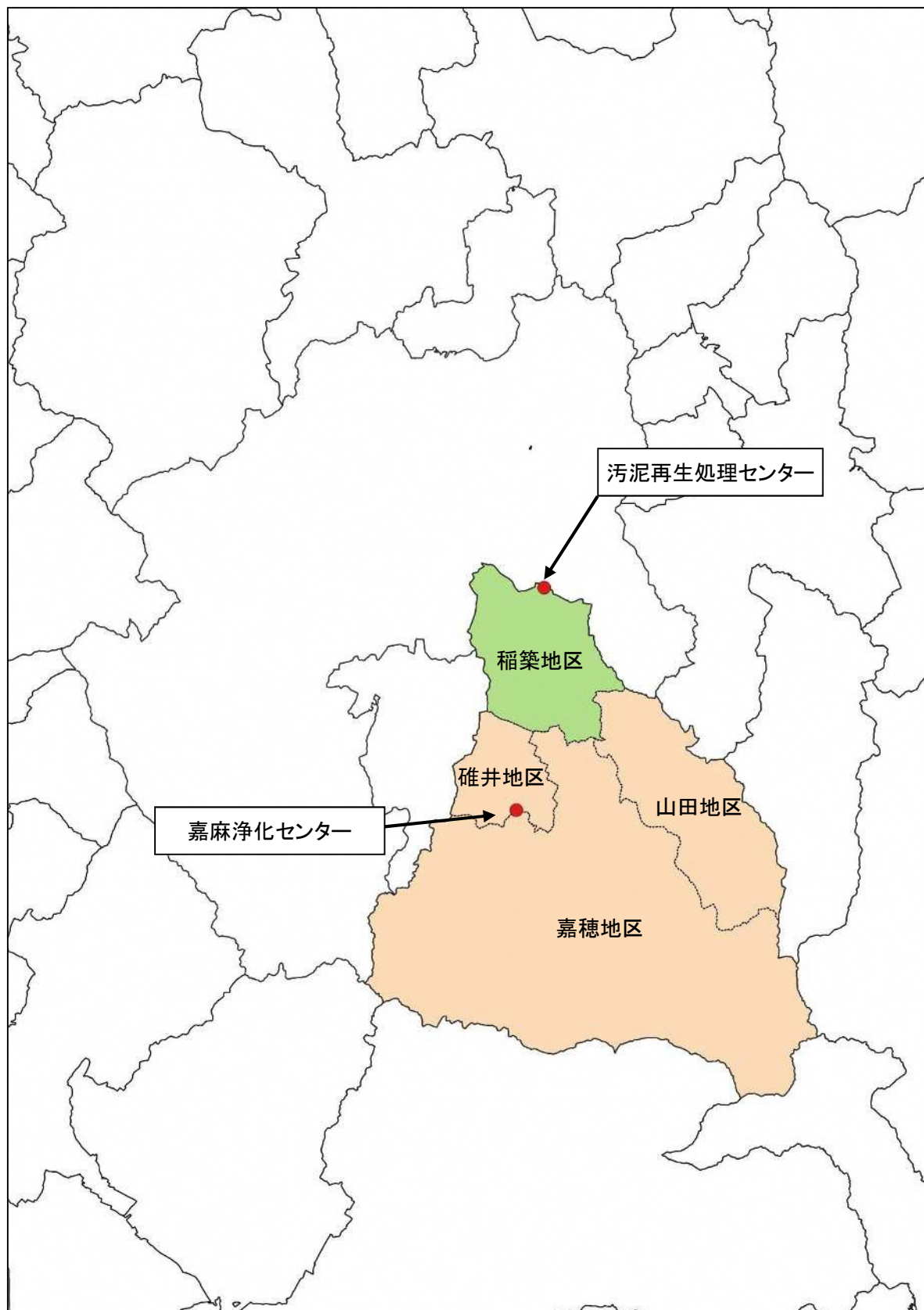


第2節 生活排水処理施設

2-1 生活排水処理施設


本市のし尿処理を行っている施設（生活排水処理施設）の位置を以下に示します。

◆図表 5-3 生活排水処理施設位置図



2-2 生活排水処理施設の概要

◆図表 5-4 生活排水処理施設の概要

| | |
|--------|---|
| 施設名 | 汚泥再生処理センター |
| 所在地 | 嘉麻市山野 135 番地 10 |
| 供用開始年度 | 平成 18 年 |
| 処理能力 | 146kL/日 (し尿 107kL/日、浄化槽汚泥 39kL/日) |
| 処理方法 | 高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理 |
| 外観図 |  |

| | |
|--------|--|
| 施設名 | 嘉麻浄化センター |
| 所在地 | 嘉麻市西郷 1101 番地 |
| 供用開始年度 | 平成 9 年 |
| 処理能力 | 60kL/日 (し尿 54.5kL/日、浄化槽汚泥 5.5kL/日) |
| 処理方法 | 高負荷脱窒素処理 + 高度処理 |
| 外観図 |  |

第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

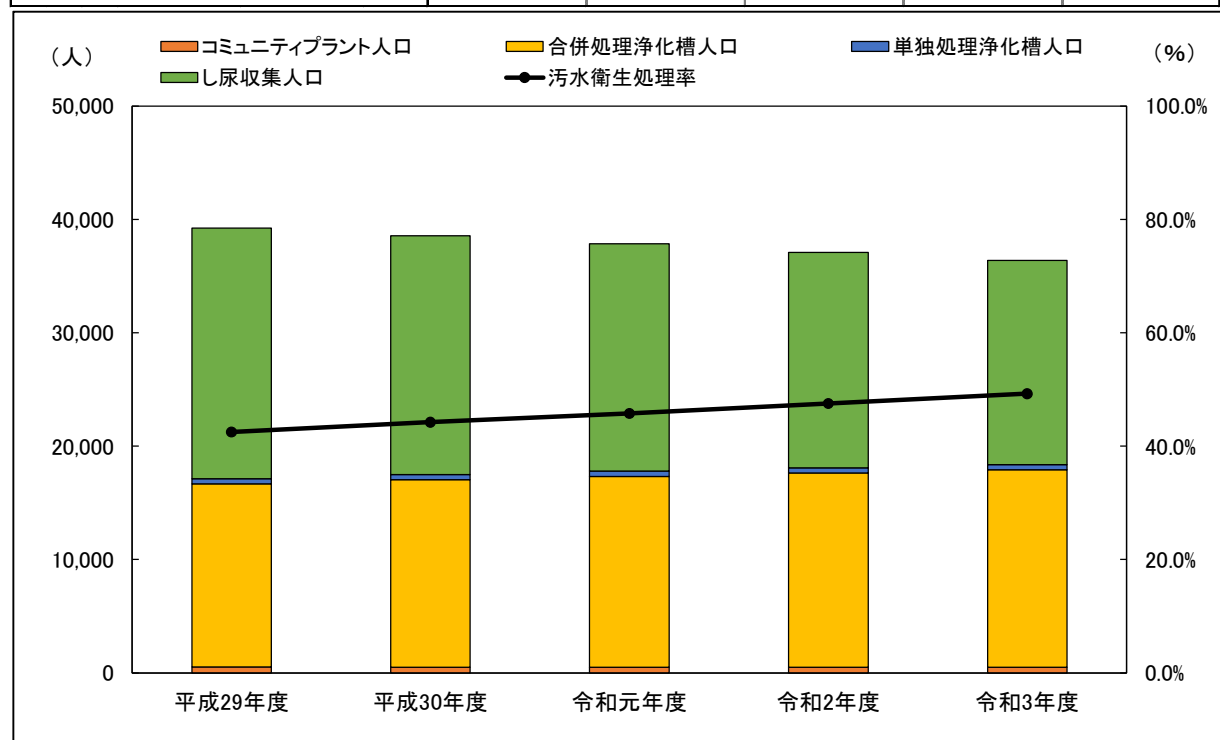
3-1 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

生活排水処理の推計は、過去5年間（平成29年度から令和3年度）の実績値を基に推計しています。

本市の汚水衛生処理率は、合併処理浄化槽人口の増加に伴い向上しており、令和3年度には49.3%となっています。

◆図表 5-5 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| 計画処理区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| 非水洗化人口 [人] | 22,106 | 21,051 | 20,082 | 19,015 | 18,026 |
| し尿収集人口 [人] | 22,106 | 21,051 | 20,082 | 19,015 | 18,026 |
| 自家処理人口 [人] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化人口 [人] | 17,133 | 17,507 | 17,785 | 18,073 | 18,357 |
| 公共下水道人口 [人] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| コミュニティプラント人口 [人] | 529 | 489 | 495 | 510 | 496 |
| 浄化槽人口 [人] | 16,604 | 17,018 | 17,290 | 17,563 | 17,861 |
| 農業集落排水人口 [人] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合併処理浄化槽人口 [人] | 16,149 | 16,563 | 16,835 | 17,125 | 17,425 |
| 単独処理浄化槽人口 [人] | 455 | 455 | 455 | 438 | 436 |
| 汚水衛生処理率 | 42.5% | 44.2% | 45.8% | 47.5% | 49.3% |



※汚水衛生処理率 = (公共下水道人口 + コミュニティプラント人口 + 農業集落排水人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口 × 100

出典：本市統計データ

3-2 コミュニティプラント人口

本市のコミュニティプラント人口は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて減少傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、平成 28 年度以降は、概ね横ばい傾向となっています。

◆図表 5-6 コミュニティプラント人口の推移

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| コミュニティプラント人口 [人] | 529 | 489 | 495 | 510 | 496 |
| 行政区域内人口 に対する接続率 [%] | 1.3% | 1.3% | 1.3% | 1.4% | 1.4% |

出典：本市統計データ

3-3 合併処理浄化槽人口

本市の合併処理浄化槽人口は平成 29 年度から令和 3 年度にかけて増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口が減少しているのに対し、合併処理浄化槽人口は増加しているため、その結果、増加傾向となっています。

◆図表 5-7 合併処理浄化槽人口の推移

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| 合併処理浄化槽人口 [人] | 16,149 | 16,563 | 16,835 | 17,125 | 17,425 |
| 行政区域内人口 に対する接続率 [%] | 41.2% | 43.0% | 44.5% | 46.2% | 47.9% |

出典：本市統計データ

3-4 単独処理浄化槽人口

本市の単独処理浄化槽人口は、合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向となっています。

◆図表 5-8 単独処理浄化槽人口の推移

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| 単独処理浄化槽人口 [人] | 455 | 455 | 455 | 438 | 436 |
| 行政区域内人口 に対する接続率 [%] | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.2% |

出典：本市統計データ

3-5 し尿収集人口

本市のし尿収集人口は、合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向となっています。

◆図表 5-9 し尿収集人口の推移

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 [人] | 39,239 | 38,558 | 37,867 | 37,088 | 36,383 |
| し尿収集人口 [人] | 22,106 | 21,051 | 20,082 | 19,015 | 18,026 |
| 行政区域内人口 に対する接続率 [%] | 56.3% | 54.6% | 53.0% | 51.3% | 49.5% |

出典：本市統計データ

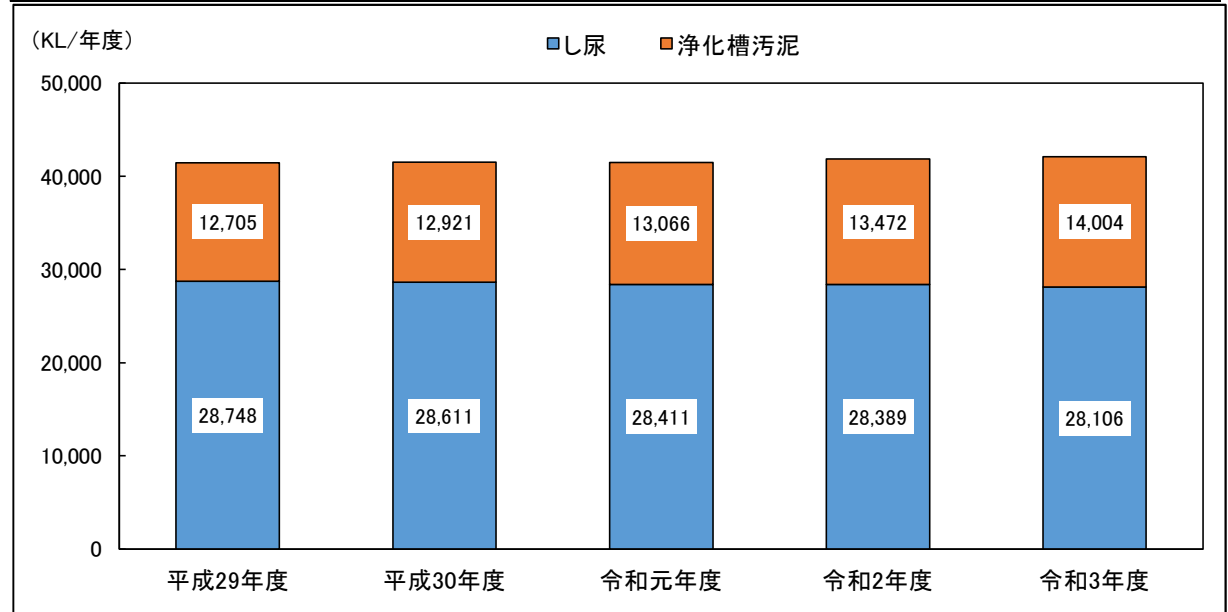
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況

4-1 し尿及び浄化槽汚泥排出量

し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、合併処理浄化槽への切り替えにより減少傾向となっているため、し尿排出量の割合は減少傾向、浄化槽汚泥排出量の割合は増加傾向となっています。

◆図表 5-10 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

| 項目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿 | 年間排出量 [kL/年度] | 28,748 | 28,611 | 28,411 | 28,389 | 28,106 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 78.76 | 78.39 | 77.84 | 77.78 | 77.00 |
| | 原単位 [L/人/日] | 3.56 | 3.72 | 3.88 | 4.09 | 4.27 |
| 浄化槽汚泥 | 年間排出量 [kL/年度] | 12,705 | 12,921 | 13,066 | 13,472 | 14,004 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 34.81 | 35.40 | 35.80 | 36.91 | 38.37 |
| | 原単位 [L/人/日] | 2.03 | 2.02 | 2.01 | 2.04 | 2.09 |
| 合計 | 年間排出量 [kL/年度] | 41,453 | 41,532 | 41,477 | 41,861 | 42,110 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 113.57 | 113.79 | 113.64 | 114.69 | 115.37 |
| | 原単位 [L/人/日] | 2.89 | 2.95 | 3.00 | 3.09 | 3.17 |
| 割合 (一日量) | し尿 | 69.4% | 68.9% | 68.5% | 67.8% | 66.7% |
| | 浄化槽汚泥 | 30.6% | 31.1% | 31.5% | 32.2% | 33.3% |



出典：本市統計データ

第5節 生活排水処理の課題

5-1 汚水衛生処理率の向上

本市では、合併処理浄化槽の整備を進めることにより、汚水衛生処理率の向上を図っていますが、点在するくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している住宅については、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

5-2 収集・運搬体制

し尿の収集量は、現在普及推進している合併処理浄化槽の増加に伴い、減少することが予測されます。今後の状況を考慮した収集・運搬体制を検討する必要があります。

5-3 中間処理

嘉麻浄化センターは供用開始より約25年経過しており、今後もし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、適正な補修等に努め、継続的な維持管理を行っていく必要があります。施設の管理は組合の所掌範囲となっていますが、維持管理に配慮した適切な取組みを行う必要があります。

5-4 生活排水対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果について住民に啓発し、発生源である台所等における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

また、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃など管理の徹底を利用者に啓発する必要があります。

第1節 生活排水処理基本計画

1-1 基本理念

本計画では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進することで、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ります。

単独処理浄化槽については、トイレの水洗化を図る排水処理設備として普及が行われたものの、生活雑排水を未処理で河川等に放流するため、汚濁負荷が大きく水環境の保全に大きな悪影響を与えています。このため、合併処理浄化槽への転換を推進することとします。

本市では快適な生活環境と良好な水環境の保全を基本理念として掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念：快適な生活環境と良好な水環境の保全

1-2 基本方針

基本理念に基づき生活排水処理基本計画に関する基本方針は以下のように定めます。

基本方針1：地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、本市内の地域の状況に合わせて、合併処理浄化槽を整備し、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換を推進します。

- 単独処理浄化槽を設置している家庭、事業所等に対して合併処理浄化槽への理解と転換の働きかけを行います。

基本方針 2：水環境保全のための啓発・指導

水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図るとともに、汚濁負荷削減対策について啓発を行うものとします。

- 住民に対して水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、合併処理浄化槽の効果・役割について啓発を行い、住民の環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対して指導等を行い、その徹底に努めます。

1-3 処理主体

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体を以下に示します。

◆図表 6-1 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 処理対象 | 処理主体 |
|------------|---------------|----------------|
| コミュニティプラント | し尿及び 生活雑排水 | 市 |
| 合併処理浄化槽 | | 個人等 |
| 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| し尿処理施設 | し尿及び 浄化槽汚泥 | ふくおか県央環境広域施設組合 |

1-4 推計方法

将来推計の方法については、ごみ処理基本計画で採用した予測式や、各種事業計画に則った推計とします。

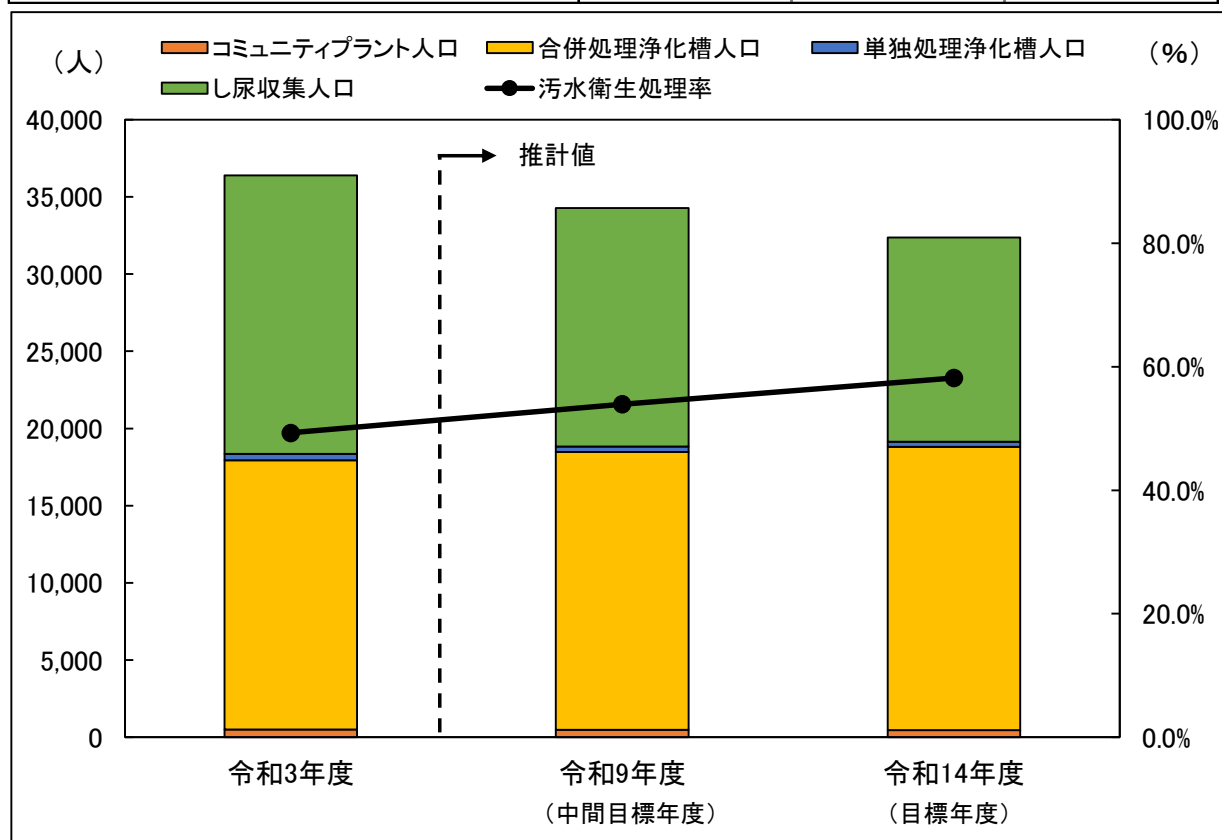
1-5 汚水衛生処理率

生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計は以下のとおりです。

本市では合併浄化槽の普及を進めることにより、令和14年度（目標年度）において、令和3年度の汚水衛生処理率を8.8%増加させる推計としています。

◆図表 6-2 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計値

| 項目 | | 令和3年度 | 令和9年度 | 令和14年度 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口 | [人] | 36,383 | 34,269 | 32,371 |
| 非水洗化人口 | [人] | 18,026 | 15,441 | 13,244 |
| し尿収集人口 | [人] | 18,026 | 15,441 | 13,244 |
| 自家処理人口 | [人] | 0 | 0 | 0 |
| 水洗化人口 | [人] | 18,357 | 18,828 | 19,127 |
| コミュニティプラント人口 | [人] | 496 | 466 | 455 |
| 浄化槽人口 | [人] | 17,861 | 18,362 | 18,672 |
| 合併処理浄化槽人口 | [人] | 17,425 | 18,006 | 18,367 |
| 単独処理浄化槽人口 | [人] | 436 | 356 | 305 |
| 汚水衛生処理率 | | 49.3% | 53.9% | 58.1% |

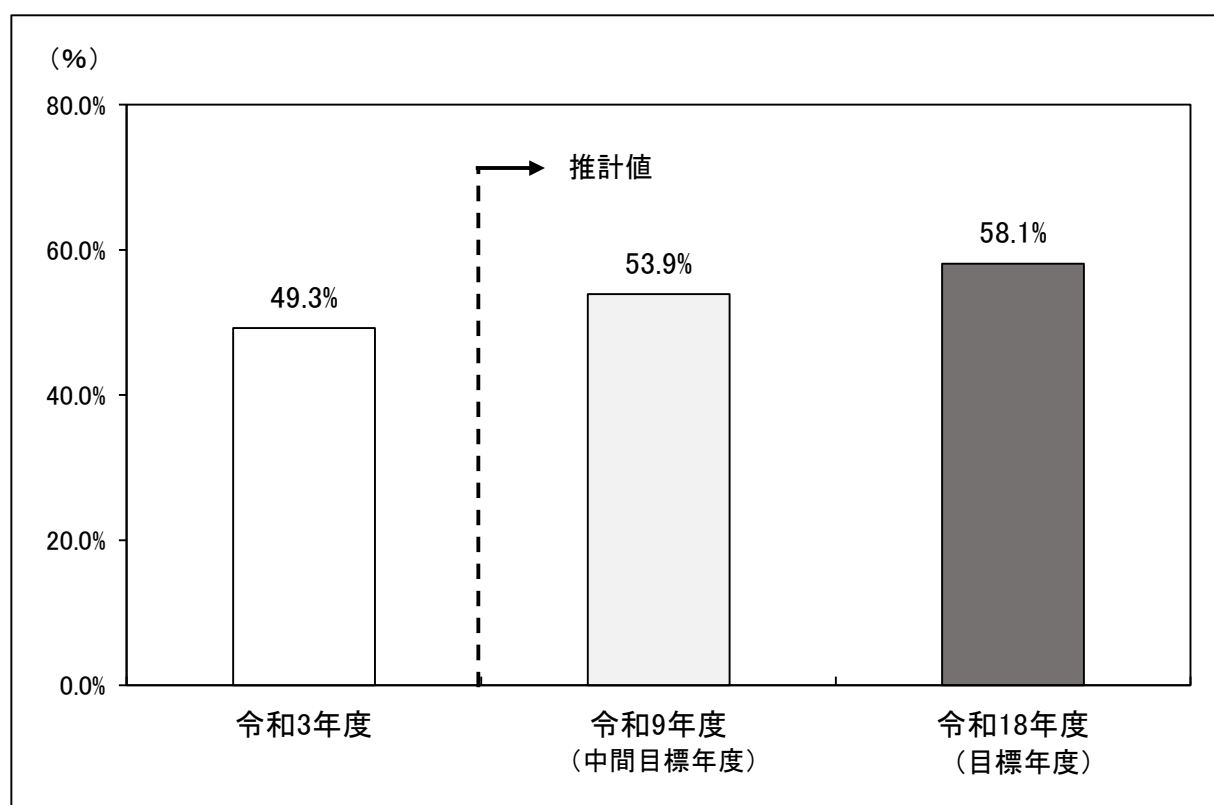
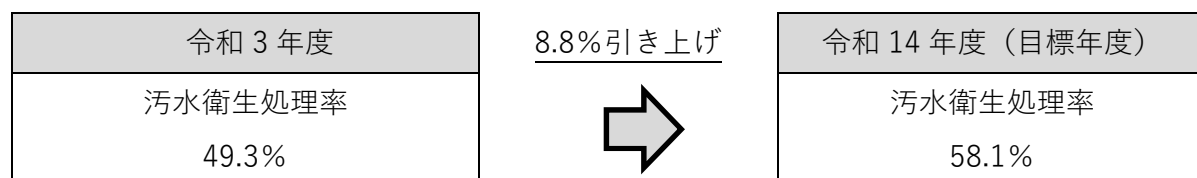


1-6 生活排水処理の目標

生活排水処理計画の基本方針に基づき、合併処理浄化槽の普及を行うことにより、生活排水処理の適正化に努めます。

汚水衛生処理率は令和14年度（目標年度）において、令和3年度の対し8.8%まで引き上げることを目指します。

◆図表 6-3 汚水衛生処理率の目標値



第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

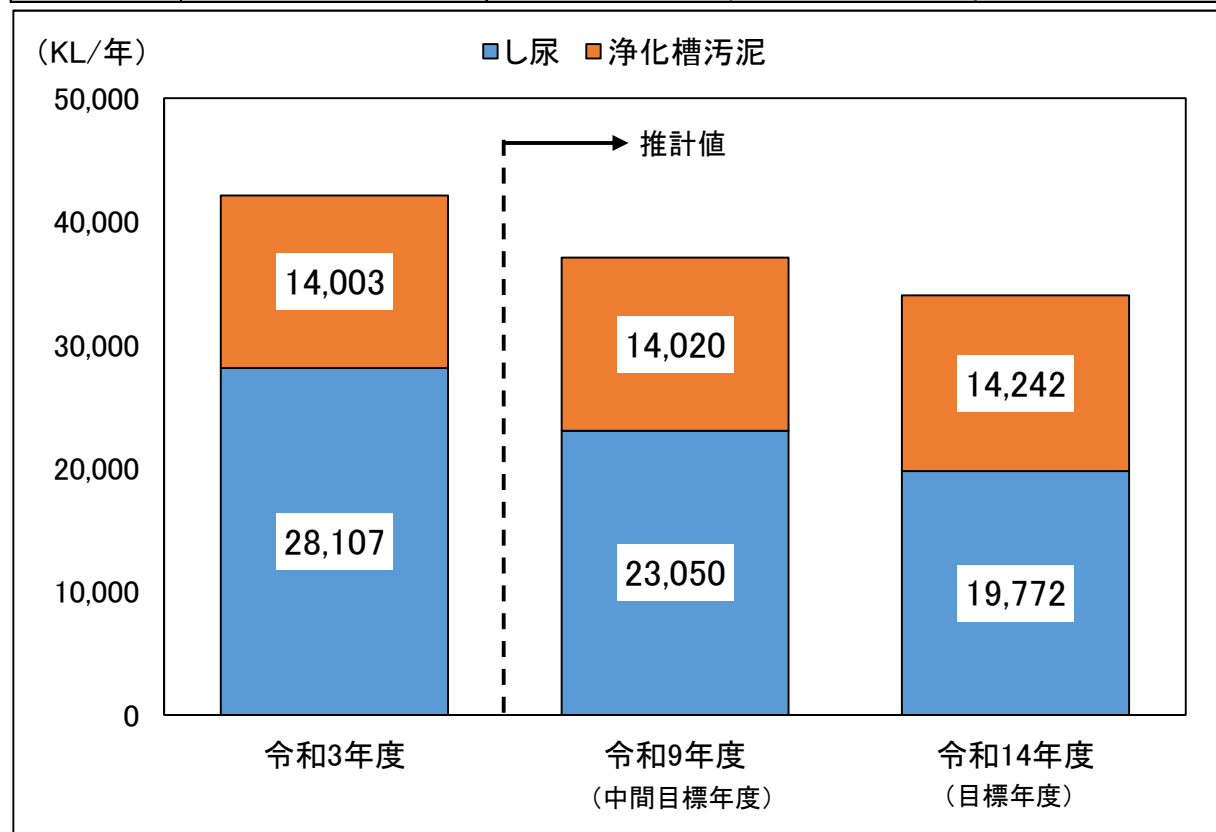
2-1 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

し尿の年間排出量は、人口減少及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴い、減少傾向となることを見込まれます。

浄化槽汚泥の年間排出量は、合併処理浄化槽への転換に伴い増加傾向になることを見込まれます。

◆図表 6-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

| 項目 | | 令和3年度 | 令和9年度 | 令和14年度 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|
| し尿 | 年間排出量 [kL/年度] | 28,107 | 23,050 | 19,772 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 77.01 | 63.15 | 54.17 |
| | 原単位 [L/人/日] | 4.27 | 4.09 | 4.09 |
| 浄化槽汚泥 | 年間排出量 [kL/年度] | 14,003 | 14,020 | 14,242 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 38.36 | 38.41 | 39.02 |
| | 原単位 [L/人/日] | 2.09 | 2.04 | 2.04 |
| 合計 | 年間排出量 [kL/年度] | 42,110 | 37,070 | 34,014 |
| | 一日排出量 [kL/日] | 115.37 | 101.56 | 93.19 |
| | 原単位 [L/人/日] | 3.17 | 2.96 | 2.88 |
| 割合 (一日量) | し尿 | 66.7% | 62.2% | 58.1% |
| | 浄化槽汚泥 | 33.3% | 37.8% | 41.9% |



2-2 収集・運搬計画

本市の収集・運搬計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 収集・運搬体制の検討

今後の人口推移及び合併処理浄化槽への転換に伴い、し尿排出量の減少が見込まれることから、改めて効率的かつ効果的な処理体制のあり方の検討する方針とします。

なお、一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥の収集運搬）及び浄化槽清掃業の許可については、現在の許可業者数で当該許可区域内を効率的かつ安定的に業務を遂行する人員、車両台数及び設備器材等が確保されているため、排出量の著しい変化により本計画に定める処理に支障をきたす可能性がある場合など特殊な事情が認められる場合を除き、原則として新規の許可は認めない方針とします。

2-3 中間処理及び最終処分計画

本市の中間処理及び最終処分計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 施設の適切な維持管理

◆ 残渣の減量化

本市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、し尿処理施設である汚泥再生処理センター、嘉麻浄化センターの2施設で行っています。嘉麻浄化センターは供用開始より約24年が経過しているため、機能維持のために適切な維持管理・補修等を行うことで、衛生的で安定した処理を行います。

また、稲築地区においては、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は令和5年度以降、桂苑(焼却施設)にて処理することから、残渣の減量化を図るものとします。

同じく処理過程で発生する脱水汚泥は、現在堆肥化として再利用しており、循環型社会の構築のため、継続していくものとします。

第3節 その他

3-1 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

本市では環境にやさしいまちづくりと生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽を設置する住民に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

【対象】

- ・申請年度内に市内において自ら居住する住宅に浄化槽を設置することができるもの。
- ・申請年度内に、完了検査などの諸手続きを終えられるもの。

【補助対象区域】

- ・嘉麻市全域、ただし嘉麻市地域污水处理施設条例に定める污水处理施設処理区域を除く。

【補助金交付要件】 ※抜粋

- ・浄化槽の設置者が住む専用住宅または併用住宅に設置される浄化槽であること。
※併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住用とする建物であること。
- ・設置者及び世帯を同一としている者に市税等の滞納がないこと。

【補助金額】

浄化槽の人槽区分に応じて以下の金額を補助します。

| 人槽区分 | 新築 | くみ取りからの 転換 | 単独浄化槽からの転換 |
|-----------------|----------|---------------|---------------------|
| 5人槽 | 386,000円 | 386,000円 | 586,000円 |
| 7人槽 | 483,000円 | 483,000円 | 683,000円 |
| 10人槽 | 638,000円 | 638,000円 | 838,000円 |
| 処分費・配管設置費 加算 | — | 処分費 配管設置費 | 90,000円 300,000円 |

※処分費・配管設置費の加算は、くみ取り便槽、単独処理浄化槽を全撤去した場合のみ。

※実際にかかった費用が表の限度額に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額が加算金額となる。

※単独浄化槽からの転換について、浄化槽設置費の加算は、令和3年度から令和5年度の事業。(期間の変更有り)

出典：本市ホームページ